いじめの防止と発生した場合の対処
Ｑ＆Ａ

八王子市教育委員会

目次

はじめに－いじめの防止と対応の必要性

第１　何がいじめか

１　いじめの定義 １１

Ｑ１「A 君が B 君に乱暴なことを言っているのもいじめなのですか。」

２　「いじめ」（法２条１項）の該当性 １２

Ｑ２「『いじめ』に該当するかどうかの判断を行う際の留意点は何ですか。」

３　認知漏れになりやすいもの １４

Ｑ３「『いじめ』に該当するかどうかの判断のときに漏れやすいものは何ですか。」

第２　いじめの防止のために

１　学校いじめ防止基本方針の策定とその周知 １７

Ｑ４「学校いじめ防止基本方針は何のために作るのでしょうか。またその周知は。」

２　学校いじめ対策委員会の設置と運用 ２０

（１）設置に関する留意点 ２０

Ｑ５「学校いじめ対策委員会のメンバーは誰ですか。」

（２）学校いじめ対策委員会の役割 ２３

Ｑ６「学校いじめ対策委員会の役割は何ですか。」

（３）学校いじめ対策委員会の運営 ２５

Ｑ７「学校いじめ対策委員会はどのように運営していけばよいですか。」

３　いじめについての教育や未然防止 ２７

Ｑ８「『いじめについての教育』は、具体的に何をやったらよいのですか。」

４　アンケートと相談体制、家庭・地域との連携 ３１

Ｑ９「いじめをどのように見つけていったらよいですか。」

５　教職員研修と組織対応 ３３

Ｑ１０「教職員の研修をどのように行っていけばよいですか。」

６　インターネットといじめ ３５

（１）インターネットいじめにはどのようなものがあるか ３５

Ｑ１１「インターネットいじめにはどのようなものがあるのですか。」

（２）インターネットいじめの留意点 ３６

Ｑ１２「インターネットいじめの留意点は何ですか。」

（３）インターネットいじめへの対策 ３７

Ｑ１３「インターネットいじめが見えにくく、予防や対処が難しいです。」

第３　いじめが発生した場合の対処

１　いじめがあると思われる事実の把握とその後の対応 ４０

（１）いじめがあると思われる事実を把握してから学校いじめ対策委員会における初回報告までの流れ ４０

Ｑ１４「いじめの相談を受けました。今後どのように対応していけばよいですか。」

参考資料　いじめ対応フローチャート

（２）いじめの疑いを把握した教員によるいじめの事実一覧への記入等..... ４４

Ｑ１５「「いじめの事実一覧」とは、どのような内容を記入するものですか。」

２　学校いじめ対策委員会への報告及び学校いじめ対策委員会の開催..... ４８

（１）学校いじめ対策委員会への報告義務..... ４８

Ｑ１６「対応が済んでいるケースも対策委員会で取り扱う必要があるのですか。」

（２）学校いじめ対策委員会への報告時期　その１

～「いじめを受けていると思われるとき」に「速やかに」の意味～..... ５０

Ｑ１７「学校いじめ対策委員会にはいつ報告すべきですか。」

（３）学校いじめ対策委員会への報告時期　その２

～緊急性を有し、臨時会を開催すべきケース～..... ５１

Ｑ１８「学校いじめ対策委員会で直ちに報告すべきですか。」

（４）学校いじめ対策委員会の開催前に準備すべき事項..... ５２

Ｑ１９「学校いじめ対策委員会の開催に当たり、どのような準備が必要ですか。また、議事録はどのように作成すれば良いですか。」

（５）学校いじめ対策委員会への初回報告時に協議すべき事項..... ５５

Ｑ２０「新規ケースについて、どのような点を協議すれば良いですか。」

３　いじめの事実の有無を確認するための調査の実施 ５８

（１）いじめの事実の有無を確認するための調査に先立ち決定すべき事項..... ５８

Ｑ２１「調査を実施する際はどのようなことを協議、決定する必要がありますか。」

（２）聴取調査の方法及び聴取結果を記録する際のポイント..... ６０

Ｑ２２「聴き取りを行う際や記録する際のポイントについて教えてください。」

（３）加害児童・生徒が否認した際の対応方法..... ６２

Ｑ２３「加害が疑われる児童・生徒がいじめの事実を否認した場合、今後どのようにして、いじめの事実の有無について判断を行えばよいですか。」

（４）いじめの事実を確認するための調査結果に基づく判断..... ６４

Ｑ２４「いじめの事実の有無を判断する際、何を協議すればよいですか。」

４　いじめの認知及び教育委員会への報告 ６５

（１）いじめとして認知した際の教育委員会への報告方法..... ６５

Ｑ２５「いじめを認知した場合、どのように教育委員会に報告すればよいですか。」

（２）双方向のいじめが発生した場合の学校いじめ対策委員会によるいじめの認知　６７
Ｑ２６「相互被害の場合どちらがいじめの加害者となるのですか。」
５　加害児童・生徒及び保護者に対する支援・指導・助言　６８
（１）加害児童・生徒本人及びその保護者に対する支援・指導・助言の方法等　６８
Ｑ２７「被害・加害の本人及び保護者に、どのような対応をとればよいですか。」
（２）いじめの対応記録の作成と保存期間　７０
Ｑ２８「いじめの対応記録を作成するケースはどのようなケースですか。また、いつまで保存しておけばよいですか。」
（３）別室指導の実施とその留意点　７３
Ｑ２９「別室指導の実施に当たって、何か注意すべきことはありますか。」
６　保護者に対する情報提供・録音や書面開示要望への対応　７５
Ｑ３０「保護者対応において、どのような点に留意すべきですか。」
７　警察との連携　７７
Ｑ３１「どのようなケースであれば警察への通報が必要になるのですか。」
８　いじめの対応終了判断　７９
（１）いじめの解消判断　７９
Ｑ３２「いじめの解消判断はどのようにすればよいのですか。」
（２）解消判断以外の対応終了判断　８４
Ｑ３３「解消判断をする前に被害児童が卒業した場合、どのように処理すればよいですか。」
９　いじめの事実一覧（学校いじめ対策委員会への初回報告以降記入欄）、及びいじめの対応記録及び各種報告書の書式並びに記入方法　８５
（１）いじめの事実一覧のうち初回報告後に記入する欄への記入方法　８５
Ｑ３４「初回報告後はいじめの事実一覧に何を記入すれよいですか。」
（２）いじめの対応記録及び各種報告書の作成方法　９９
Ｑ３５「いじめの対応記録及び各種報告書の作成・記入方法を教えてください。」

※「各種様式の記入方法」については、「いじめ対応ハンドブック」の P11「８　各種様式の記入方法」にも掲載しています。

＜いじめ対応ハンドブック保存先＞

校務支援システム C4th「書庫」→ 教育委員会 → 06_教育指導課 → いじめ関連

第４　いじめ重大事態への対処
１　「重大事態」の定義とその該当性判断　１０５
（１）「重大事態」の定義　～「疑い」～　１０５
Ｑ３６「「重大事態」とは、どういう場合なのですか。」

（２）生命心身財産重大事態（１号）..... １０７
Ｑ３７「『生命、心身又は財産に重大な被害』とはどの程度の被害なのですか。」
（３）不登校重大事態（２号）..... １１０
Ｑ３８「『相当の期間』とは、どの程度の期間欠席した場合なのですか。」

（４）児童・生徒、保護者からの申立てと重大事態該当性判断..... １１３
Ｑ３９「いじめがあったかどうか不明な場合でも、重大事態調査が必要ですか。」
（５）「重大事態」該当性の判断主体・基準時..... １１５
Ｑ４０「「重大事態」の該当するか否かは誰が判断するのですか。」
２　教育委員会との連携 １１６
（１）教育委員会への報告、教育委員会による指導・支援..... １１６
Ｑ４１「「重大事態」が発生したと判断した場合、教育委員会に報告しなければならないのですか。また、教育委員会は何をしてくれるのですか。」
（２）教育委員会に対する報告時期・内容・方法..... １１８
Ｑ４２「教育委員会への報告は、どのように行えば良いのですか。」
３　重大事態調査の目的・主体・調査組織 １２０
（１）重大事態調査の目的..... １２０
Ｑ４３「重大事態調査は、何のために行うのですか。たとえ対象児童・生徒や保護者が調査を求めていなくても行わなければならないのですか。」
（２）重大事態調査の主体..... １２３
Ｑ４４「重大事態調査は、学校と教育委員会のどちらがするのですか。」
（３）調査組織の構成..... １２５
Ｑ４５「重大事態調査委員会の構成員は、どうすべきですか。」
４　重大事態調査における調査事項 １２７
Ｑ４６「重大事態調査では何を調査するのですか。」
５　対象児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明 １３０
（１）対象児童・生徒、保護者に対する説明..... １３０
Ｑ４７「対象児童・生徒、保護者に何を説明すれば良いですか。」
参考資料①　いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づく調査の対象児童・生徒の保護者への事前意向確認チェックリスト
参考資料②　重大事態調査の実施について
（２）関係児童・生徒、保護者その他関係者に対する説明..... １４１
Ｑ４８「重大事態調査を行う際に、関係児童・生徒やその保護者等には説明をすべきですか。」
６　重大事態調査の実施 １４３
（１）調査の方法と記録の保存..... １４３

Ｑ４９「重大事態調査ではどのような調査方法をとればよいのですか。また。調査記録の保存についてはどうすれば良いのですか。」
（２）生命心身財産重大事態の調査における留意点..... １４７
Ｑ５０「生命心身財産重大事態調査では、何に気をつけるべきですか。」
（３）不登校重大事態の調査における留意点..... １５０
Ｑ５１「不登校重大事態調査では、何に気をつけるべきですか。」
７　重大事態調査報告書作成後の対応 １５１
（１）対象児童・生徒、保護者に対する情報提供..... １５１
Ｑ５２「重大事態調査の結果を対象児童・生徒やその保護者に対して行う際に気を付けるべきことは何ですか。」
（２）地方公共団体の長その他関係者に対する報告..... １５３
Ｑ５３「重大事態調査の結果について、市長にはどのように報告すべきですか。また、関係児童・生徒やその保護者等に対しても報告すべきですか。」
（３）重大事態調査の結果の公表..... １５４
Ｑ５４「調査結果について、市や学校のホームページ上で公開すべきですか。」
（４）学校として行うべきその他の対応..... １５６
Ｑ５５「重大事態調査を終えた後、学校として他に対応すべきことはありますか。」
８　再調査 １５８
（１）再調査の主体・組織..... １５８
Ｑ５６「どのようなときに再調査が行われるのですか。」
（２）再調査時の留意点..... １５９
Ｑ５７「再調査の際に、学校が留意しておかなければならないことはありますか。」

おわりにーふたたびいじめの防止と対応の必要性

本文中に出てくる法令等

○いじめ防止対策推進法＝「法」
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC1000000071

○いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf

○「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）＝「ネットマニュアル」
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

○いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)（令和５年２月７日）＝「警察連携通知」
https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

○いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和６年８月改訂)＝「調査ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf

○東京都いじめ防止対策推進基本方針＝「都基本方針」
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/houshin

○いじめを許さないまち八王子条例＝「条例」
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/002/001/p021170_d/fil/ijime.pdf

○八王子市教育委員会　いじめの防止等に関する基本的な方針（令和４年２月改訂版）＝「市基本方針」
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/004/0000/p032449_d/fil/kihonnhousinn.pdf

○子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）＝「自殺調査指針」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf

○NPO 法人 CAP センター・JAPAN　子どもたちに伝えたいこと
http://cap-j.net/save-child/child

○文部科学省　いじめの定義の変遷
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1302904_001.pdf

○文部科学省　いじめの認知について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1378716_001.pdf

○文部科学省　別添いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください。～
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_005.pdf

○文部科学省　いじめ対策に係る事例集
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

○『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために－見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を－子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040-2/shiryo/attach/1366995.htm

○八王子市　市立学校文書取扱要領(平成１１年７月１６日決裁)
https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/001/008/024/p009777_d/fil/09-kyoikusomuka.pdf

○いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成２５年６月１９日　衆議院文部科学委員会）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337280.htm

○「いじめ防止対策法の重大事態の解説（案)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/116/shiryo/__icsFiles/afieldfile/2016/03/08/1367335_2_1.pdf

○不登校児童生徒への支援の在り方について（通知)」（令和元年１０月２５日）の別添２「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」
https://www.mext.go.jp/content/1422155_003.pdf

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf

○いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成２５年６月２０日参議院文部科学委員会）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337282.htm

○東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(令和７年４月１日施行)
https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00005328.html

○カスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）（令和６年12月19日）
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/plan/kasuharashishin0612.pdf

はじめにーいじめの防止と対応の必要性

１　いじめはなぜいけないのか

条例前文

子どもは地域そして社会の宝であり、未来の八王子ひいては日本の希望である。子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守られなければならず、何人も子どもの人権を侵害することはできない。

条例３条１項

いじめは、子どもの健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめを行ってはならない。

法１条

…いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み…

いじめは、**子どもの人権を侵害**します。

子どもに大切な権利は、安心・自信・自由だと言われます（NPO 法人 CAP センター・JAPAN　子どもたちに伝えたいこと)。いじめは、子どもが自信をもって安心して自由に生活することを阻害します。

そして、学校に行くことがつらくなり、不登校につながるなど、教育を受ける権利を侵害します。

いじめの中には、傷害、暴行、恐喝、強要など犯罪（非行、触法行為）にあたるものもあります。そうでなくても、人格権を侵害するものとして不法行為に当たります。

「いじめは、いけない。」このことを大人が明確に示すことが大切です。

２　いじめを放置するとどうなるか

①　子どもが亡くなります。

令和７年１月２９日に公表された警察庁・厚生労働省の自殺統計（暫定値）によると、令和６年の小中高生の自殺者数が５２７名であり、その一部はいじめが原因です。子どもは、大人が予想しない形で自殺を考えることがあり、そして実行してしまうことがあります。自殺した後調査してみると、背景にいじめがあったことがわかることもあります。

② **子どもに大きな傷を残します**。

いじめを受けたこどもは、大きな傷を負います。また、子どものころのいじめが原因で大人になっても人間関係がうまくいかなくなることもあります。

③ **訴えられます**。

子どもや親が、学校の安全配慮義務の一環としてのいじめ防止の努力やいじめ発生後の対応が不足しているあるいは不適切と考えれば、学校（被告は市）が訴えられます。訴えられても学校に落ち度がないと判断されれば敗訴とはなりませんが、訴えられることの負担は大きいものがあります。

３　積極的な対応を

子どもを預かり、子どもの権利を保障する場である学校は、子どものために、そして職員を守るためにも、いじめの防止と発生した場合の対応に大きな力を注ぐべきです。

① **各教職員と学校がいじめへの感度を上げること**
② **法令や条例等に従った対応を取ること**
③ **組織的に対応すること**

が求められています。

令和４年３月に、八王子市教育委員会と八王子市教育委員会スクールロイヤー（令和２年１月制度創設）が協力して、このマニュアルを作成しました。

そして、令和６年８月３０日に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたこと及び先生方からのご意見を踏まえ、このマニュアルを改訂しました。

① **いじめの防止**
② **いじめへの対応**
③ **重大事態**

の３本の柱を中心に、Q&A 形式でいじめ予防といじめ対応について説明しました。

今後も現場の先生方のご意見を取り入れ、改訂していくことを予定しています。どうぞご意見をお寄せください。

第１ 何がいじめか

１ いじめの定義

Question１

私のクラスのA君がB君に乱暴なことを言っているのもいじめなのでしょうか。

Answer

ある児童・生徒が心身の苦痛を感じていればいじめです。

法２条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、平成１８年以前は、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とされていました。

平成１８年に、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とされ、平成２５年度から上記のとおり定義されています（文部科学省「いじめの定義の変遷」）。

いじめか否かは、行為の悪質性ではなく、「心身の苦痛を感じている」か否かで決せられますので、児童・生徒間の関係性に留意することが必要です。

A君が乱暴なことを言っていることでB君が傷ついていれば、それはいじめなのです。

２ 「いじめ」(法2条1項)の該当性

Question２

「いじめ」に該当するかどうかの判断を行う際の留意点は何ですか。

Answer

Ｑ１で見たように、いじめは「一定の人的関係にある他の児童等」が行う「心理的又は物理的な影響を与える行為」で、被害児童・生徒が「心身の苦痛を感じているもの」です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します（国基本方針第１・５）。

国基本方針 第１・５

◆具体例◆

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば「一定の人的関係」の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください（文部科学省「いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください。～」）。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして

いじめにあたるか否かを確認する必要があります。ただし、このことは、いじめられた児童・生徒の感じ方を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童・生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童・生徒がいたが当該児童・生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童・生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童・生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童・生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法２２条の学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となります（国基本方針 第１・５）。

また、いじめを行う者、いじめを受けている者は、その状況により立場が変わる場合もあることに注意が必要です。

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行ってください。

３ 認知漏れになりやすいもの

Question３

「いじめ」に該当するかどうかの判断のときに漏れやすいものにはどのようなものがありますか。

Answer

ア　正確ないじめの認知

・「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうおそれがあります。いじめを見落とさないためにも「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください（いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください。～）。

・組織で認知し対応することが重要

いじめであるか否かは、個々の教員が判断するものではなく、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、対策委員会に集め、情報の迅速な共有、及び関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行っていきます。

人によって、特に長い間教職についている教員にとっては、自分のイメージするいじめとは大きく違うかもしれません。

文部科学省の「いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください。～」には、以下のような記載があります。

いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

・『こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか』

・『一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか』

といった声を聞くことがよくあります。確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで…、一回きりだから…）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な

事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

イ　認知漏れになりやすいいじめの例

文部科学省は、認知漏れになりやすいいじめの例として下記のようなものを挙げています。

いじめの認知について

（ごく初期段階のいじめの具体例）

・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

（好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合の具体例）

・AさんはBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。
・入学試験が近いにも関わらず、ゲームばかりをしているAさんにBさんは、こんなことでは希望している高等学校に合格できないとゲームを止めるよう繰り返し注意をした。Bさんは、何度も同じことを言われ苦痛になっている。

「けんか」の捉え方について

・A君は、B君に消しゴムをちぎって投げた。B君は何度も止めてといったがA君は 繰り返し消しゴムをぶつけ、けらけら笑っていた。ついにB君は頭にきてA君を叩いた。するとA君は、「叩いたな」といってB君を押し倒し、馬乗りになって何度もB君を叩いた。B君は、泣き出してしまった。その後、担任が事情を確認すると、A君は、B君が最初に殴ったからやり返しただけだと主張した。担任は、A君の主張のとおり「けんか」と判断した。
・クラス内の２つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言われていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。

いじめを受けていると思われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじ

めではないと判断し「いじめ」の認知漏れとなってしまう問題について

・A 君は、B 君、C 君と休み時間によく一緒に遊んでいる。最近は、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、C はプロレスをやっている際、かなり乱暴。A は２人にやられている。」との話があった。担任が A 君に直接確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、A が苦痛を感じていないと判断し、いじめと認知しなかった。

いじめか否かの判断に当たっては、当事者が「喧嘩両成敗」「大丈夫って言っている」などの発言をしていたとしても、被害児童・生徒が苦痛を感じている場合には、いじめとして認知する必要がある点に注意してください。

第2 いじめの防止のために

１ 学校いじめ防止基本方針の策定とその周知

Question４

学校いじめ防止基本方針は何のために作るのでしょうか。何を盛り込めばよいのでしょうか。また、その周知はどのように行うべきでしょうか。

Answer

学校基本方針を作ることによって、組織としての対応を確保し、児童・生徒及び保護者に安心感を与えるとともに、学校基本方針を効果的に運用することで、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応の徹底、いじめの重大化防止にもつながります。

いじめ（重大事態）が発生した場合に、法や学校基本方針に則った適切な対応、何が重大事態にあたるのか、重大事態への適切な対処の在り方などを認識・理解していなければ、迅速かつ適切な対応をすることができません。

そのため、**学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に周知し、理解を深めるとともに、重大事態とは何か、重大事態への対処法を全教職員が認識しておくことが必要です。重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくようにしましょう**（調査ガイドライン第２章参照）。

各学校は、国基本方針、都いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての**基本的な方向**や、**取組の内容**等を「学校いじめ防止基本方針」として定める必要があります。

法１３条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ア　学校基本方針を定める意義

国基本方針 第２・３・(２)

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、**教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。**

・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、**児童生徒及びその保護**

者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、**いじめの加害者への支援**につながる。

イ　学校基本方針の内容

国基本方針 第２・３・(２)

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、**年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。**

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、**学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す**、という PDCA サイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

ウ　学校基本方針と学校評価

国基本方針 第２・３・(２)

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に

係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。**各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。**

エ　学校基本方針の策定

国基本方針 第２・３・(２)

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、**策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。**

２ 学校いじめ対策委員会の設置と運用

（１）設置に関する留意点

Question５

学校いじめ対策委員会のメンバーは誰でしょうか。

Answer

管理職、生活指導主任、学年主任などです。

法２２条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

国基本方針 第２・３・(３)

法第２２条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

ア　八王子市が求めるメンバー

・必須の構成員＝**校長、副校長、生活指導主任、SC または SSW、学年主任**

メンバーとした上でできるだけ参加＝**養護教諭**

必要に応じて参加＝学級担任、専科担任、教務主任

オブザーバーとして参加することもある＝指導主事、弁護士

・**参加者の１人をコーディネーター**とします。

※SC については、SC の勤務日との調整がつかない場合に、構成メンバーとして位置付けた上で、勤務日に会議の内容を報告するという形をとることは可能か、という問題があります。

会議の中での議論も重要なことを考えると、構成員が毎回欠席というのは望ましくありません。勤務日の調整がどうしてもつかない場合は、SSW を委員とし、SC とは情報共有をしていただくことが望ましいと思います。

イ　学校いじめ対策委員会の構成員ごとの役割

（ア）校長・副校長

・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮

・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成

・学校通信や学校の Web ページ等で、学校のいじめ防止等の取組について情報発信

（イ）教務主任

・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理

（ウ）生活指導主任

・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教員間で共通理解

・いじめ問題に関する情報収集と記録

・関係機関との連携・調整

・生徒指導部会の実施・教育相談主任

・教育相談の実施状況の報告

・気になる児童・生徒への対応の提案

・SC との面談計画の提案、調整

（エ）養護教諭

・保健室における相談状況等の報告

・保健室の活用についての提案

（オ）学年主任

・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告

・いじめ防止活動についての学年の取組を提案・報告

（カ）SC・SSW

・加害、被害児童・生徒や保護者への対応、学校の相談体制へのアセスメント

（キ）コーディネーター

・構成員のうち１人をコーディネーターとしてください。

・コーディネーターの役割としては、①議事録の書式をもとにした議論すべき事項の整理、②配付資料の準備、③進行管理が挙げられます（Ｑ１９も参照してください）。

（２）学校いじめ対策委員会の役割

Question６

学校いじめ対策委員会の役割は何ですか。

Answer

学校いじめ対策委員会は、いじめか否かの認定、当面の対応方針の確認、校内で把握されているいじめ進行ケースの解決に向けた進行状況確認、当面「見守り」ケースの「解決」の認定、調査事案（教育委員会との共有事案を含みます。）の進行確認など、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。

具体的には、次に掲げる役割が挙げられます。

ア　**未然防止**

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ　**早期発見・事案対処**

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有をはかるとともに、関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
・いじめの被害児童・生徒に対する支援、加害児童・生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ　**学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組**

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）
・役割が児童・生徒に認識されるための取組

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、対策委員会は、児童・生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に対策委員会の教職員が児童・生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要があります。

また、いじめの早期発見のためには、対策委員会は、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにしていく必要があります。

さらに、児童・生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童・生徒がいじめ対策委員会の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効です。

加えて、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待されます。

（３）学校いじめ対策委員会の運営

Question７

学校いじめ対策委員会はどのように運営していけばよいでしょうか。

Answer

ア　学校いじめ対策委員会の主な活動や取組

- **いじめ相談・通報の窓口**になります。
- **いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有**を行います。
- いじめの疑いの情報があった時には、緊急会議を開き、**いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施**します。

イ　会議の実施について

対策委員会は、生活指導のための会議などとは別に、独立して行ってください。

例えば、以下のような運用が考えられます。

（ア）週１回の定例会議

・会議前の準備

専科・養護教諭→学級担任にいじめに関する気づき、進行ケースの報告

学級担任→学年主任にいじめに関する気づき、進行ケースの報告
いじめ認定や進行ケースに関して相談があれば簡単なレジュメ作成

学年主任→学年のいじめに関する気づき、進行ケースの報告をとりまとめて生活指導主任（副校長）に共有

生活指導主任→進行ケースについて整理
学校基本方針・研修などについて提案を整理

・会議

１週間の新ケースの報告　「いじめ」か否かの認定・当面の対応方針の確認

校内で把握されているいじめ進行ケースの解決に向けた進行状況確認

当面「見守り」ケースの「解決」の認定

調査事案（教育委員会との共有事案を含む。）の進行確認

（イ）朝や昼の時間などを利用した臨時会議

- 新ケースで「いじめ」か否かに迷う場合、方針に迷う場合
- 保護者対応での相談
- 重大事態の可能性があるものの対応

※定例会議は予め年間スケジュールに組み入れておいていただきたいと思います。
臨時のものは、各校で決めていただいたコーディネーターが担任等から相談を受けてその必要性を判断し、管理職に確認した上で開催されるものと思います。

ウ　記録に残す

新ケース、進行ケース、「解決」したとするケース、報告書を作る可能性があるケース、のそれぞれについて記録を残します（参考書式・Q３４以下参照）。

３ いじめについての教育や未然防止

Question８

児童・生徒への「いじめについての教育」は、具体的に何をやったらよいのでしょうか。

Answer

すべての教育活動の中でいじめの予防をしていく必要があります。

安心・安全な学校づくりの中で、いじめられた子の痛みを考えられる力をつけたいものです。

法１５条１項・２項

１　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア　児童・生徒が安心して生活できる学級・学校風土の創出

八王子市基本方針 Ⅱ・２・(３)

（ア）魅力ある授業の実現

○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行います。

○児童・生徒が話し合い、学び合うことで互いのよさを実感する授業を実践します。

○児童・生徒一人ひとりに目標をもたせ、集中して学習に取り組むよう、学習意欲を高める授業を行います。

（イ）豊かな情操を育み、人権意識や規範意識を高める指導

○学校の教育活動全体を通じて道徳教育及び体験活動を充実させます。

○道徳科の授業においては「友情、信頼」「親切、思いやり」の項目で、必ずいじめの防止等に関わる内容を取り上げ、身近な人間の存在がいかに大切かを指導します。

○校内研修等を通して、教職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に進めます。

○以下のような人権上の配慮が必要な児童・生徒については、当該の児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携し、教職員間での適切な情報共有を行いながら他の

児童・生徒に対して指導を行います。
①発達障害を含む障害がある児童・生徒
②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒
③東日本大震災等により被災した児童・生徒
○東京都や市で作成した指導資料を活用し、SNS の利用を含めた情報通信機器に関わる情報モラルについての指導を、保護者と協力して行います。
（ウ）自己肯定感や自己有用感を高める取組の充実
○児童・生徒一人ひとりが活躍できる場や機会を設定します。
①学年や発達段階に応じた目的や役割を、児童・生徒一人ひとりに設定します。
②特別活動を中心に、異年齢交流活動、係・委員会活動、クラブ・部活動を通して、児童・生徒一人ひとりが達成感を味わえるような活動を行います。
③児童・生徒同士が問題や課題に集団で取り組むことで、心の結び付きや信頼感を深められるようにします。
（エ）よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
○学級活動における話合いを通して次のような態度を育成します。
①児童・生徒が学級・学校や地域社会の一員として、よりよい生活をつくろうとする態度
②答えが一つではない課題や想定外の事態に対し、多様な他者と協働して解決しようとする態度
（オ）児童・生徒と教職員の信頼関係の構築
○教職員一人ひとりが次の点に十分に留意します。
①児童・生徒との普段からのコミュニケーション
②児童・生徒の話を受容的・共感的に聴く姿勢
③児童・生徒の多様性を認め一人ひとりを尊重する指導
○どのような小さな不安でも、児童・生徒の相談を教職員が親身に聴き、ともに解決を図っていくことを通じて、信頼関係を築いていきます。

イ　いじめを許さない指導の徹底

八王子市基本方針 Ⅱ・２・(３)

(ア)相談についての指導
○児童・生徒がストレスや困難を感じた時に対処する方法として、大人や友だちに相談する方法があることを指導します。特に、悩みや不安があるときは、周囲の信頼できる大人に必ず相談するよう伝えます。
○発達段階に応じて、友だちから悩みや不安を打ち明けられたときの対応について指導します。

（イ）いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

○「いじめ防止に向けた行動指針」を学校内に掲示する等、児童・生徒や保護者等が、学校のいじめの防止等の対策について理解するよう工夫します。

○「学校いじめ防止基本方針」の概要、いじめに該当する行為等を示したポスターを掲示します。

（ウ）「いじめに関する授業」の実施

○全学級で「いじめに関する授業」を、意図的・計画的に年間を通じて実施します。（３回以上）

①全ての児童・生徒に対していじめは絶対に許されない行為であることを理解させます。

②児童・生徒が話合いを通じて考える活動を行います。

③どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導します。

④同じ言葉や行為でも、状況や立場によって捉え方が異なることについて指導します。

（エ）弁護士等を活用した「いじめ予防授業」の実施

○必要に応じて、「法教育プログラム」等を活用し、弁護士を講師として招いて「いじめ予防授業」を実施します。

○弁護士以外にも、人権擁護委員や医師等を活用して「いじめ予防授業」を実施します。

ウ　児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度を育成する取組の推進

八王子市基本方針 Ⅱ・２・（３）

(ア)児童会・生徒会活動による取組

○児童会・生徒会等で話し合い、合意形成と自己決定を重視した取組を行えるようにします。

○児童会・生徒会活動の中で、児童・生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどして、いじめ防止の取組が推進されるようにします。

○話し合われた内容を基に、全ての児童・生徒が考えたり、行動したり、参加したりする意識がもてるように、教職員が児童・生徒に取組を促す指導を行います。

(イ)東京都や市で作成した指導資料に基づく「学校のルール」「家庭のルール」の取組

○児童・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動するために、全ての学校において指導資料に基づいて、学級や学年で児童・生徒同士が話し合って「学校のルール」を決めます。

○家庭での話し合いで「家庭のルール」が決められるよう、保護者への啓発を行います。

(ウ)児童・生徒が互いに認め合う取組

○児童・生徒が互いのよさを認め合い、信頼を高めることができるような、自己肯定感や

自己有用感を育む取組を行います。
○教職員が率先して児童・生徒のよさを発見し、そのよさが集団の中でどのように生かされているかを児童・生徒に伝えます。
○異学年で構成された班ごとに、意見を交流する取組を行います。

児童・生徒への「いじめについての教育」は、自己肯定感・自己有用感を育み自分の大切さを理解させるとともに、いじめがどのように他人を傷つけるかを伝え、いじめが許されないものであることを教えることが大切です。

４ アンケートと相談体制、家庭・地域との連携

Question９

いじめをどのように見つけていったらよいでしょうか。

Answer

アンケート調査、教育相談や個人面談の実施と併せて、子どもたちの違和感に気付けるように日頃からアンテナを高くしておくのが良いでしょう。

アンケートなど日頃の取り組みがきっかけでいじめを発見した割合は、５０％を超えています。そのため、アンケートは有用ですが、高学年になると実際のところが分からないことがあり、取り方を工夫する必要があります。

法１６条１項ないし４項

１　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア　いじめの早期発見のための措置

国基本方針 第２・３・(４)・ⅱ)

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、そ

れらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。
　アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

イ　保護者（家庭）、地域、関係機関等との共通理解

八王子市基本方針 Ⅱ・２・（３）

エ　保護者（家庭）、地域、関係機関等との共通理解

（ア）「学校いじめ防止基本方針」の内容やいじめ防止に向けた取組について、年度当初の、保護者会、学校運営協議会、「学校サポートチーム」の会議、地域自治会の会合等の機会に説明するとともに、道徳授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えて繰り返し説明し、理解を図ります。

（イ）「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校だより」等を活用して内容を周知します。

（ウ）「学校サポートチーム」の会議を学期の始め等、定期的に開催して、「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築きます。

八王子市基本方針 Ⅱ・２・（４）

オ　保護者（家庭）、地域、関係機関からの情報提供や通報体制の構築

（ア）学校相談体制と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教職員以外の人材への相談方法等を保護者（家庭）に周知します。

（イ）保護者（家庭）、地域や関係機関からの情報提供や通報が行われるよう、それぞれの組織等の定期的な会合・会議の際に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明し、連携・協力体制を築きます。

（ウ）学校非公式サイト等の監視による情報を受け取った場合、該当すると思われる児童・生徒の状況を迅速に確認する等、いじめの早期発見に努めます。

ウ　地域・関係機関との連携

八王子市基本方針 Ⅱ・２・（５）

（イ）八王子市全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、地域の方（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）や、当該児童・生徒が地域の体育施設や児童館、学童保育所等を利用している場合にはその職員による言葉掛け、登下校時の見守りなどを依頼します。

　いじめを取りこぼさないためには、子どもからの声をこぼさないようにします。保護者の気づきも学校に伝えてもらえるよう窓口や子ども見守りシートの活用を周知します。

５ 教職員研修と組織対応

Question１０
教職員の研修をどのように行っていけばよいでしょうか。

Answer

外部講師も活用した積極的な研修が必要です。

法１８条１項・２項

１　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

法３４条

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

ア　「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

八王子市基本方針 Ⅱ・２・(７)

○全教職員が、保護者等に対して分かりやすい言葉で概要を説明できるように、校内研修において内容を共通理解するための機会を設けます。

○校内研修や職員会議等において、「チェックリスト」を用いて一人ひとりの取組状況に関する定期的な点検を行います。

イ「いじめに関する研修」の実施

八王子市基本方針 Ⅱ・２・(７)

○校内研修を年間３回以上実施します。

（ア）年度当初の１回目の研修においては、「学校いじめ防止基本方針」の内容を全教職

員で共通理解します。
（イ）３回のうち１回は、全教職員でいじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定されている「重大事態」の内容について共通理解します。
（ウ）２回目以降の校内研修や職員会議等において、「チェックリスト」を用いて教職員一人ひとりが自分の取組を振り返ります。
（エ）校長はその「チェックリスト」をもとに適切な助言を行います。
（オ）全教職員が、いじめに関する施策や学校いじめ防止基本方針の内容を理解し、組織的な対応ができるようにします。
（カ）本研修を通して教職員が軽微な段階でいじめに気付くことをねらいとします。

ウ　PDCA サイクルによる取組の自己評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

八王子市基本方針 Ⅱ・２・(７)

○いじめの認知件数で学校の取組を評価するのではなく、日常より児童・生徒とコミュニケーションを図り、その特性を理解して、小さな変化を見逃さない学校としての体制・取組を評価します。
○年間計画に基づき、アンケート、個人面談、校内研修、「いじめに関する授業」、及びその他の学校独自の取組を確実に実施します。
○年度末には、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDCA サイクルの中で検証し、次年度に向けて「学校いじめ防止基本方針」を見直します。

エ　コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり

八王子市基本方針 Ⅱ・２・(７)

○いじめの解決に向け、教職員が情報を共有して組織的に取り組める環境を整えます。
（ア）管理職をはじめとする全教職員が、互いの立場を理解して言葉掛けを行います。
（イ）全教職員が主体的に学校運営に参画する意識をもてるようにします。
（ウ）年齢や経験年数、その学校での在職期間に関わらず、互いに助言できる関係をつくります。

教職員研修では、教職員自らいじめに気付き、共有し、解決していく力をつけていきたいです。

６ インターネットといじめ

（１）インターネットいじめにはどのようなものがあるか

Question１１
インターネットいじめにはどのようなものがあるのでしょうか。

Answer

インターネットを通じたいじめでは、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童・生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合があります。この場合は、「いじめ」の定義には当たりませんが、いじめと同様に対応します。

インターネットを通じたいじめには、

・パソコンや携帯電話から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の児童・生徒に関する誹謗・中傷の書込み
例 いわゆる学校裏サイト上に、「○○さん（実名）を無視しよう」とか、「○○さん（実名）の顔がキモイ」などという書き込みをされた。
・ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の児童・生徒の個人情報を無断で掲載
例 他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み（キモイ、ウザイ、死ね等）をされたため、クラス全体から無視された。
・特定の児童・生徒の悪口や誹謗中傷を不特定多数の携帯電話等にメールで送信（チェーンメール）
例 「○○さん（実名）は、いじめを繰り返し行っている。私は決して許すことができない。」という全く事実無根の内容のメールを複数の人物に対して送るように促すメールが、同一学校の複数の児童・生徒に送信された。
・特定の児童・生徒になりすましてネット上で活動し、その児童・生徒の社会的信用を落としめる行為（なりすましメール）
例 「○○さん（実名）」になりすまして、無断でプロフが作成され、「暇だから電話して」とか、「彼氏募集中」などといった書き込みをされたうえ、メールアドレスや携帯電話番号を勝手に記載された。

などがあります。

他にも、特定の子どもの誹謗・中傷などを、学校裏サイト、チェーンメール、なりすましなどによって行うもの等があります。

（2）インターネットいじめの留意点

Question１２
インターネットいじめの留意点は何ですか。

Answer

インターネットいじめに関しては、

・不特定多数の者から、特定の児童・生徒に対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること
・ネットが持つ匿名性から安易に書き込みが行われている結果、児童・生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと
・児童・生徒が利用する学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）を用いて、情報の収集や加工が容易にできることから、児童・生徒の個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること
・保護者や教員など身近な大人が、児童・生徒の携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教員により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること

などの留意点が指摘されています。（『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために－見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を－子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第２次】）

法１９条１項・２項

１　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

インターネットいじめの留意点としては、被害が短期間で極めて深刻なものとなること、児童・生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、児童・生徒の個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されていること、実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であることなどがあげられます。

（３）インターネットいじめへの対策

Question１３

インターネットいじめが見えにくく、予防や対処が難しいです。

Answer

ア　インターネットいじめの予防

インターネットのいじめの予防のためには、定期的な閲覧などによって発見に努めるとともに、発見した場合には迅速に対応することが必要です。

・保護者や教員自身が、携帯電話やインターネットが有しているメディアとしての特性や各端末の機能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深めていくことが必要です。また、保護者や学校は、児童・生徒が携帯電話やインターネットをどのように利用しているのかといった、その利用実態について関心を持ち、日頃からその把握に努めることが重要です。

・学校では、小学校の低学年段階から、情報モラルを確実に身に付けさせるため、平成２９年３月に告示された新しい学習指導要領を踏まえつつ、各教科等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた「情報モラル」に関する指導のより一層の充実を図ることが必要です。その際に、今回の学習指導要領の改訂においては、「生きる力」という理念の共有がポイントとされ、各教科等を貫く重要な改善の視点として、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である「言語活動の充実」があげられていることから、「情報モラル」に関する指導においても、児童・生徒が他者や社会とかかわる上で必要な力である「言語に関する能力の育成」の観点を踏まえ指導を実践していくことが重要です。なお、実際にこれらの指導を行うに当たっては、国で作成している教員向けの指導モデルカリキュラムや指導事例を紹介する教員向け Web サイト等を活用することが有効です。

・児童・生徒の携帯電話の利用やその影響にも目を向けて、外部人材の協力も得ながら、適切に指導していくことも必要です。児童・生徒の携帯電話の利用をめぐる事態の深刻化を考慮し、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを必ず策定し、それを徹底していくことが必要です。携帯電話は、児童・生徒の通学時における安全等の観点から、有効な場合もありますが、一般的に学校教育活動において、必ずしも必要なものとは言えないと考えられることから、特に、小・中学校においては、真に必要な場合を除き、学校へは持ち込まないように指導していくことも検討すべきです。

・学校としても、家庭に対し、情報モラルについて家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかけるとともに、有害情報に関する意識の向上を図り、フィルタリングの普及を働きかけていくことが重要です。

・学校では、日頃から『ネット上のいじめ』に関して子どもが発する危険信号を把握する

ように努めるとともに、その未然防止・早期発見の観点から、保護者や地域人材等の協力も得ながら、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）やプロフ等の定期的な巡回・閲覧活動を実施していくことが重要です。また、国や教育委員会が作成する「対応マニュアル」を活用するなどして、誹謗・中傷等を発見した場合や児童・生徒や保護者等から相談があった場合の学校としての対応について、学校全体での共通理解を日頃から確保していくことが大切です。学校では、誹謗・中傷を発見した場合等には、「対応マニュアル」を参考に、被害児童・生徒や保護者に対して迅速かつ適切に対応するとともに、日頃から校内の相談体制を整備しておくことが重要です。

・SNS などによるいじめを発見した場合に、児童・生徒に対して SNS 上のメッセージの提出を求められるかという問題があります。確かに、グループ LINE などでは、スマホを所持している児童・生徒にあてたものではない（他の児童・生徒から他の児童・生徒への）メッセージも閲覧することになります。しかし、その場合も、送信した児童・生徒はそのスマホをもっている児童・生徒（提出者）も見ていることはわかって送信しているので、調査のために他の児童・生徒から他の児童・生徒へのメッセージも見せてもらうことができると解されます。また、『ネット上のいじめ』の特徴として、加害児童・生徒が簡単に被害児童・生徒になってしまうことがあることから、加害児童・生徒に対しても同様に迅速かつ適切な対応が求められます。（『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために－見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を－子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第２次】）

イ　インターネットいじめへの対処

（ア）インターネットいじめの発見と初期対応

インターネット上のいじめを認知したら、まずは対策委員会を開き、方針を決定します。加害及び被害児童・生徒への聞き取りを行いますが、その際、インターネットでは**なりすまし**も十分あり得るので注意をします。保護者に学校の対応を説明し相談しながら進めること、教育委員会への報告・相談が必要なことは他のいじめと同じです。

（イ）インターネットいじめの証拠保全

SNS 等の書き込みの日付や内容を確認します。

できれば該当の書き込みをスクリーンショットで保存し、印刷します。

サイト上にプロフィールがある場合は、プロフィールを確認し、書き込んだ児童・生徒を特定します。

（ウ）削除などの対応

学習用端末での書き込みの場合、教育委員会教育指導課に連絡し、連携して対応します。

書き込んだ者が特定できる場合には、内容・状況に応じ、①書き込んだアカウントを削除、②書き込みを削除、③書き込んだアカウントを非公開、④プロフィールから学校

名等を削除します。

書き込んだ者が特定できない場合、サイト管理者、サイトのプロバイダに削除を依頼します。

（エ）児童・生徒の指導

必要に応じ、学年集会や全校集会などで、ネット上のいじめのリスクについて指導します。

第３ いじめが発生した場合の対処

１ いじめがあると思われる事実の把握とその後の対応

（１）いじめがあると思われる事実を把握してから学校いじめ対策委員会における初回報告までの流れ

Question１４

私が担任するクラスの児童から、いじめの相談を受けました。今後どのように対応していけばよいですか。

Answer

法２３条１項は、次のとおり、児童・生徒等からいじめに係る相談を受けた場合など、いじめがあると思われる事態を個々の教員が把握した場合に「いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置」をとるよう求めています。

法２３条１項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

ここにいう「いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置」とは、対策委員会に報告（情報共有）し、学校としての組織的な対応につなげることを意味します。このため、**いじめの相談を受けるなどいじめの疑いを把握した教員がいじめに係る情報を抱え込み、対策委員会に報告を行わないことは、法２３条１項の規定に違反し得ることとなります（国基本方針 第２・３・（４）・ⅲ）参照）**。

また、児童・生徒から教員に対して、いじめ（の疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった場合に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、当該教員に相談をした児童・生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性があります。このため、いじめに係る情報が個々の教員に寄せられた際には、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに対策委員会に報告し、学校の組織的な対応に繋げるようにしてください（国基本方針別添２・（３）・②）。

そのためには、誰がいじめの相談を受けた場合であっても、全てのケースで同様の対応をとれるようにするため、平時のうちから、個々の教員がいじめ（の疑いを含む）に係る情報の報告・相談を受けた際の対応方法（情報共有の順序等）を事前に決定しておき、その内容を当該学校に所属している全教員において共有しておくことが重要です。

八王子市が提供している「いじめ対応フローチャート」（後掲参考資料）には、個々の教員がいじめの（疑いを含む）事実を把握した後の情報共有等について、次のような流れを標準モデルとして記載しています。

① いじめの疑いを把握した教員が「いじめの事実一覧」に必要事項を記入

⬇

② 当該教員から学年主任に対して、当該ケースに関する情報を「いじめの事実一覧」に加筆したこと及びその記載内容を報告

⬇

③ 学年主任から、対策委員会のコーディネーターに対して、当該ケースに関する情報が「いじめの事実一覧」に加筆されたこと及びその記載内容を報告

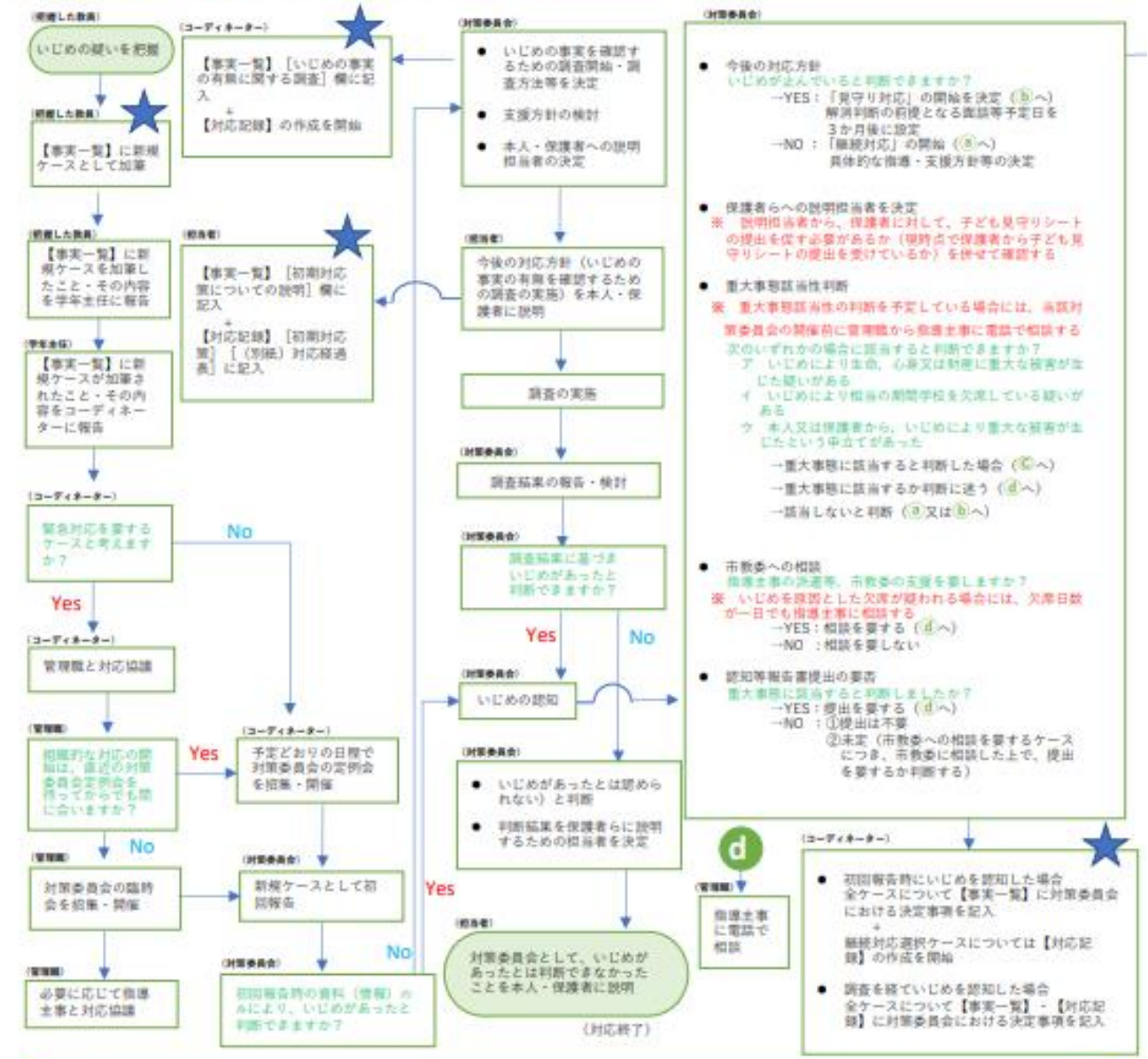
⬇

④ 当該ケースの対応方法等を対策委員会において議論

上の流れのうち、学校の規模が小さく、在籍児童・生徒の人数が少ない場合などは、学年主任による情報の集約過程等が不要になることもあると思われますので、学校の規模等に応じた使い勝手のよい運用ルールを平時のうちに定めておくようにしてください。

（参考資料）

いじめ対応フローチャート



○ **本フローチャートの使用方法**

* 本フローチャートは、左上のボックス（いじめの疑いを把握）から、順に、一般的ないじめ対応の流れを図示したものになります。ケースによっては、本フローチャートと異なる対応を要する場合もありますので、ケースごとに適切な対応をとるようにしてください。
* 本フローチャートでは、各ボックス内に記載されている対応を誰がとるべきかをボックス上の（　　）内に記載しています。
* 対応の内容が【いじめの事実一覧】や【いじめの対応記録】に必要事項を記入したり、各種報告書を作成・提出したりするものである場合には、枠の右上に★マークを付けてあります。（※ 【いじめの対応記録】を作成しているケースについては、本フローチャートに記載されている場合以外にも、電話、面談、打合せ、会議、書面提出等の様々の対応をとるたびに［（別紙）対応記録表］に対応の経過を細かく記載していく必要がありますので注意してください。）

○ **本フローチャート上の略語**

対策委員会（学校いじめ対策委員会）／コーディネーター（学校いじめ対策委員会コーディネーター）／市教委（八王子市教育委員会）／指導主事（八王子市教育委員会教育指導課指導主事）／単に「本人」と表記（被害児童・生徒本人）／単に「保護者」と表記（被害児童・生徒の保護者）


（担当者）
今後の対応方針を本人・保護者に説明
※　現時点で子ども見守りシートを受領していない場合には、保護者に対して、子ども見守りシートの提出を促す
（担当者）
● 初回報告時にいじめを認知した場合
全ケースについて【事実一覧】［初期対応策についての説明］欄に記入
＋
継続対応選択ケースについて【対応記録】［初期対応策］の欄・［（別紙）対応記録］に記入
● 調査を経ていじめを認知した場合
全ケースについて【対応記録】［（別紙）対応を記録］に記入
（管理職）
【重大事態発生報告書】【認知等報告書（添付：子ども見守りシートの写し）】を作成し、市教委に提出
c
市教委から学校で重大事態調査を実施することになったと連絡がありましたか？
No
今後の対応は市教委からの指示に従う
Yes
（対策委員会）
重大事態調査委員会の立ち上げに向けた準備（構成員の決定等）を行う
※　構成員の決定は被害者側の意向を踏まえて行う
（重大事態調査委員会）
● 重大事態調査の方法等を決定
● 保護者らへの説明担当者を決定
（担当者）
重大事態調査の実施方法等につき、被害児童生徒本人及び保護者らに説明（書式を使用）
※加害側にも調査前か調査と並行して説明
調査の実施
（重大事態調査委員会）
● 調査結果の取り纏め
● 【重大事態調査報告書】を作成
● 保護者らへの説明担当者を決定
（担当者）
● 【重大事態調査報告書】の内容を被害・加害の本人及び保護者らに説明
※　加害側への説明方針について被害側保護者に再度確認した後に、加害側への説明を行う
● 被害側保護者に対して、【重大事態報告書】に所信を添えられること、所信の提出期限（原則２週間）を説明
【重大事態調査報告書】を市教委に提出
a
《継続対応中のケース》
a
本人が心身の苦痛を感じなくなるまでの間、支援・指導等を実施
（対策委員会）
● いじめが止んでいるとの見立て
● いじめが止んでいるかを本人から確認する担当者を決定
（担当者）
本人との面談等により、いじめが止んでいること・いじめが止んだ時期を確認
（担当者）
【対応記録】［（別紙）対応記録表］に確認結果を記入
（担当者）
コーディネーターに対して、本人からの確認結果（いじめが止んだ時期等）を報告
（対策委員会）
● いじめが止んだ時期等（確認結果）を報告
● 見守り対応への移行を決定
● 本人から確認したいじめが止んだ時期から３か月後の日付を解消判断の前提となる面談等予定日に設定
（コーディネーター）
【事実一覧】［今後の対応］に記入（「見守りにより対応する」を選択し、面談等予定日を記入）
b
《見守り対応中のケース》
b
（対策委員会）
● 解消判断の前提となる面談等予定日が近日到来することを確認
● 面談等担当者を決定
（担当者）
本人・保護者との面談等により、以下の対応を行う。
● 本人がいじめにより心身の苦痛を感じていないことを確認
● 今後の対策委員会で解消判断を実施する予定であることを説明
● 今後も学校として本人をフォローしていくことを説明
● 保護者に対して、子ども見守りシートを交付
（担当者）
【事実一覧】［面談等結果］欄に記入
（対策委員会）
● 本人がいじめにより心身の苦痛を感じていないことを確認した旨を報告
● いじめの解消判断
（コーディネーター）
全ケースについて【事実一覧】［対策委員会における対応終了判断］欄に記入
＋
【対応記録】作成ケースについては【対応記録】［学校いじめ対策委員会としての解消判断］欄に記入
認知等報告を提出しているケースのみ
（管理職）
【解消判断報告書】を作成して市教委に提出
（対応終了）

（２）いじめの疑いを把握した教員によるいじめの事実一覧への記入等

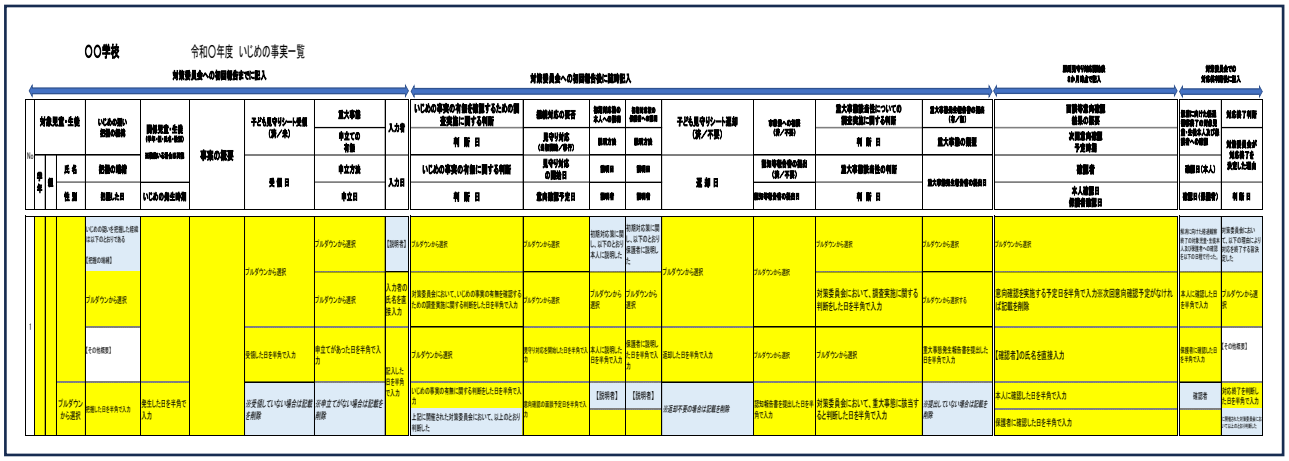
Question１５

本日、私の担任するクラスの中でいじめが発生し、私がその事実を把握しました。そこで、これから「いじめの事実一覧」に当該ケースの概要を記入しようと思うのですが、「いじめの事実一覧」とは、どのような内容を記入するものですか。また、今回記入したものは、今後どのように使用されることになるのでしょうか。

Answer

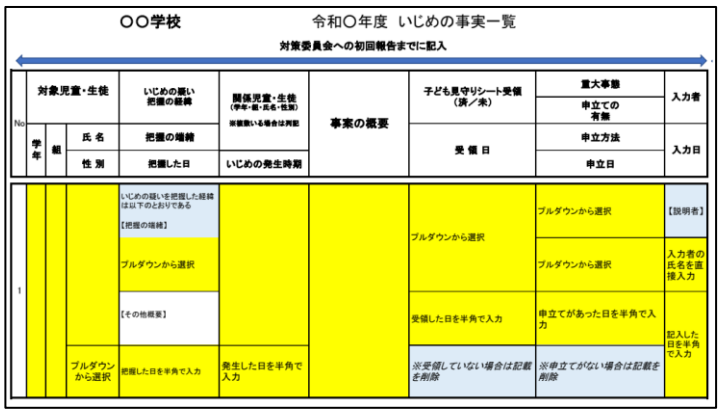
ア　「いじめの事実一覧」の書式及び基本的な入力方法

「いじめの事実一覧」とは、次の形式で作成されたエクセルの書式です。



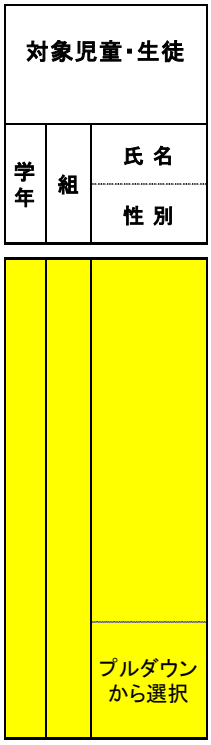
「令和×年度いじめの事実一覧基本データ」等とファイル名を付けたデータを学校と教育委員会との共有フォルダに保存しておき、記入者は、この基本データに上書きしていくようにしてください。記入欄が不足した場合には、書式が入力されている欄をコピーして行を増やしながら使用するようにしてください。

イ　学校いじめ対策委員会への初回報告前に記入すべき項目について

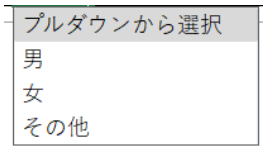


いじめの疑いを把握した場合には、学校いじめ対策委員会への初回報告前に「いじめの事実一覧」の左記の部分に必要事項を記入します。なお、各欄の記入方法は、以下のとおりです。

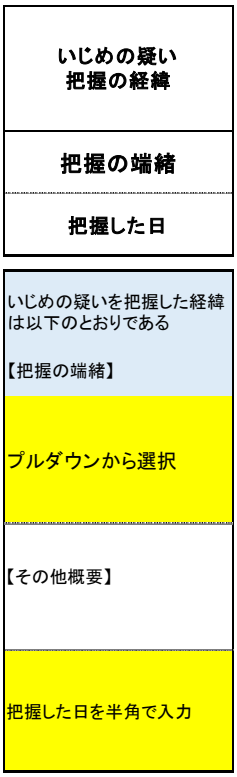
① 対象児童・生徒の欄について



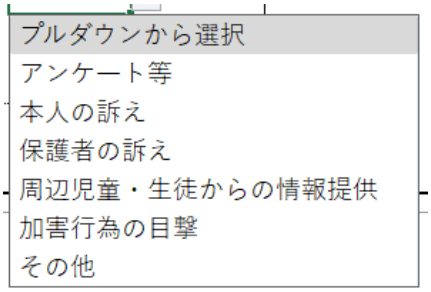
対象児童・生徒の欄には、対象児童・生徒の学年、クラス及び性別を入入力します。なお、性別についてはプルダウンから選択します。生物学上の性別と本人の性自認に乖離がある場合などについては「その他」を選択するようにしてください。



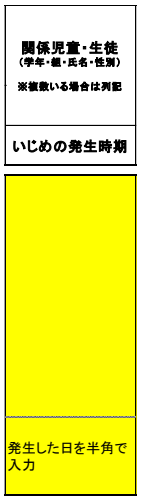
② いじめの疑いの把握に関する欄について



いじめの疑いを把握した端緒について入力します。把握の端緒についてはプルダウンから適切な項目を選択してください。事案に即した項目がプルダウンに存在しない場合には、「その他」の項目を選択した上で【その他概要】の下に把握の端緒を簡潔に入力します。また、いじめの疑いを教員が把握した日を最下段に入力してください。

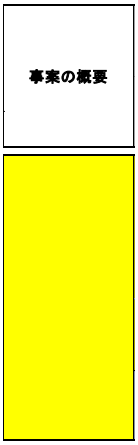


③　関係児童・生徒に関する欄について



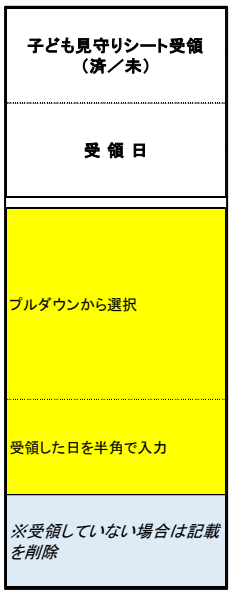
関係児童・生徒の欄には、加害が疑われる関係児童・生徒に関する情報（氏名・学年・クラス）を入力します。関係児童・生徒が多人数に及ぶ場合には、主要なメンバーを列記するようにしてください。なお、加害者不明のケースについては「不明」と入力し、事後の調査を経るなどして関係児童・生徒が特定された場合には、その段階で関係児童・生徒に関する情報を入力した上で、同欄の末尾に（令和〇年〇月〇日加筆）として情報を加筆した日を入力してください。

④　事案の概要に関する欄について

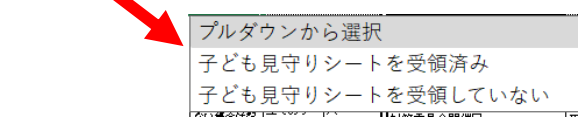


事案の概要の欄には、なるべく簡潔にケースの概要を入力します。ただし、いじめの事実一覧は、後記のとおり、市教委への報告のための書式を兼ねていることから、ケースの詳細を知らない指導主事等が内容を確認した際にどのような事案であるかがわかるような記載方法を心がけてください。

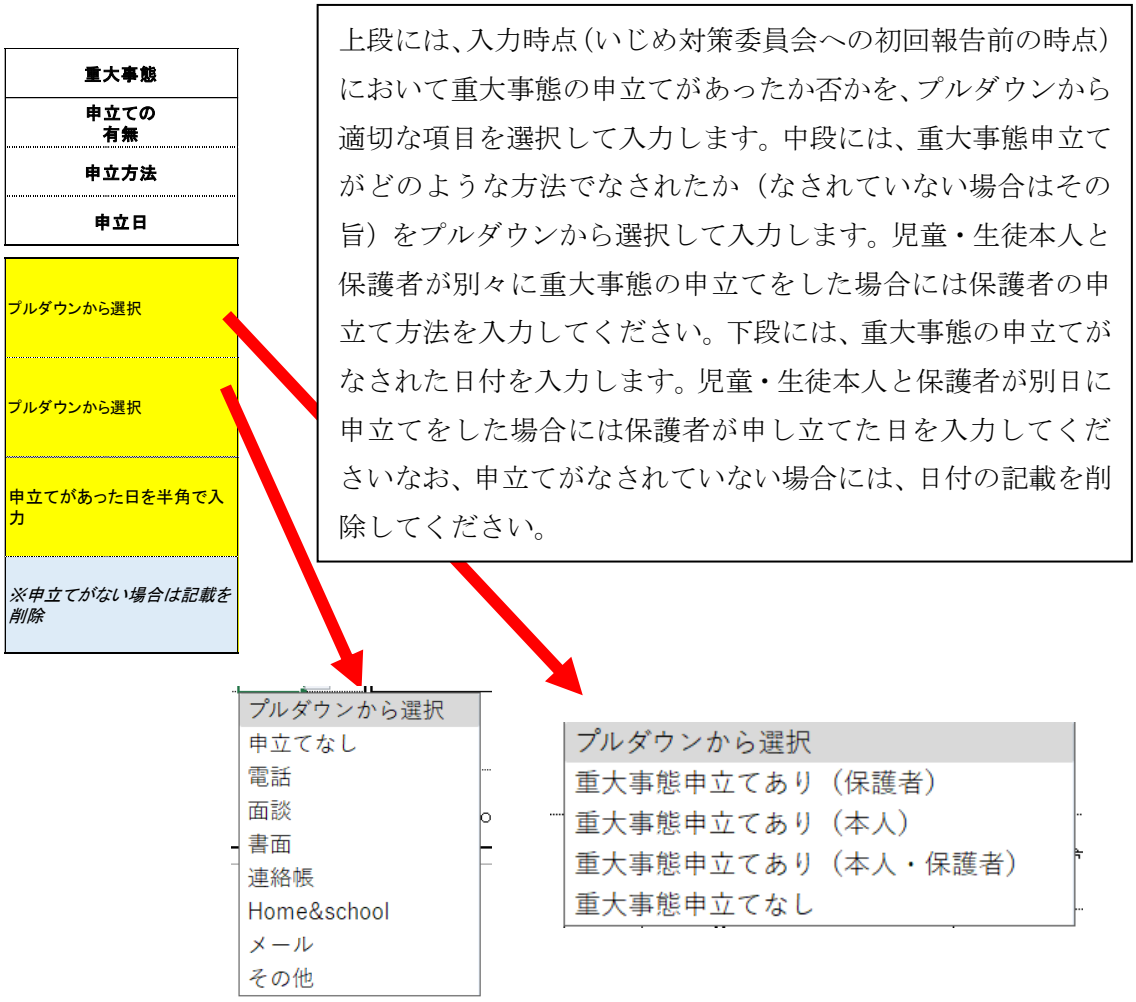
⑤　子ども見守りシートの受領に関する欄について



子ども見守りシートの受領に関する欄の上段には、入力時点（いじめ対策委員会への初回報告前の時点）において子ども見守りシートを受領しているか否かをプルダウンから選択して入力します。子ども見守りシートを受領している場合には、下段に受領した日を入力します。なお、受領していない場合には、下段の日付の記載を削除してください。



⑥　重大事態の申立てに関する欄について



エ　いじめの事実一覧の役割

いじめの事実一覧は、学校内におけるケース管理のための役割のほか、所定のフォルダにデータを保存することで市教委への報告書式としての役割も兼ねています。なお、後記のとおり、いじめ対策委員会の議事録においてケースを特定する際に使用する番号もいじめの事実一覧に依拠しています。

※「各種様式の記入方法」については、「いじめ対応ハンドブック」の P11「８　各種様式の記入方法」にも掲載しています。

＜いじめ対応ハンドブック保存先＞

校務支援システム C4th「書庫」→ 教育委員会 → 06_教育指導課 → いじめ関連

２ 学校いじめ対策委員会への報告及び学校いじめ対策委員会の開催

（１）学校いじめ対策委員会への報告義務

Question１６

私が担任するクラスの児童が、本日、他の児童から腹部にパンチされる様子を目撃しました。その後、私が被害及び加害の双方児童から話を聞き、加害児童に対して指導を行ったところ、加害児童が被害児童に謝罪をし、被害児童も加害児童の謝罪を受け入れました。即日、被害及び加害児童の各保護者に対して連絡を入れて事案の報告をし、今後、学校として、継続的に見守りをしていくという方針を伝えて、保護者からも了承を得ています。ここまでの経過を既に管理職には報告していますが、このような場合であっても、学校いじめ対策委員会において改めて議題として取り扱う必要があるのでしょうか。

Answer

Ｑ１４にも記載したとおり、法２３条１項は、いじめの事実があると思われる事態を個々の教員が把握した場合に、対策委員会に報告（情報共有）するよう求めています。**これは、既にケース対応が進んでおり、当該ケースが一定の解決をみているような場合であっても例外ではありません。**

もっとも、質問のケースのように、対策委員会に報告するまでの間に相応な対応をとったことで、いじめに係る行為が止んだと考えられるケースについては、今後の対応は一定期間の見守りのみで足り、特別な対応を要しないということになろうかと思います。

この場合には、その後の対応は、概ね次頁のとおりとなります。各対応結果については、「いじめの事実一覧」の所定の箇所に随時、追記するようにしてください（Ｑ３４参照）。

① 対策委員会において当該ケースの概要（対応経過を含む）を報告

⬇

② 対策委員会として、当該ケースを、即日、いじめとして「認知」

⬇

③ 対策委員会として、その後３か月を目安として被害児童・生徒の「見守り」を行うことを確認し、併せて、被害児童・生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないことの確認を行うための面談等予定（いじめとして認知した対策委員会の開催日から３か月後の日付）を定める。

⬇

④ 対策委員会として、「②」及び「③」の結果を被害児童・生徒の保護者に対して説明するための担当者を決定

⬇

⑤ 「④」で定めた担当者から被害児童・生徒の保護者に対して連絡を入れて、対策委員会として、いじめとして認知したことや今後３か月を目安とした見守り対応を実施することなどを説明

（今回のケースでは、対策委員会への初回報告前に既に見守り対応を実施することを説明しているとのことなので、同じ内容の報告を受けると保護者としては困惑するかもしれません。そのような場合には、対策委員会にも報告をしたことを伝え、組織として対応していくということなどを伝えると良いと思います。）

⬇

⑥ 「③」で定めた面談等予定が近づいてきた段階で、対策委員会において、被害児童・生徒本人及び同保護者との面談等の実施担当者と実施時期を定める

⬇

⑦ 「④」で定めた担当者が面談等を行った結果を対策委員会に報告し、被害児童・生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないとの報告が得られた場合には、同委員会においていじめが解消したものと判断

（２）学校いじめ対策委員会への報告時期　その１
～「いじめを受けていると思われるとき」に「速やかに」の意味～

Question１７

本日、私が担任するクラスの生徒から、特定の生徒から最近悪口を言われてつらいという相談を受けました。当該生徒の都合等から、じっくり話を聞く時間がとれず、後日、改めて話を聞く約束をしました。本日、学校いじめ対策委員会の定例会が開かれるのですが、当該ケースについて、本日の定例会に報告すべきでしょうか。それとも、被害が疑われる生徒の話を聞く機会を持つなどして、もう少し事案の内容がはっきりしてから、学校いじめ対策委員会に報告すべきでしょうか。

Answer

Ｑ１６にも記載したとおり、個々の教員がいじめの（疑いを含む）事実を把握した際には、当該情報を速やかに対策委員会に報告し、組織的な対応に繋げることが求められています（国基本方針別添２・（３）・②参照）。

このため、質問のケースについては、直近の対策委員会の定例会において、新規ケースとして報告すべきものと考えます。その上で、いじめの事実が実際にあったか、なかったかという点については、対策委員会が主体となって調査を行うべきです。

実際、法２３条２項は、以下のとおり、学校いじめ対策委員会（法２３条における「学校」とは、「学校いじめ対策委員会」を指します。）に対して、いじめを受けていると思われる児童・生徒がいる際には、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるよう求めています。

法２３条２項

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

ここにいう「いじめの事実の有無の確認を行うための措置」とは、「いじめの事実の有無を確認するための調査」のことです。

こうした規定の仕方をしていることからもわかるとおり、**法は、個々の教員がいじめの疑いを把握した場合には、すぐに、対策委員会にケース報告をし、いじめの事実の有無に関しては、対策委員会が主体となって調査することを予定しているのです**。

なお、いじめの事実の有無を確認するための調査を実施する際の流れ等については、Ｑ２１以下において説明していますので、そちらをご確認ください。

（３）学校いじめ対策委員会への報告時期　その２
～緊急性を有し、臨時会を開催すべきケース～

Question１８

私が校長を務める学校の生徒が、他の生徒から暴力を受け、入院を要する怪我を負いました。今後、学校いじめ対策委員会において対応していく予定ですが、次回の定例会は５日後に開催する予定です。学校いじめ対策委員会への報告は、５日後の定例会において行えばよいでしょうか。また、教育委員会への報告は直ちにした方がよいでしょうか。

Answer

ア　学校いじめ対策委員会の臨時会開催

通常のケースであれば、個々の教員がいじめの事実を把握した後、直近に開催される対策委員会の定例会（週１回の頻度で開催）において事案を報告し、対策委員会として対応を協議するというスケジュールでよいと思います。

しかしながら、質問のケースのように、いじめにより重大な被害が発生している場合など、早期に組織としての対応を開始すべきケースについては、次回の対策委員会の定例会を待っていたのでは、適切な対応が望めません。

そこで、**直近の対策委員会の定例会を待っていては適時に組織として対応することができない緊急性の高いケースについては、管理職が対策委員会の臨時会を招集、開催した上で、早期に対応を協議するようにしてください。**臨時会の開催に当たり、平時の定例会と同様のメンバーを招集することができればよいですが、それが難しい場合には、**最低限、管理職（校長または副校長）と管理職が必要と判断した者が出席していれば臨時会の開催は可能であると考えます。**

また、**臨時会についても、定例会の場合と同様に、議事録を作成し、当該ケースに関して、報告、協議、決定した事項について記録を残すようにしてください。**なお、臨時会の議事録を作成する場合にも、定例会の場合と同様の書式を用い、「令和×年度学校いじめ対策委員会令和×年×月×日臨時会議事録」等のファイル名を付けて、教育委員会との共有フォルダに保存するようにしてください。

イ　教育委員会との連携

質問のケースのように臨時会を招集しなければならないような**緊急性の高いケースについては、早期に教育委員会と連携してケース対応していくことが必要となります。**

管理職から教育委員会（教育指導課の指導主事宛）に電話で連絡を入れ、教育委員会との間で、事後の対応を協議していくようにしてください。

（４）学校いじめ対策委員会の開催前に準備すべき事項

Question１９

私は学校いじめ対策委員会のコーディネーター役を務めています。学校いじめ対策委員会の開催に当たり、どのような準備をしておけばよいのでしょうか。

また、学校いじめ対策委員会の議事録は、どのように作成すれば良いでしょうか。

Answer

ア　学校いじめ対策委員会の議事録の書式の作成及び保存方法等

対策委員会において協議すべき事項の漏れを防ぐために、協議、判断等していただきたい内容を盛り込んだ議事録の書式（ｗｏｒｄ形式の書式）を用意しています（Ｑ１９後掲書式）。対策委員会の開催の都度、基本データをコピーして「令和×年度第×回定例会議事録」など会議の内容が特定可能な名前を付けて議事内容を記載し、学校と教育委員会との共有フォルダに保存するようにしてください。

また、対策委員会の開催後、いじめの事実一覧にケースごとの協議決定の結果を追記等していきます（追記の方法等については、Ｑ３４参照）。

なお、対策委員会の開催時に、個々のケースのいじめ対応記録やその他の協議事項に関する資料等の資料を配付した場合には、作成した議事録と配付資料を「令和×年度第×回定例会議事録等」などと名前を付けたフォルダにまとめ、フォルダごと、学校と教育委員会の共有フォルダに保存しておくようにしてください。

イ　学校いじめ対策委員会の開催前に準備しておくべき事項

（ア）議事録の書式をもとにした議論すべき事項の整理

対策委員会の開催前には、議事録の書式の記載項目といじめの事実一覧等とを照らし合わせながら、次の対策委員会で協議すべき事項が何かを整理するようにすると、議論すべき事項の漏れを防ぐことができます。また、当該ケースとの関係で決定すべき内容について自分なりの見通しを立てておくとスムーズな議事進行が可能となります。

なお、議事録の書式に記載されている個別の項目の中身については、本書の随所に説明がありますので、そちらを確認してください。

（イ）配付資料の準備

次の委員会において報告や議論の対象となるケースについて、会議の出席者の手元資料として活用するため、いじめの事実一覧やいじめの対応記録（継続対応ケースの場合）をプリントアウトしたり、これらのデータを会議の出席者に閲覧可能な状態にしたりして会議の準備を行ってください。

また、学校基本方針の改定やいじめアンケートの実施などケース対応以外の協議事項がある場合には、これに関連した配付資料等を準備してください。

（議事録書式）

○○学校いじめ対策委員会　令和○年度第○回定例会議議事録

議事録作成者　○○
開 催 日 時　令和○年○月○日（○）　○：○～○：○
開 催 場 所　○○
出　席　者　校長、副校長、○○・・・

《議事内容》
第１　個別ケースに関する検討
１[1]　R○－○のケースについて
（１）　協議・決定事項等
□新規ケースとして報告・協議の上、以下のとおり判断・決定した
□　いじめとして認知
⇒認知後の対応方針：□見守り対応の開始　□継続対応が必要と判断
□　いじめの事実の有無を確認するための調査の開始を決定

□重大事態該当性について協議した
□該当すると判断　□該当しないと判断　□判断保留（協議継続）

□いじめの事実の有無を確認するための調査結果の報告を受けて以下のとおり判断した
□いじめとして認知　□いじめがあったとは確認できなかった　□調査継続

□継続対応ケースに関する報告を受けて以下のとおり判断・決定等した
□見守り対応への移行を決定
⇒見守り対応の終結見込み時期（令和○年○月○日）
□いじめ対応の継続を決定
□いじめ対応の終了を決定
⇒終了理由：○○

[1] 検討するケースが増えるごとに、議事内容をコピーして小見出しの番号を「２、３…」と振り直し、議事内容を記載していってください。各項目の前に記載されている□はチェックボックスになっていませんので、該当する項目については□を■に置き換えるようにしてください。また、当該ケースにおいて検討しなかった項目については、項目ごと削除してしまって構いません。

□解消判断に関して、以下のとおり、報告、又は判断・決定した

□本人及び保護者への意向確認の実施時期・方法を決定

⇒実施時期：〇頃までに実施　確認担当者：〇〇

□本人及び保護者への意向確認の結果報告を受け以下のとおり判断・決定した

□解消判断⇒本人及び保護者への報告担当者：〇〇

□見守り対応の継続を決定

□積極的な支援・指導等が必要であると判断した

□その他：〇〇

[2]（２） 前記協議・決定事項等内容の要旨

[3]第２ その他（個別ケース以外の事項に関する協議・決定等）

---

[2] （１）に記載して協議決定等の内容の具体的な中身を記載します。なお、この議事録は個人情報開示手続き等により、対象児童・生徒の保護者に開示される可能性もありますので、そのことを心掛けた記載に努めてください。

[3] 基本方針の策定や研修内容の検討など、個別のケース検討以外のことに関して協議・決定等した際には、ここに記載するようにしてください。

[4] 当日の会議で扱った案件が分かるよう、「いじめの事実一覧」をコピーして、議事録に貼る方法も考えられます。

（５）学校いじめ対策委員会への初回報告時に協議すべき事項

Question２０

学校いじめ対策委員会で新規ケースとして報告があったケースについて、どのような点を協議すれば良いでしょうか。

Answer

学校いじめ対策委員会に新規ケースとして報告があがったケースに関しては、次の点について確認、協議、決定等するようにしてください。

ア　いじめの事実一覧の対策委員会への初回報告までに記入する欄の確認

対策委員会でケースについて検討する際には【いじめの事実一覧】の該当箇所をプリントアウトしたものを出席者の手元資料として配付し、これを見ながらケース検討するようにしてください。

新規報告ケースについては、【いじめの事実一覧】の中の「対策委員会への初回報告までに記入」を確認しながら、後記の事項について検討するようにします。

イ　いじめの事実の有無に関する判断

初回報告時の情報のみからいじめの事実があったと判断できる場合には、いじめの事実を認知することとし、それ以外の場合には、いじめの事実の有無に関する調査の開始を決定することとします。

いじめの事実の有無を確認する調査の開始を決定した場合には、調査の担当者や調査対象、調査スケジュール等について協議します。詳細は、Ｑ２１を参照してください。

ウ　見守り対応か継続対応か

当該ケースについて、現状、いじめに係る行為が止んだ状態にあると見込まれるかどうかを検討し、いじめに係る行為が止んだ状態にあると見込まれる場合には定期的な声がけによる見守り対応をとることを決定します。この場合には、いじめの解消判断の前提となる面談等の実施予定日を対策委員会への初回報告日（対策委員会にていじめとして認知した日）から３か月先の日付に定めるようにしてください。この面談等に関する詳細は、Ｑ３２を参照してください。

これ以外の場合には継続的な対応をとることを決定します。

継続的対応を選択した場合には、被害児童・生徒及び同保護者への支援方針、加害児童・生徒及び同保護者への指導助言方針等の具体的な内容（「どのような」支援・指導を「誰が」「誰に対して」「いつ」行うのかというような支援・指導の具体的な内容やスケジュール）や、いじめの事実の具体的な内容や背景事情に関する調査等について具体的な方針を

決定するようにします。なお、前記「イ」において、いじめの事実の有無を確認するための調査の実施を決定したケースは見守り対応ではなく、継続的な対応を選択するようにしてください。

エ　重大事態該当性判断

被害児童・生徒に、①生命、心身又は財産に（対する）重大な被害（生命心身財産重大事態）、又は②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（不登校重大事態）が生じている場合で、かつ、これらが「いじめにより」生じたと疑われる場合には、重大事態調査の対象となります（法２８条１項）。

具体的には…

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 転校を余儀なくされた場合
- 年間３０日を超えて欠席している場合

などが、これに当たりますので、当該被害児童・生徒にこのような事態が生じているか否かを判断するようにしてください（Ｑ３７・３８参照）。

なお、対策委員会において重大事態該当性を判断する場合には、同対策委員会の開催前に管理職から指導主事に電話を入れて、重大事態該当性が問題となる事態が生じている旨報告し、事後の対応についてアドバイスを受けるようにしてください。

オ　教育委員会への相談（支援要請）及び認知等報告書の提出の要否

事前に管理職から教育委員会に対して相談（支援要請）済みという場合がありますので、まずは事前の相談の有無を確認するようにしてください。

たとえば、前記のとおり対策委員会内で重大事態該当性について判断する場合には事前に教育委員会への相談（管理職から指導主事への相談）が完了しているはずですので、そのことを対策委員会内で確認するようにしてください。

また、重大事態に該当すると判断したケースについては、重大事態発生報告書と併せて認知等報告書を提出する必要がありますので、認知等報告書の提出も要するものと判断してください（Ｑ２５・４１参照）。

教育委員会への相談が未了のケースについては、今後重大事態に発展するおそれを孕んでいるかなどを基準に教育委員会への相談（指導主事の派遣等の支援要請）の要否を検討してください。その結果、教育委員会への相談を要すると判断したケースについては、管理職から教育委員会（指導主事）宛に電話を入れて事後の対応を相談し、その結

果、認知等報告書の提出を求められた場合にのみ認知等報告書を提出していただくことになります（Ｑ２５参照）。このため、このようなケースについては教育委員会への相談を要すると判断し、現状、認知等報告書の提出の要否については未定であると判断してください。

カ　被害児童・生徒の保護者に対する初期対応方針の説明担当者の決定

前記「イ」から「ウ」に記載した判断等の結果について、被害児童・生徒の保護者に対して説明する担当者を決定します。

＊ここで決定した担当者には、必ず次の点を伝えるようにしてください。

・すみやかに被害児童・生徒の保護者に連絡を入れて、前記「イ」から「ウ」で判断等した結果について伝達すること

・**保護者への伝達の際には、学校が被害児童・生徒を全力で守るというメッセージを伝えるようにし、今後の対応策についてできる限り丁寧に説明すること**
その際、「被害児童・生徒本人にも問題がある」、「学校に責任はない」、「家庭にも問題があるのでは」等、被害児童・生徒の保護者の心情を害するような発言は厳に慎むべきこと

・子ども見守りシートを提出していない保護者に対しては、この連絡と併せて、子ども見守りシートの提出を促すこと

・**保護者への伝達の際には、日時を記入した手控えを作成し、保護者への伝達方法、自身が保護者に伝達したこと、及び伝達した際の保護者の反応を記録しておくこと**

・本人や保護者への説明等に関連して何か気になることがあれば、随時、コーディネーター及び管理職に報告をすること

・【いじめの対応記録】を作成しているケースについては、【いじめの対応記録】の「初期の対応策」の欄に説明の結果を記入すること
（Ｑ３５掲載の書式を参照）

３ いじめの事実の有無を確認するための調査の実施

（１）いじめの事実の有無を確認するための調査に先立ち決定すべき事項

Question２１

本日、学校いじめ対策委員会に報告があったケースについて、現状の資料だけでは、いじめの事実があったか否かが不明であるので、いじめの事実の有無を確認するための調査を実施しようということになりました。この調査との関係で、本日の学校いじめ対策委員会ではどのようなことを協議、決定する必要がありますか。

Answer

学校いじめ対策委員会において、いじめの事実の有無を確認するための調査の実施を決定した場合には、併せて、以下の事項についても、協議、決定するようにしてください。

ア　調査の対象及び方法等

いじめの事実の有無を確認するための方法としては、以下のとおり、既存資料の集約整理、関連児童・生徒等からの情報収集（聴き取り調査及びアンケートの実施）等が考えられます。

① 既存資料の集約整理

過去に実施した定期アンケートの結果、被害児童・生徒や関連児童・生徒に関する連絡帳や子ども見守りシートの記載、指導記録、SC や養護教諭の対応記録等の既存資料を確認し、当該ケースについて、いじめの事実の有無を確認するに当たって有益と思われる資料を集約、整理することが考えられます。これらの原資料を確認し、当該ケースに関連すると思われる事項が記載されている箇所については、これをコピーするなどして、調査資料として集約、整理するようにしてください。

② 児童・生徒等からの新たな聴き取り調査

聴取すべき対象として、被害が疑われる児童・生徒本人及びその保護者、加害が疑われる児童・生徒本人及びその保護者、周辺児童・生徒、並びにこれらの児童・生徒に関わりのある教職員などが考えられます。この他にも、ケースによっては、事情を知っているであろう人物や関係機関からの情報収集を実施する場合もあろうかと思いますが、通常の範囲を超えて情報の収集に当たる場合には、当該ケースに関わる児童・生徒等のプライバシーに十分配慮するようにしてください。

③ 個別アンケート

ケースによっては、当該ケースに関する個別アンケートを実施することが考えられます。アンケートの実施に当たっては、被害が疑われる児童・生徒本人やその保護者に対して、アンケートの実施を検討している旨を伝え、そのようなアンケートの実施

を希望するかどうか意向を確認するようにしてください。その際には、実施を検討しているアンケート用紙を具体的に示して文言の確認を求める他、実施方法（クラス単位か学年単位かというような対象や学校内で記入させるのか、帰宅して記入させるのか等）についても事前に説明するようにしてください。

以上を参考にしながら、対策委員会では、当該ケースについて、どのような既存資料を確認、収集、集約するのか、誰から新たな聴き取りをするのか等、調査の方法について、協議、決定するようにしてください。

イ　調査の役割分担

調査の対象が決まったら、誰がどのような調査を担当するのかという役割分担を決定します。被害児童・生徒のクラス担任に全ての調査を任せるなど適切に役割が割り振られないと、調査がスムーズに進まないなどの弊害が生じてしまいます。誰か一人の負担が重くなるというようなことのないよう適切に役割を分担するようにしてください。

ウ　調査のスケジュール

誰がどのような調査に当たるかが決まった段階で、調査のスケジュールを立ててください。対策委員会は週１回実施していただくことになりますので、たとえば、「翌週の対策委員会の実施までの間に、○○先生は、○○の調査を実施し、その結果をまとめたものを翌週の対策委員会で報告してください」というように個々の調査のスケジュールを立てる他、対策委員会として、当該ケースについて「いじめの事実の有無」について結論を出す時期についても目安を定めるようにしてください。

（２）聴取調査の方法及び聴取結果を記録する際のポイント

Question２２

いじめの事実の有無を確認するための調査の一環として、被害や加害が疑われる児童等から話を聞くことになりました。実際に聴き取りを行う際のポイントや聴き取った内容を記録する際のポイントについて教えてください。

Answer

ア　被害児童・生徒等から事情聴取を行う際のポイント

被害児童・生徒や当該ケースに関係する児童・生徒等から事情を聴き取る際には、以下の点に注意しながら聴き取りを行うようにしてください。

- **被害児童・生徒からの聴き取りに当たっては、いじめられている児童・生徒にも責任があるというような考え方を示す言動は絶対に避けるようにしてください。「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるような聴き取りの仕方を心がけると共に、被害児童・生徒を徹底して守り通すということを言葉や態度で示した上で、聴き取りに臨むようにしてください。**
- 被害児童・生徒の中には、その原因を話したがらない児童・生徒もいると思います。そのような場合には当該児童・生徒からの聴き取りにこだわらずに、周囲の児童・生徒や先生方から多角的に情報収集するなど、状況に応じて柔軟に調査を進めるようにしてください。
- **聴き取りを行う側の主観で発言を解釈したり評価したりせず、児童・生徒に自由に話させるようにしてください**。このためには、オープンな質問（二者択一等でなく回答内容が児童・生徒に委ねられるような質問）方法をとることが効果的です。ただし、必要に応じ、ある行為をしたか否かを具体的に問うといった方法を探ることも検討してください。
- 聴き取りをする際の環境や時間帯に配慮してください。必要に応じて、事前又は事後に保護者に聴取内容を知らせ、家庭との連携を円滑に行うような配慮もお願いします。なお、加害児童・生徒等からの聴取においては、場合によっては「先生から脅されて言わされた」などと言われることがあるかもしれません。このような事態を防ぐために、ケースによっては、二人体制で聴取に臨むなどの工夫をお願いします。

イ　聴取結果を記録する際（メモの取り方）のポイント

聴取結果を記録する際には、以下の点に注意するようにしてください。

・メモ（手控え）をとる際には、その都度、
「いつ」、「どこで」、「誰が（複数体制での聴き取りの場合には同席した全ての教員名を）」、「誰から（同席者がいる場合には、同席者の氏名も）」「何を」、「どのような方法で（面談か、電話か等）」
聴き取ったのかを漏れなく記載するようにしてください。
また、メモの頭部分に、作成日時（通常は聴き取りをしながら記載すると思います）、及びメモの作成者名を記入するようにしてください。

・聴取結果を記録する際、特に重要な部分については、聴取者の質問及びこれに応答した相手の回答を「　」を用いた逐語形式で記録するように努めてください。

・これまで、ご自身の手控え（メモ）を作成する際に、様々な児童・生徒に対する指導内容等を記録するノートを使用されていた方も多いと思いますが、そのような記録方法では、調査の過程で原資料である手控えの提出を求められた際に別途該当部分のコピーをとらなければならなくなるなど手間がかかってしまいます。また、自ら記録を振り返る際にも、個々のケースの確認がしづらくなります。このような事態を避けるためには、個々のケース（被害児童・生徒）ごとに、まとまりのある手控えを作成することが必要です。たとえば、白地のコピー用紙やルーズリーフなどにメモをとって、児童・生徒ごとに分けたクリアフォルダに蓄積していくなどすると、蓄積したメモを日付け順に並び替えることで時系列に沿った手控えを完成させることが可能となります。

（３）加害児童・生徒が否認した際の対応方法

Question２３

いじめの事実の有無を確認するための調査の一環として加害が疑われる生徒からの聴き取りを行ったところ、いじめの事実を全面的に否認しています。学校いじめ対策委員としては、今後どのようにして、いじめの事実の有無について判断を行えばよいでしょうか。

Answer

ア　供述の信用性判断のポイント

被害を疑われる児童・生徒と加害を疑われる児童・生徒の話す内容が食い違うことは、よくあることです。そのような場合であっても、信用性評価と他の証拠との総合的評価によって事実認定を行うことは可能となります。調査により集約した情報をもとに、当該対策委員会として、何らかの結論を出す必要があります。被害を疑われる児童・生徒の話と加害を疑われる児童・生徒の話をよく聞いた上で、以下の点に留意しながら比較検討し、いずれの側の話が信用できるかをまずは検証するようにしてください。

《被害側と加害側の話に乖離がある場合の事実認定のポイント》

・加害を疑われる児童・生徒からの聴き取りは、被害を疑われる児童・生徒の話をベースとしていじめの事実をイメージした上で行うようにしてください。

・被害を疑われる児童・生徒と加害を疑われる児童・生徒の説明に乖離があると感じた場合には、具体的にどの部分に乖離があるのかを確定した上で、その部分に関して、以下の点を検討するようにしてください。

①　客観的な物証から何が認定できるか

②　第三者の話から何が認定できるか

③　被害を疑われる児童・生徒と加害を疑われる児童・生徒のそれぞれの説明に不自然な点はあるか、それはどのような点か（些末な部分なのか、事実関係の重大な点なのか）

①～③を総合勘案した上で、どのような事実認定ができるか（いじめの事実が認定できるか否か、いじめの事実を認定するとして、具体的ないじめの態様はどのようなものか等）を検討してください。

イ　部分的に信用性判断がわかれた場合のいじめの事実の有無に関する判断

ケースによってはこの部分は被害を疑われる児童・生徒の話が信用できるけれども、この部分については加害を疑われる児童・生徒の話が信用できるというように、部分的に信用性についての判断がわかれる場合もあると思います。そのような場合には、被害を疑われる児童・生徒の話に一部事実でない部分があることを前提にしても、なお、いじめがあったと判断できるかを検討し、一定の結論を出すようにしてください。

ウ　いじめの事実がなかったと判断する場合の留意点

ケースによっては、いじめの事実の有無を確認するための調査を実施したところ、被害児童・生徒側の虚偽申告や、いじめにあったということ自体が勘違いであったとの判断、つまり、いじめの事実がなかったとの判断に至る場合もあると思います。

このような判断は、想定し得る調査を尽くした上で慎重に行うようにしてください。

対策委員会において、いじめの事実はなかったと判断すれば、事後に、いじめ被害を訴えていた児童・生徒の保護者等から、その判断結果について疑義が示される可能性があります。そのような場合であっても、対策委員会として、想定し得る調査を尽くした上での結論であれば、自信をもって判断に至った理由を説明できるはずです。そのためにも、**必要な調査を漏れなく実施すること、調査の過程が事後に検証可能なように、個々の教員のメモや対策委員会における議事録やいじめの対応記録等、適切に記録を作成・保存しておくことが重要となります。**

いじめがなかったとの判断を行う前に、他に必要な調査はないか、調査結果から自信をもっていじめがなかったと判断することができるか等、今一度、調査結果の妥当性について検討するようにしてください。

（４）いじめの事実を確認するための調査結果に基づく判断

Question２４

学校いじめ対策委員会において、いじめの事実の有無を確認するための調査結果に関して報告を受け、いじめの事実の有無について判断する際、どのようなことについて協議すればよいでしょうか。

Answer

ア　調査結果の報告といじめの事実の有無に関する判断

いじめの事実の有無を確認するための調査開始を決定した際に決定した調査方針（調査担当者や調査対象等）に基づいて各担当者が聴取等した結果について、対策委員会に報告をし、その結果に基づき、いじめの事実の有無について判断を行います。

イ　いじめとして認知した場合

調査の結果、いじめとして認知した場合には、以下の（ア）から（エ）の事項について検討することになります。詳細は、Ｑ２０を参照してください。

（ア）見守り対応か継続対応か

（イ）重大事態該当性判断

（ウ）教育委員会への相談（支援要請）及び認知等報告書の提出の要否

（エ）被害児童・生徒の保護者に対する初期対応方針の説明担当者の決定

ウ　いじめの事実がなかったものと判断した場合

いじめの事実がなかったものと判断した場合には、被害児童・生徒の保護者に対していじめの事実がなかったものと判断したことを説明する担当者を決定するようにしてください。

なお、対策委員会としていじめの事実がなかったものと判断したことを保護者に説明する際、説明の仕方を誤ると、保護者が学校に対して不信感を抱くことになりかねません。

そこで、**保護者に対していじめの事実がなかったと判断したことについて説明する際には、こうした判断に至った理由を丁寧に説明した上で「今回の件については、現状、いじめに該当しないものと判断しましたが、今後も、学校として、お子さんのことは注意深く見守っていきたいと考えていますので、ご家庭でも何かお気づきのことが生じた場合には、いつでもご連絡ください」と伝えるなど、事案に応じて、保護者との信頼関係を損なわないよう、慎重な対応をとる必要があります。**

４　いじめの認知及び教育委員会への報告

（１）いじめとして認知した際の教育委員会への報告方法

Question２５

学校いじめ対策委員会においていじめを認知した場合、どのような方法で教育委員会に報告をすればよいですか。

Answer

ア　いじめの認知

対策委員会においていじめとして認知するとは、同委員会として、いじめの事実があったものと判断することを意味します。

たとえば、被害児童・生徒が他の児童・生徒から腹部にパンチを受けるのを教員が目撃し、同教員から対策委員会に対して当該ケースについての報告があったというようなケースについては、対策委員会は、当該ケースの報告のみによりいじめの事実があったと判断することができると思います。このため、対策委員会としては、当該ケースについて初回報告時の会議でいじめとして認知することとなります。

一方、対策委員会がいじめの疑いについて報告を受けた時点では、更なる調査を経なければ、いじめの事実の有無について判断できないというケースもあります。このような場合には、対策委員会がいじめの事実の有無を確認するための調査の結果を検討し、最終的に、いじめの事実があったと判断したときが、いじめとして認知したときということになります。

イ　議事録への記載

対策委員会において、いじめとして認知した際には、その事実が対策委員会の議事録に記載されることになります。なお、対策委員会の議事録の作成方法については、別途Ｑ１９において説明していますので、そちらをご確認ください。

ウ　教育委員会への報告

対策委員会においていじめとして認知したケースは、すべて教育委員会に報告していただく必要があります。

法は、対策委員会がいじめを認知した場合の教育委員会への報告義務について、次のとおり、いじめの事実の有無の確認を行うための調査結果の報告義務という形で規定していますが、このような調査を経ずに対策委員会がいじめを認知したというケースについても教育委員会に報告するようにしてください。

法２３条２項

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

対策委員会がいじめを認知した場合には、以下に示すとおり、当該ケースの性質に応じた方法により教育委員会に報告していただくこととなります。

（ア）議事録の共有フォルダへの保存（全ケース）

対策委員会においていじめを認知したことについては、本項の「イ」に記載したとおり、同委員会の議事録に記載されることとなります。

この議事録は、学校と教育委員会との共有フォルダに保存されるため、これにより、教育委員会は、学校が作成した対策委員会の議事録を常時閲覧することが可能となります。このため、学校は、対策委員会の議事録を共有フォルダに保存することによって、いじめとして認知した全ケースにつき、認知の事実を教育委員会に報告したことになります。

（イ）認知等報告書を提出すべきケース

前記（ア）に記載したとおり、対策委員会の議事録を共有フォルダに保存することで、いじめとして認知した全ケースにつき、教育委員会に報告したこととはなりますが、より具体的な事案の内容を教育委員会にご報告いただく必要があるケースについては、教育委員会に対して、以下の手順により認知等報告書を提出するようお願いします。

認知等報告書の書式や提出方法は、Ｑ３５において説明しておりますので、そちらをご確認ください。

○対策委員会において重大事態に該当すると判断したケース

➡重大事態発生報告書と併せて認知等報告書を教育委員会宛てにご提出ください。

○今後重大事態に発展するおそれを孕んでいるなど、教育委員会の支援（指導主事の派遣等）を要すると対策委員会において判断したケース

➡まずは管理職から教育委員会の教育指導課指導主事宛に電話で相談してください。その上で、教育委員会から支援を受けることが決定した場合には、認知等報告書を教育委員会宛てにご提出ください。

（２）双方向のいじめが発生した場合の学校いじめ対策委員会によるいじめの認知

Question２６

学校いじめ対策委員会において、あるケースについて調査したところ、児童Ａが、ある行為については児童Ｂを加害者としたいじめの被害者であるが、別の行為については、児童Ｂを被害者としたいじめの加害者である（相互被害）という判断に至りました。

しかし、児童Ａが児童Ｂからケガを負わされているのに対し、児童Ｂが児童Ａからケガを負わされたというような事実はなく被害の程度に差があります。ケガを負わされたこともあり、児童Ａの保護者は、児童Ｂのいじめについて学校に強く訴えてきています。

このような場合、児童Ａにケガを負わせた児童Ｂのみが、いじめの加害者となるのでしょうか。

Answer

Ｑ１でも説明したとおり、**いじめに該当するか否かは、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているか否かを、その児童・生徒の立場に立って判断することとなります（国基本方針 第１・５）**。

質問のケースについては、ケガをしていて、一見被害が重いように見える児童Ａだけでなく、ケガをしておらず被害が軽く見える児童Ｂについても、児童Ｂが児童Ａの行為により心身の苦痛を感じているのであれば､児童Ａとの関係で被害者として扱う必要があります。したがって、児童Ｂの行為によりケガを負った児童Ａは、児童Ｂとの関係において、被害者であり、かつ、加害者でもあるということになります。

学校として、対策委員会によるいじめの事実の有無を確認するための調査を経た結果、双方の児童・生徒の行為をいじめとして認定した際には、双方の保護者に対して、その結果を説明する必要があります。これに対して、ケガをした側の児童Ａの保護者から反発が生じるかもしれません。そのような場合には、いじめに該当するか否かは当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているか否かを基準に判断するものであるということを伝え、当該判断はきちんとした調査を尽くした結果下したものであるということを、調査の内容や当該判断に至った経緯を交えながら丁寧に説明するようにしてください。

５ 加害児童･生徒及び保護者に対する支援･指導･助言

（１）加害児童・生徒本人及びその保護者に対する支援・指導・助言の方法等

Question２７

学校いじめ対策委員会として、いじめを認知しました。今後当該ケースの被害者、加害者、観衆及び傍観者の各児童・生徒ら、また、関係する児童・生徒らの保護者に対して、どのような対応をとっていけばよいでしょうか。

Answer

いじめが発生した場合の被害及び加害児童・生徒の両保護者への対応につき、市基本方針は次のように定めています。これを参考にして、保護者対応に当たるようにしてください。

市基本方針 Ⅱ・２・(５)・エ

（ア）学校は、児童・生徒への対応に先立って、被害及び加害児童・生徒の両保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送れることを目指して組織的に対応していくことについて理解を得られるよう努めます。

○表面的な謝罪によって解決を図るのではなく、可能な限り、学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童・生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定します。

また、被害及び加害児童・生徒、観衆・傍観者、並びに保護者に対しては、市基本方針の次の定めを参考にしながら対応に当たるようにしてください。

市基本方針 Ⅱ・２・(５)

イ　いじめの程度に応じた対応

（ア）被害児童・生徒に対しては、その心身の苦痛の程度に応じて対応し、安心して学校に通えるようになるまで、確実に支援を行います。

○保護者に対しては、どんなに軽微な事例についても必ず連絡をし、学校としての対応を丁寧に伝えます。

（イ）加害児童・生徒に対しては、その児童・生徒が行った行為が相手の心身に苦痛を与えていること、その行為がいじめに該当することを理解させ、同様の行為を行うことのないよう、適切に指導します。

○加害児童・生徒への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識で行いますが、好意で行った言動や意図せずに行った言動が結果的にいじめに該当する場合は、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮します。

（ウ）観衆・傍観者に対しては、その状況を面白がったりはやし立てたりすることや、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っていることが、いじめを助長してしまっている場合があることを理解させ、適切に指導します。

○観衆・傍観者については、学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童・生徒と同様に継続した支援を行います。児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応します。

ウ　重大事態につながらないための対応

（ア）いじめの対応では、被害児童・生徒の安全確保と不安解消を確実に行います。

○授業中や休み時間に複数の教職員が観察するとともに、必要に応じて登下校に付き添うなど、教職員全体で、被害児童・生徒を守り抜く姿勢を明確にします。

○心理的ストレスや不安の解消のため、スクールカウンセラーとの面談により、心のケアを行います。

（イ）加害児童・生徒への対応は、いじめをやめさせ、再発を防止するために「学校いじめ対策委員会」が長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的な指導を行います。

○スクールカウンセラーと連携し、加害児童・生徒へのアセスメントを行うなど、いじめの背景に考慮した指導の充実を図ります。

○保護者には事前に指導方針を丁寧に説明した上で、事実や学校の対応について理解を求め、連携・協力して指導します。

○家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した福祉的な支援を行います。

こうした対応は、いじめが解消されるまで継続します。いじめ解消の要件等については、Ｑ３２において説明していますので、そちらを確認してください。

（２）いじめの対応記録の作成と保存期間

Question２８

本日、学校いじめ対策委員会に、いじめの不登校事案について報告がありました。当該生徒の復帰に向けた支援や加害生徒に対する指導等、継続的な支援指導を行っていくとともに、事案の背景等についても継続して調査を実施することを決定しました。学校いじめ対策委員会の議事録や支援指導等に当たる教員らの手控えとは別に、学校いじめ対策委員会として、何か経過の記録を残しておく必要がありますか。こうした記録や調査の原資料をいつまで保存しておけばよいかについても教えてください。

Answer

ア　「いじめの対応記録」への記入

Ｑ１６のケースのように、対策委員会への報告時には既に当該ケースについて一定の解決をみている（いじめに係る行為が止んでいる）というようなケースについては、「いじめの事実一覧」への記入のみで足りるものと考えます。

他方、質問のケースのように、対策委員会への初回報告時以降も継続的な対応を要するケースについては、これに加えて、「いじめの対応記録」の書式を用いて、対策委員会として、継続的な対応の経過を記録していくようにしてください。

いじめの対応記録の書式や記載方法等については、Ｑ３５（書式）で改めて説明しますが、**当該ケースが重大事態に発展した場合に提出していただくこととなる重大事態発生報告書には、いじめの対応記録に記入していただいた内容がそのまま転記（「対応経過表」は別紙としてそのまま提出）されることとなります。その他の場合でも、「いじめの対応記録」は教育委員会への報告資料となったり、重大事態調査における調査対象となったりすることとなりますので、そのような場合に備えて、「いじめの対応記録」には正確かつ詳細な事実を記録するようにしてください。**

イ　記録の保存期間

いじめの事実の有無を確認するための調査や後記の重大事態調査（２８条調査）で、学校が取得、作成した記録の保存に関し、調査ガイドラインには、次のように記載されています。

調査ガイドライン 第５章・第２節（２）

資料の収集・保存

○ 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。例えば、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策組織等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料と

して活用される。なお、前述のとおり 平時から記録の作成や保存は重要である。

○ 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、また、対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて５年とすることが望ましい。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、５年とすることが望ましい。

○ 再調査の際に重大事態調査実施時に収集した関係資料が破棄されており、聴き取り等を最初からやり直すこととなった事例があったため、上記保存期間を目途としつつ、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経ておくことが望ましい。

八王子市では、市立学校文書取扱要領において、いじめに関する資料の保存期間を以下のとおり定めています。

市立学校文書取扱要領（平成１１年７月１６日決裁）

学校文書の管理等については、別に定めがあるものを除くほか、次のとおり行うものとする。

(略)

９　文書の分類・保管・保存については、別紙（別紙略）「八王子市立学校文書分類表」に従うものとし、その運用は次のとおりとする。

(１)大分類・中分類の変更（名称の変更・統合・新設）は、原則として行わない。

(２)小分類については、この分類表を基準とするものとし、小分類の項目に該当する文書がない場合は欠番とする。

また、中分類の項目に該当する文書で小分類の項目が示されていない場合は、新たに小分類項目を設けることができる。なお、一簿冊中に複数の小分類文書を保管・保存することは差しつかえない。

(３)保管・保存は当面簿冊方式により、各校の実情に合わせて行うものとする。

(４)保管・保存にあたっては、簿冊に分類番号を明記すること。

(５)保存年限を経過した文書の処分については、毎年度当初に必ず行うこと。

(略)

八王子市立学校文書分類表（別添２）
大分類：７　指導
　中分類：８　いじめ
　　小分類：１　学校いじめ対策委員会
　　説　　明：議事録、関連資料　等
　　保存年限：小学校９年　中学校６年

　　小分類：２　いじめの対応記録
　　保存年限：卒業後３年

　　小分類：３　いじめに関するアンケート
　　説　　明：いじめの早期発見の手だてとして児童・生徒を対象としたアンケート
　　保存年限：卒業後３年

　　小分類：４　子ども見守りシート写し
　　保存年限：卒業後３年

そこで、この規定に併せて、いじめに関する記録は以下のとおり、保存するようにしてください。

<table>
<tr><th>対象記録</th><th colspan="2">保存期間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対策委員会の議事録及び同議事録と併せて保管している関連資料等</td><td colspan="2">議事録作成年度を基準として</td></tr>
<tr><td>小学校は９年間</td><td>中学校は６年間</td></tr>
<tr><td>いじめに関するアンケート</td><td colspan="2">当該アンケートに回答した児童・生徒の卒業後
３年間</td></tr>
<tr><td>保護者から提出を受けた子供見守りシートの写しやいじめの対応記録等</td><td colspan="2" rowspan="2">当該被害・児童生徒の卒業後
３年間</td></tr>
<tr><td>対策委員会として収集した資料（個々の教員が手元に置いている手控えは含みません。）や、対策委員会としていじめの事実の有無を確認するための調査の過程で作成・収集した資料</td></tr>
</table>

なお、当該ケースが重大事態に発展した場合の記録の保存期間については、別途Ｑ４９に記載していますので、そちらをご確認ください。

（３）別室指導の実施とその留意点

Question２９

学校いじめ対策委員会として、いじめを認知したケースの被害生徒の側から、加害生徒に対する恐怖心が強く、現状、一緒の教室で授業を受けることは難しいという訴えが出ています。加害生徒に対する指導も行っていますが、現時点では、加害生徒の反省が進んでいる様子はなく、学校いじめ対策委員会としては、一定期間、加害生徒の別室指導を実施したいと考えています。別室指導の実施に当たって、何か注意すべきことはありますか。

Answer

法２３条４項は、次のとおり規定し、学校いじめ対策委員会に対して、加害児童・生徒側の別室指導を例に挙げ、被害児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じるよう求めています。

法２３条４項

学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

もっとも、被害児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするためとはいえ、加害児童・生徒自身の学習権にも留意する必要がありますので、漫然と別室指導を開始、継続すればよいというものではありません。ケースごとに別室指導の必要性を判断するとともに、具体的なプランニングをして別室指導に当たる必要があります。そのためには、次のような対応が必要となります。

ア　別室指導の開始に先立ち行うべきこと

・必要性判断

別室指導が被害児童・生徒が「安心して教育を受けられるようにするため」のものであるという別室指導の趣旨・目的の観点から、そもそも当該ケースにおいて別室指導の実施が必要であるかを十分に検討するようにしてください。

・学習プランの決定

加害児童・生徒の学習権保障の観点から、別室指導期間中の加害児童・生徒に対する学習支援プランを検討、決定してください。

・保護者に対する説明

被害及び加害児童・生徒の保護者に対して、対策委員会において決定した別室指導の当面の期間やスケジュール等（具体的な期間の提示に加え、どのような目的が達成できた場合に別室指導を終える予定であるか等）について説明を行ってください。**特に、被害児童・生徒の保護者に対しては、加害児童・生徒に対する別室指導の終了時期は学校（対策委員会）の責任で決定するものであることを伝え、必ずしも被害児童・生徒の要望に沿えるものではないことを別室指導の開始前に丁寧に説明し、理解を求める必要があります**。

イ　別室指導の実施と並行して行うべきこと

・被害児童・生徒やその保護者に対する説明

学校が定めた再発防止の指導プランやその実施状況を随時説明するとともに、加害児童・生徒の反省状況等を随時フィードバックするようにしてください。

６ 保護者に対する情報提供･録音や書面開示要望への対応

Question３０

いじめに対する対応の過程で、被害者側及び加害者側の保護者に対する説明等を行う場面があると思います。保護者対応において、どのような点に留意すべきでしょうか。

Answer

いじめが発生した場合に、当該いじめに関するケースの情報が被害者側と加害者側との間で十分に共有されていないことに起因して、被害児童・生徒の保護者と加害児童・生徒の保護者との間に対立が生じてしまうということはよくあることです。こうした事態の発生を回避するため、法２３条５項は、次のように定めて、被害児童・生徒本人やその保護者に対する支援、加害児童・生徒本人への指導やその保護者に対する助言等を学校が行う際に、学校から、被害者児童・生徒と加害児童・生徒の各保護者に対していじめの事案に係る情報を提供するよう求めています。

法２３条５項

学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

つまり、学校（対策委員会）は、認知したいじめの内容や、児童・生徒に対する支援や指導の内容等について、被害児童・生徒の保護者だけではなく加害児童・生徒の保護者に対しても説明する必要があるということです。

こうした説明を行うに当たっては、メモに基づいて口頭で行うことが望ましいと考えます。説明の要点をまとめた紙を交付することも考えられますが、その場合には、あとで裁判の資料にもなりうることを考え、記載内容は最小限にしたいものです。

・録音要望への対応

保護者に対して面談により説明を行っている過程で、当該保護者から、面談時の会話（学校側の説明）の内容を「録音したい」と言われることがあります。録音に応じることは義務ではありませんので、録音の申出を断ること自体は問題ありませんが、保護者側の意向が強い場合には、学校側も同様に録音することを提案し、双方録音した上で、録音データを一定期間記録として保管しておくという対応が考えられます。保護者側のみが録音データを保有している場合、そのデータが編集（切り貼り）されたとしても、学校としては検証するすべがありませんので、保護者による録音の申出に応じる場合には、学校側も録音することは必須の対応と考えます。学校による録音の了解が得られない場合には、記録担当者を決め、詳細な記録を取るようにしましょう。

・書面開示要望への対応

保護者から、「アンケートが見たい」などと言われることがあります。この場合、教育的配慮から、学校や教育委員会が任意に開示することが適する場合もあります。また、任意の開示は難しくとも、情報公開が求められれば対応する必要が出てきます。この場合、まず、情報公開条例に基づく開示か、個人情報の保護に関する法律に基づく開示かを確認します。法律・条例に基づく場合は、法律・条例上の手続を確認してください。

いずれにしても、非開示情報（第三者の個人情報や当該子どもの利益を害する情報など）を開示しないよう十分に注意する必要があります。個人名の開示には、本人・保護者の同意が必要になります。

アンケートの開示を求められるケースは多いと思いますが、こうした申出に応じなければならない一般的な開示義務はありません。ただし、いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成２５年６月１９日　衆議院文部科学委員会）において「四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。」とされていることや、重大事態調査に関する法２８条２項において「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定されていることに鑑み、開示に応じるという対応もあろうかと思います。もっとも、**アンケートの開示に応じる場合であっても、アンケートに回答した児童・生徒のプライバシー保護の観点から、原本の開示（閲覧）には応じない、写しの交付は原則として行わないこととし、アンケート結果を一覧にまとめ、氏名が分からないように加工した書面を交付する対応にとどめるべきものと考えます。**

なお、令和７年４月１日に施行される東京都カスタマー・ハラスメント防止条例は、学校現場における学校教諭と保護者との関係にも適用されます。同ガイドラインでは、カスハラの代表的な行為として、就業者（学校教諭）への身体的な攻撃（物を投げる）、精神的な攻撃（人格否定）、威圧的な言動（声を荒げる、高圧的に要求する）、執拗な言動（必要以上に長時間にわたり叱責をする、何度も電話で自分の要求を繰り返す）、拘束する行動（長時間の居座りや電話）などが例示されています。前文で述べた情報提供や録音要望、それ以外の要望について、不当・過度なものである場合には、カスハラ防止条例が適用される可能性がありますので、条例またはガイドラインを確認してみてください。

７ 警察との連携

Question３１

いじめが発生したとき、どのようなケースであれば警察への通報が必要になるのでしょうか。

Answer

法２３条６項は、学校が警察と連携すべき場合について、次のように定めています。

法２３条６項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ここにいう生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれとは、法２８条１項１号における重大事態の発生要件とパラレルに考えられます（ただし、重大事態に該当するのは、これらの被害がいじめにより生じた疑いが認められるときですので、その点は異なります。）。

警察連携通知では、以下のとおり警察に相談又は通報すべきいじめの事例をあげています。

・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。	暴行
・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害
・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。	窃盗
・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。	器物損壊
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要

・本人の裸などが映った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫
・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉棄損、侮辱
・同級生に対して「死ね」と言って、そそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与
・同級生に対し、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影させ、自己のスマートに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達１人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ・友達から送られた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等
・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）

その他のいじめが犯罪行為に該当する若しくは犯罪行為に該当しないものであっても、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校は警察へ積極的に相談・通報を行うこととされています。

教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、被害児童・生徒が受ける被害を最小限にとどめるため、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携して対応していくことが必要です。

警察連携通知では、連携強化や被害・加害児童生徒に対する支援・指導の充実などについてまとめられていますので、参考にしてください。

８ いじめの対応終了判断

（１）いじめの解消判断

Question３２

現在対応しているケースについて、いじめの事実が解消したものと判断して対応終了できるのはどのような場合ですか。解消判断に至るまでの手続きについても教えてください。

また、学校いじめ対策委員会において、いじめが解消したと判断した場合に、議事録以外に何か記録を残す必要がありますか。被害児童・生徒本人や保護者に対して、どのような説明が必要ですか。教育委員会に対しては、何か特別な報告が必要ですか。

Answer

ア　いじめが解消したと判断できる場合とは

いじめの解消について、国基本方針は、以下のとおり規定しています。

国基本方針 第２・３・(４)・ⅲ)

いじめが「解消している」状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害児童生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては，いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは，あくまで，一つの段階に過ぎず，「解消し

ている」状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。

以上の説明からわかるとおり、**対策委員会として、当該ケースについていじめが解消したと判断するためには、①被害児童・生徒に対するいじめに係る行為が止んでから少なくとも３ヶ月が経過しており、かつ、②被害児童・生徒本人及びその保護者との面談等により、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことについて確認できていなければならないということになります**。

そこで、対策委員会においていじめの解消判断を行うためには、まず被害児童・生徒本人及びその保護者との面談等の担当者を決定し、この担当者を通じて、被害児童・生徒本人及び保護者に対して、以下の点を確認する必要があります。

・現在、いじめが止んだ状態にあるか？
・いじめが止んだ状態になってから３か月以上経過しているか？
・現在、被害児童・生徒本人はいじめにより心身の苦痛を感じていないか？

これらの質問に対する被害児童・生徒本人及びその保護者による回答を総合すると、

・いじめに係る行為が止んでいない
・いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過していない
・いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しているが未だ心身の苦痛を感じている
・いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しており、心身の苦痛を感じていない

のいずれかになるはずです。

そして、このうち、**対策委員会としていじめの解消判断をできるのは、「いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しており、心身の苦痛を感じていない」との回答を得られた場合のみということになります**。

いじめの解消判断の前提としての面談等を実施した担当者は、面談等の実施日や実施方法に併せて、被害児童・生徒本人及び保護者から「いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しており、心身の苦痛を感じていない」との回答を得た旨報告し、これを受けて、対策委員会はいじめの事実が解消したものと判断します。

なお、面談等の結果、「いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しており、心身の苦痛を感じていない」以外の回答を得た場合のその後の対応に関しては、Ｑ３４を参照してください。

イ　面談等の実施時期

前記のとおり、いじめの解消判断は、いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過した段階で実施することが可能となります。このため、解消判断の前提としての面談等は、いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過したものと見込まれる時期に実施しなけ

れば意味がありません。

Ｑ１６等において説明したとおり、対策委員会では、いじめに係る行為が止んでいると見込まれた段階で、見守りによる対応を開始することとなります。そこで、見守り対応の開始から３か月以上経過した段階でいじめの解消判断の前提となる面談等を実施すればよいということになります。このため、**見守り対応を開始する場合には、最初の段階（見守り対応の開始を決定する段階）で解消判断の前提としての面談等予定日を決定し、いじめの事実一覧の「今後の対応」「見守りにより対応する」の欄の下に決定した面談等予定日を記入することになっています。そこで、対策委員会では、この欄に記載されている日付を参考に、解消判断の前提となる面談等の実施予定を立てるようにしてください。**

ウ　面談等の際に伝達すべき事項

いじめの解消判断の前提としての面談等の目的は、その後に、対策委員会として、いじめの解消判断（いじめの対応終了判断）を実施することにあります。つまり、被害児童・生徒本人の回答次第で、当該ケースに対する今後の対応は終了するということになります。

そこで、事後に被害児童・生徒から「対応を終了するとは聞いていなかった」などと言われないようにするために、**当該面談等の際、担当教員から、被害児童・生徒本人や保護者に対して、この面談の結果によっては今後対策委員会にていじめの解消判断を行うことになるということを伝えた上で、解消判断を実施した後も学校として被害児童・生徒のことをフォローしていくので何かあったらいつでも学校に連絡して欲しいということを伝えてください。また、保護者に対しては、子ども見守りシートを交付して、今後何か気になることが生じた場合には子ども見守りシートを提出して欲しいと伝えるようにしてください。**

なお、面談等を実施した際、一旦は、いじめにより心身の苦痛を感じていないとの回答が得られたものの、解消判断の実施（いじめに対する対応の終了）について説明したところ、それには納得できないとの意向が示されることがあるかもしれません。そのような回答の背景には、漠然とした不安感があるものと思われますので、まずは、解消判断の実施後も学校として今後も継続してフォローしていくので何かあればいつでも対応を再開することができるということを丁寧に説明するようにしてください。それでも被害児童・生徒側の納得を得られない場合には、被害児童・生徒本人が「いじめにより心身の苦痛を感じていない」とは言えないということかと思われます。こうした場合には、解消判断の強行は避け、面談等の結果、「いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しているが未だ心身の苦痛を感じている」との回答を得たものとして、事後の処理に当たるようにしてください（Ｑ３４参照）。

エ　解消判断の結果の記録

対策委員会にて解消判断を行った際には、その結果を同日の議事録に記録します。

また、いじめの事実一覧の「対策委員会における終了判断」の欄のプルダウンから「解消判断の実施」を選択した上で、解消判断を実施した対策委員会の開催日を記入します。

さらに、「いじめの対応記録」を作成しているケースについては、「学校いじめ対策委員会としての解消の判断」の表題下に設けられている「被害児童・生徒本人が心身の苦痛を感じていないことの確認」、「解消に向けた経過観察の終了の被害児童・生徒本人及び保護者への説明」、「子ども見守りシートの交付」及び「学校いじめ対策委員会における解消判断」の各欄に所定の事項を記入するようにしてください（Ｑ３５掲載書式参照）。

次頁に、いじめとして認知してからいじめの解消判断までの大まかな流れを図示していますので参考にしてください。

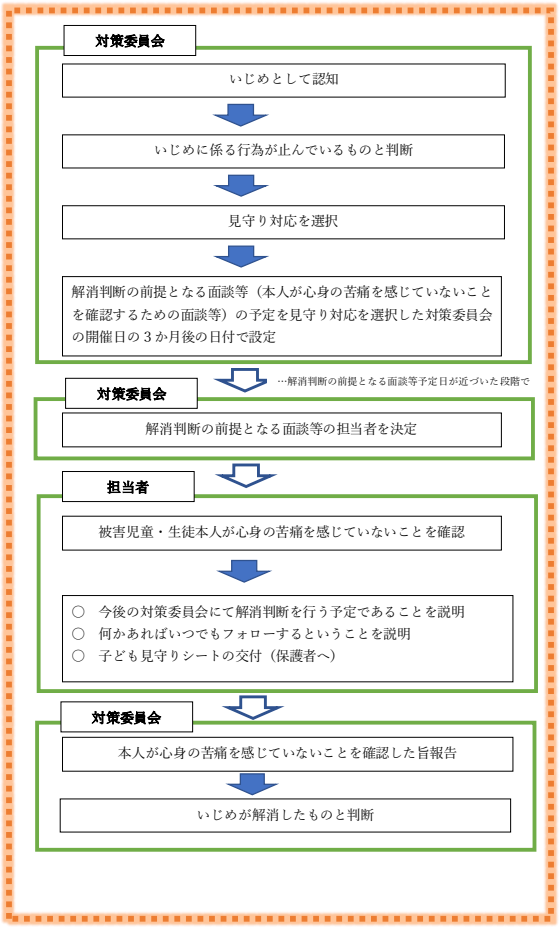
オ　教育委員会への報告

認知等報告書を提出しているケースについては、対策委員会において、いじめが解消したと判断した時点で解消判断報告書を提出するようにしてください。解消判断報告書については、Ｑ３５に書式を記載しておりますので、そちらを参照してください。

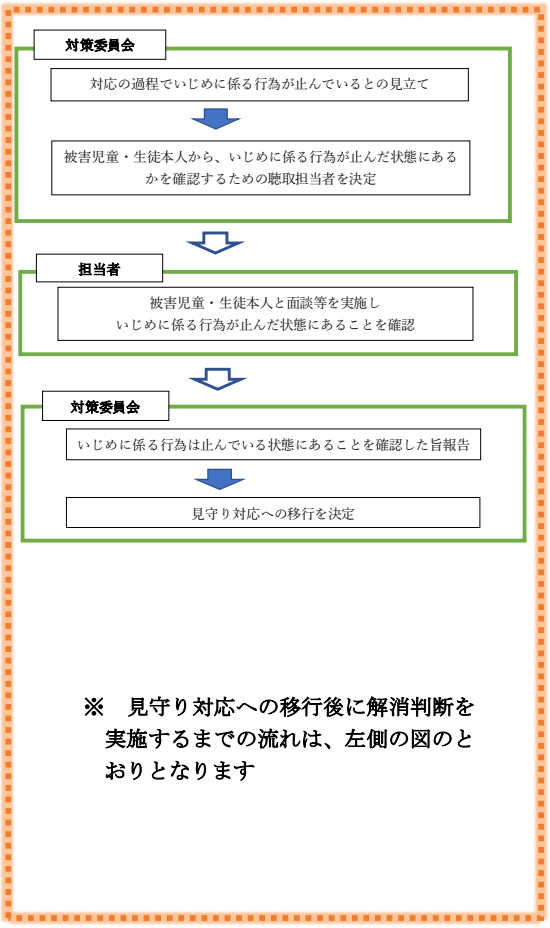
なお、それ以外のケースについては、対策委員会として、いじめが解消したと判断した旨記載した議事録を学校と教育委員会との共有フォルダに保存することにより、教育委員会に報告していただくことになります。

《解消判断までの流れ》

当初から見守り対応を選択していた場合の解消判断までの流れ



継続的対応ケースが見守り対応に移行するまでの流れ



※　見守り対応への移行後に解消判断を実施するまでの流れは、左側の図のとおりとなります

（２）解消判断以外の対応終了判断

Question３３

いじめの解消判断を実施する前に、被害児童が卒業してしまいました。当該ケースに対する対応（支援・指導等）は終了せざるを得ないと思うのですが、どのように処理すればよいでしょうか。

Answer

いじめの解消判断を実施する前の段階で、被害児童・生徒が死亡、卒業、転校等してしまった場合には、その後に解消判断を実施することはできません。そこで、対策委員会としては、解消判断以外の理由による対応終了の判断をくだすこととなります。

対策委員会に対して、**対応終了理由と同理由の発生日等を報告し、対応終了判断を実施するようにしてください。なお、当該ケースについて重大事態調査が実施されている場合には、調査の終了を待ってから対応終了判断を実施するようにしてください**。この結果は、議事録、いじめの事実一覧（「今後の対応」の欄に具体的理由も併せて記入）及びいじめの対応記録（（別紙）対応経過表）にそれぞれ記録するようにします。

なお、被害児童・生徒の死亡や転校がいじめに起因している場合には重大事態調査の対象となります。そのような事態が発生した場合には、管理職から指導主事に事前に相談の上、対策委員会において重大事態に当たるものと判断し、重大事態発生報告書を提出してください。重大事態発生報告書の作成に当たっては、書式をＱ３５に掲載していますので、そちらを参照してください。

いじめの解消判断ができないケースに関して重大事態調査が実施されることとなった場合には、対応終了判断は、重大事態調査が終了し、調査報告書を教育委員会に提出して以降に実施するようにしてください。

９ いじめの事実一覧（学校いじめ対策委員会への初回報告以降記入欄）、及びいじめの対応記録及び各種報告書の書式並びに記入方法

（１）いじめの事実一覧のうち初回報告後に記入する欄への記入方法

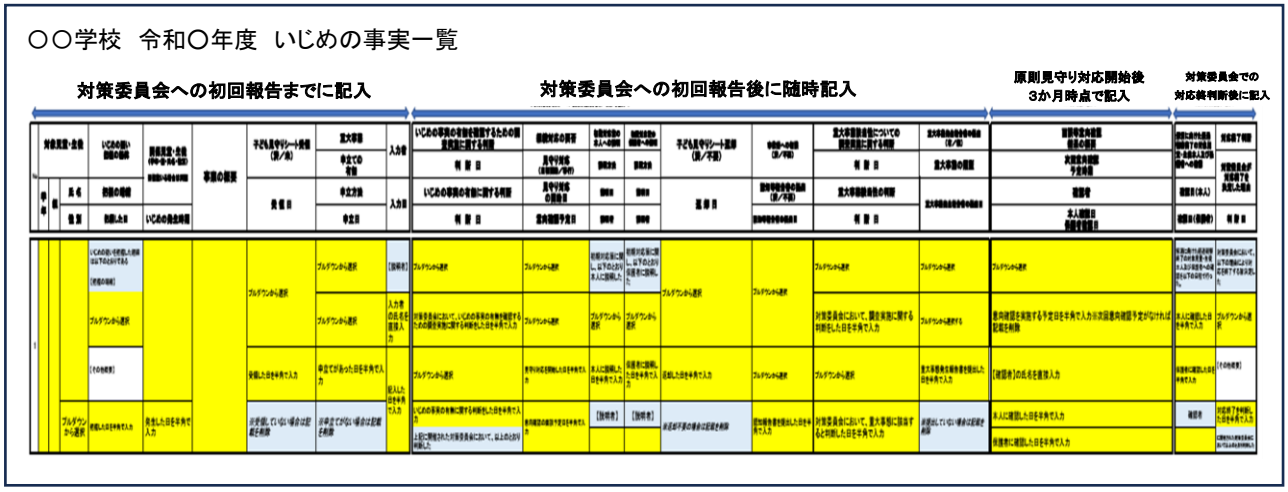
Question３４

いじめの事実一覧のうち、「対策委員会への初回報告までに記入する欄」以外の欄について記入方法を教えてください。

Answer

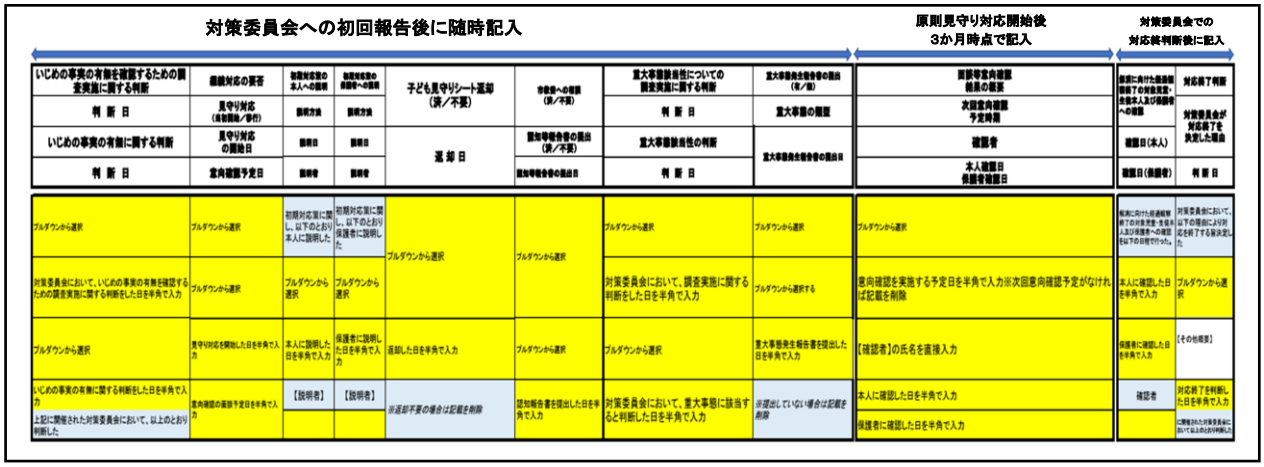
ア　書式全体について

Ｑ１５でも説明したとおり、「いじめの事実一覧」とは、次の形式で作成されたエクセルの書式です。



イ　「いじめの事実一覧」のうち学校いじめ対策委員会への初回報告後に追記すべき欄

いじめの事実一覧」のうち対策委員会への初回報告後に追記すべき欄は、次のとおりです。



以下、個々の項目の記入方法につき説明していきます。

（ア）学校いじめ対策委員会への初回報告後に随時記入する欄について

以下が、対策委員会への初回報告後に随時記入していく欄になります。

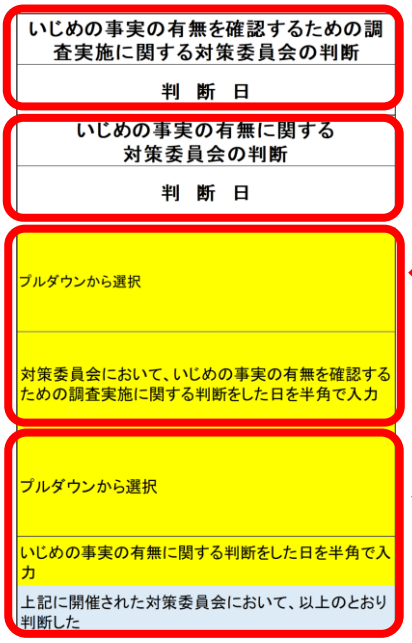
それぞれの項目の入力方法については、後記のとおりです。

「初期対応策の保護者への説明」以外の欄については、コーディネーターが責任を持って入力するようにしてください。なお、「初期対応策の保護者への説明」の欄については、説明を担当者自身が入力するか、又は、コーディネーターが説明担当者から必要な情報を確認した上で入力するようにします。いずれの場合も、誰が入力するのかをきちんと事前に確認した上で対応を行い、未入力のままとならないように注意してください。

対策委員会への初回報告後に随時記入

いじめの事実の有無を確認するための調査実施に関する判断	継続対応の要否	初期対応策の本人への説明	初期対応策の保護者への説明	子ども見守りシート返却（済／不要）	市教委への報告（済／不要）	重大事態該当性についての調査実施に関する判断	重大事態発生報告書の提出（有／無）
判　断　日	見守り対応（当初開始／事行）	説明方法	説明方法			判　断　日	重大事態の類型
いじめの事実の有無に関する判断	見守り対応の開始日	説明日	説明日	返却日	認知等報告書の提出（済／不要）	重大事態該当性の判断	重大事態発生報告書の提出日
判　断　日	意向確認予定日	説明者	説明者		認知等報告書の提出日	判　断　日	
プルダウンから選択	プルダウンから選択	初期対応策に関し、以下のとおり本人に説明した	初期対応策に関し、以下のとおり保護者に説明した	プルダウンから選択	プルダウンから選択	プルダウンから選択	プルダウンから選択
対策委員会において、いじめの事実の有無を確認するための調査実施に関する判断をした日を半角で入力	プルダウンから選択	プルダウンから選択	プルダウンから選択			対策委員会において、調査実施に関する判断をした日を半角で入力	プルダウンから選択する
プルダウンから選択	見守り対応を開始した日を半角で入力	本人に説明した日を半角で入力	保護者に説明した日を半角で入力	返却した日を半角で入力	プルダウンから選択	プルダウンから選択	重大事態発生報告書を提出した日を半角で入力
いじめの事実の有無に関する判断をした日を半角で入力 上記に開催された対策委員会において、以上のとおり判断した	意向確認の面談予定日を半角で入力	【説明者】	【説明者】	※返却不要の場合は記載を削除	認知報告書を提出した日を半角で入力	対策委員会において、重大事態に該当すると判断した日を半角で入力	※提出していない場合は記載を削除

① いじめの事実の有無に関する対策委員会の判断の欄について

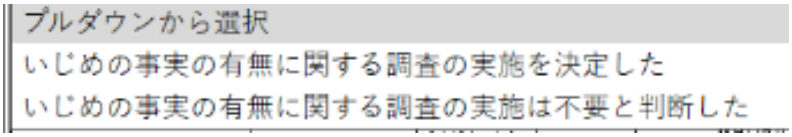


（a）
いじめの有無を確認するための調査実施に関する対策委員会の判断を入力する欄
⇒入力欄：上段２段（上から１段目、２段目）

（b）
いじめの事実の有無に関する対策委員会の判断を入力する欄
⇒入力欄：下段２段（上から３段目、４段目）

（ａ）いじめの事実の有無を確認するための調査実施に関する対策委員会の判断を入力する欄について

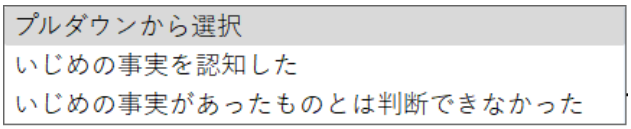
対策委員会への初回報告時点で上がってきた情報のみでは対策委員会としていじめの事実の有無について判断がつかない場合には、対策委員会において、いじめの事実の有無を確認するための調査の実施を決定します（本書 Question●以下参照）。調査の実施を決定したか否かにつき、上段１段目に設定された以下のプルダウンから適切な項目を選択して入力してください。



また、下段には、調査の要否について判断した対策委員会の開催日を入力してください。

（ｂ）いじめの事実の有無に関する対策委員会の判断を入力する欄について

対策委員会への初回報告時点で上がってきた情報またはいじめの事実の有無に関する調査を経て得られた情報をもとに、対策委員会としていじめの事実の有無に関して判断した結果について、下段１段目（上から３段目）に設定された以下のプルダウンから適切な項目を選択して入力してください。



また、下段には、いじめの事実の有無に関して判断した対策委員会の開催日を入力してください。

② 継続対応または見守り対応に関する欄について



（ａ）
継続対応の要否に関する欄
⇒入力欄：上段（１段のみ）

（ｂ）
見守り対応に関する欄
⇒入力欄：下段３段（上から２段目～４段目）

（ｂ）見守り対応に関する対策委員会の判断を入力する欄について

下段１段目（上から２段目）には、対策委員会における初回報告時点において継続対応を要しないと判断した場合や継続対応から見守り対応への切り替えを判断した場合（いじめが止んでおり、対象児童・生徒も心身の苦痛を感じていないことが確認できた場合）に、以下のプルダウンから適切な項目を選択して入力してください。逆に、見守り対応を中止して継続対応に切り替える必要が生じた場合には「継続対応へ切り替え」の項目を選択して入力します。

プルダウンから選択
当初より見守り対応
継続対応から見守り対応へ移行
見守り対応から継続対応へ切り替え

下段２段目（上から３段目）には、上記のように判断した対策委員会の開催日を入力します。当初より見守り対応の場合には、いじめを認知した対策委員会の開催日が入ります。

また、見守り対応から３か月を目安として、解消判断の可否を判断するための対象児童・生徒本人と保護者への意向調査を実施することとなりますので、見守り対応開始日を入力する際に、そこから３か月後の日程を実施時期の目途を最下段（上から４段目）に入力するようにしてください。

③　初期対応策の保護者への説明に関する欄について

初期対応策の本人への説明	初期対応策の保護者への説明
説明方法	説明方法
説明日	説明日
説明者	説明者

初期対応策に関し、以下のとおり本人に説明した	初期対応策に関し、以下のとおり保護者に説明した
プルダウンから選択	プルダウンから選択
本人に説明した日を半角で入力	保護者に説明した日を半角で入力
【説明者】	【説明者】

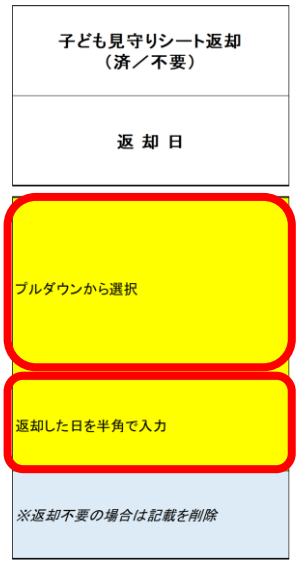
対策委員会に対する初回報告時点で、対策委員会として、当該ケースに対する何らかの対応策（調査を実施する、いじめとして認知して見守り対応を行う等）を決定し、その結果を保護者に説明します。このときの説明担当者、説明方法、説明日を入力してください。説明方法についてはプルダウンが設定されていますので適切な項目を選択して入力します。

また、このとき説明すべき初期対応策（初期対応方針）については、Ｑ２０

で説明していますので、そちらを参照してください。

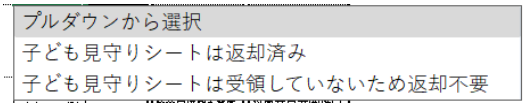
プルダウンから選択
電話
面談
書面
連絡帳
Home&school
メール
その他

④　子ども見守りシートの返却に関する欄について



いじめの対応を行う際には、保護者から子ども見守りシートを受領した上、必要事項を記入したシートを保護者に返却するというのが原則的な取扱いとなっています。保護者から受領した子ども見守りシートを返却した際には、上段に設定されたプルダウンから「子ども見守りシートは返却済み」の項目を選択し、併せて、下段に、保護者に子ども見守りシートを返却した年月日を入力してください。

なお、例外的に子ども見守りシートを保護者から受領せずに対応しているケースについては、上段に設定されたプルダウンから「子ども見守りシートは受領していないため返却不要」の項目を選択した上、下段の日付の記載を削除するようにしてください。



⑤　市教委への相談及び認知等報告書の提出に関する欄について



（ａ）市教委への相談に関する欄

「市教委への相談」の欄には、指導主事への相談の有無（又は要否）について、対策委員会への初回報告後に以下のプルダウンから事案に即した適切な項目を選択して入力してください。

プルダウンから選択
市教委に相談済み
市教委への相談不要
市教委に相談するか否か未定

なお、一旦は相談不要と判断したものの、その後に相談したケースについては「相談済み」の項目を選択し直すようにします。また、「未定」の項目を選択した場合には、いずれかの段階で必ず「済み」か「不要」の項目に切り替えてください。

（ｂ）認知等報告書の提出に関する欄

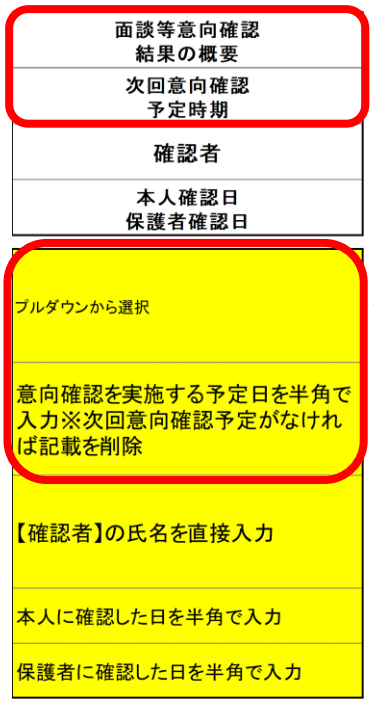
「認知等報告書の提出」の欄には、認知等報告書の提出の有無（又は要否）について、対策委員会への初回報告後に以下のプルダウンから事案に即した適切な項目を選択して入力してください。

プルダウンから選択
認知等報告書を提出済み
認知等報告書の提出は不要
認知等報告書を提出するか未定

なお、一旦は提出不要と判断したものの、その後に相談したケースについては「提出済み」の項目を選択し直すようにします。また、「未定」の項目を選択した場合には、いずれかの段階で必ず「済み」か「不要」の項目に切り替えてください。

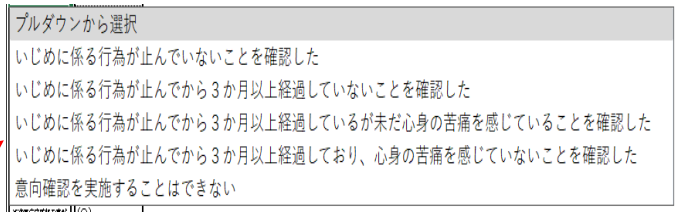
（イ）「原則見守り対応開始後３か月時点で記入する欄」について

「原則見守り対応開始後３か月時点で記入する欄」は、以下のとおり、解消判断の前提としての面談等（被害児童・生徒本人がいじめにより心身の苦痛を感じていないことを確認するための面談等）の結果を入力する欄になります。入力欄が全部で４欄ありますので、以下、各欄について入力方法等を説明していきます。



（a）面談等意向確認結果の概要に関する欄

この欄には、以下のプルダウンが設定されています。



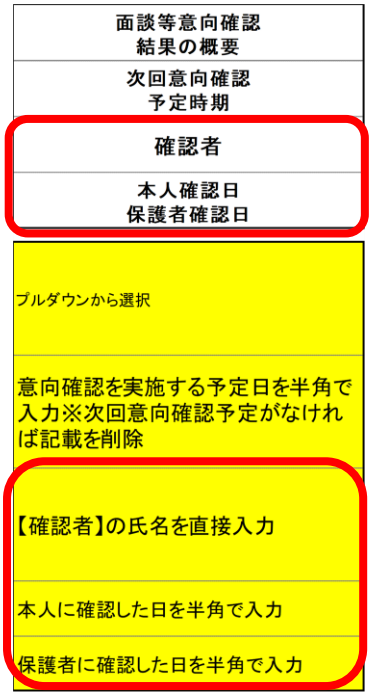
面談等を通じて確認した対象児童・生徒の現状に最も即した項目をプルダウンから選択して、入力するようにしてください。

なお、何らかの事情で予定の時期に意向確認の面談等が実施できなかった場合には、面談等を予定していた時期になったら「意向確認を実施することができない」の項目を選択して入力してください。

（ｂ）次回意向確認実施時期を入力する欄

いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しているが未だ心身の苦痛を感じていることを確認した場合であり、かつ、**対象児童・生徒本人や保護者から積極的な対応（対象児童・生徒本人へのケアや関係児童・生徒への新たな指導等）についての希望がない場合**には、そこから３か月程度の見守り期間を設けた上で、再度、意向確認の面談等を実施します。このようなケースについては、意向確認のための面談等終了後に次回の面談等の時期を定めた上、ここに入力するようにしてください。

また、何らかの事情で、**予定していた時期に意向確認を実施することができなかった場合**で、かつ、**今後の面談等が実施不能とはいえない場合（対象児童・生徒が面談予定時期前に転校するなどした場合は実施不能となります。）**についても、適切な時期に再度の意向確認のための面談等の時期を設定し、ここに入力するようにします。なお、この欄に入力した時期に改めて面談等を実施した場合には、その結果を（ａ）から（ｃ）に上書きする形で入力するようにしてください。



（ｃ）面談等で確認したいじめが止んだ時期を入力する欄
いじめが止んでから３か月以上経過しているか否かを判断するため、電話や面談を通じて、対象児童・生徒が最後にいじめに係る行為を受けた時期を確認して入力します。対象児童・生徒自身も記憶が曖昧な場合も多いかと思いますが、正確な時期のために対象児童・生徒を追い詰めるような聴き取りを行うことは好ましくありません。確認できた範囲で「令和〇年〇月頃」等と記録するようにしてください。

（ウ）意向確認のための面談等実施後の対応について

意向確認のための面談等の結果としては、基本的には以下の５通りの結果があり得ることとなります（前記（イ）（ｃ）のプルダウン参照）。

① いじめに係る行為が止んでいないことを確認した
② いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過していないことを確認した
③ いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しているが未だ心身の苦痛を感じていることを確認した
④ いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しており、心身の苦痛を感じていないことを確認した
⑤ 意向確認を実施することはできない

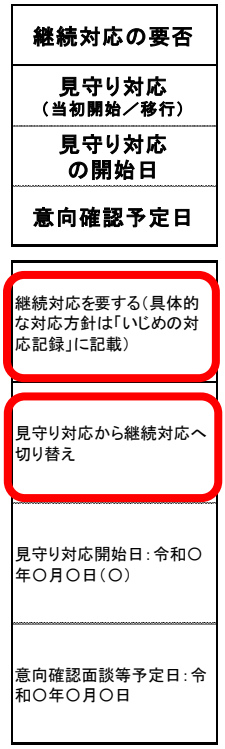
以下、上記①～⑤の各結果ごとに、事後の対応について説明していきます。

① いじめに係る行為が止んでいないことを確認した場合

意向確認等の面談を実施したということは、学校としては、当該ケースについては、既にいじめが止んでいるものと判断して見守り対応を行っていたということになりますので、面談等を通じていじめに係る行為が止んでいないことを確認したということは、実際には「いじめが止んだ」という事実認識自体が誤りであり、「いじめが止んでいなかった」ということが対象児童・生徒本人や保護者からの聴き取りで判明した場合ということになります。

そこで、この場合には、対策委員会において、改めて対象児童・生徒に対する支援や関係児童・生徒に対する指導の方針を検討し、継続対応を行っていく必要があります。対応方針を決定したり、新たな対応をとっていく都度、対象児童・生徒の保護者に対して報告を入れながら適切に対応していくよう努めてください。

いじめの事実一覧との関係では継続対応の要否の欄との関係を右の□で囲んだ部分のとおりに入力内容を修正する必要があります。なお、当初より見守り対応だったケースについては、このタイミングで新たに「いじめの対応記録」の作成を開始してください。



② いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過していないことを確認した場合

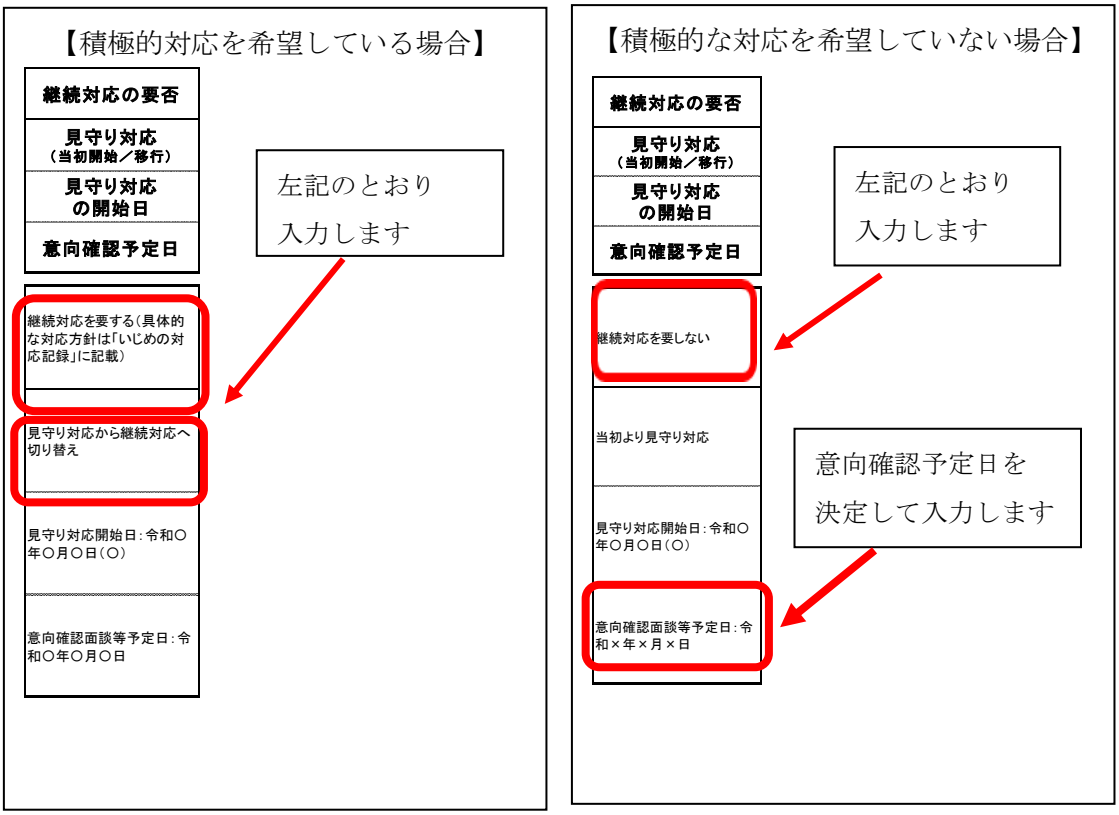
意向確認等の面談を実施したということは、学校としては、当該ケースについては、既にいじめが止んでから３か月以上経過したものと判断していたということになりますので、実際には、対象児童・生徒が最後にいじめに係る行為を受けたと学校が認識していた時期よりも後に、対象児童・生徒がいじめを受けていたということが対象児童・生徒本人や保護者からの聴き取りで判明した場合ということになります。

そこで、まずは、どのような事実があったのかをしっかりと確認した上で、対象児童・生徒本人や保護者が新たに積極的な対応（対象児童・生徒に対する支援や関係児童・生徒に対する指導等）を希望するかどうかを確認してください。

その結果、積極的な対応を希望するとの意向が確認された場合には、対策委員会において対応方針について検討を行い、保護者にも報告を入れながら継続対応を開始するようにします。当初より見守り対応だったケースはこのタイミングで「いじめの対応経過表を作成してください。

逆に、対象児童・生徒本人やその保護者が積極的な対応を希望しないことが確認された場合には、見守り対応を行うこととし、今回の意向確認の際に確認された対象児童・生徒が最後にいじめを受けた時期から３か月後を目安に再度の意向確認のための面談等を実施する時期を設定するようにします。

そして、いじめの事実一覧との関係では、以下のような入力が必要となります。



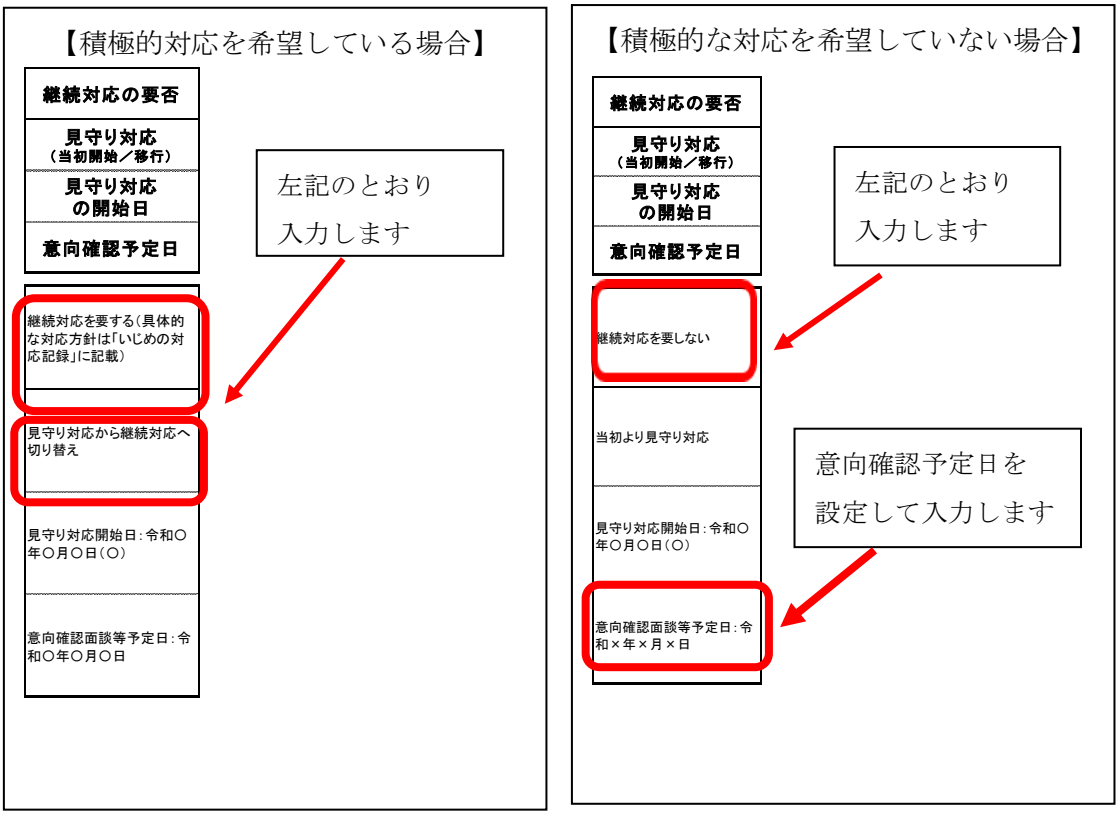
③　いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しているが未だ心身の苦痛を感じていることを確認した場合

いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しているものの、対象児童・生徒本人が未だ心身の苦痛を感じていることが判明したという場合は、対象児童・生徒本人や保護者が新たに積極的な対応（対象児童・生徒に対する支援や関係児童・生徒に対する指導等）を希望するかどうかを確認してください。

その結果、積極的な対応を希望するとの意向が確認された場合には、対策委員会において対応方針について検討を行い、継続対応を開始するようにｈします。当初より見守り対応だったケースはこのタイミングで「いじめの対応経過表を作成してください。対応方針決定後の保護者への連絡も忘れずに行うようにしてください。

逆に、対象児童・生徒本人やその保護者が積極的な対応を希望しないことが確認された場合には、見守り対応を行うこととし、今回の意向確認の際に確認された対象児童・生徒が最後にいじめを受けた時期から３か月後を目安に再度の意向確認のための面談等を実施する時期を設定するようにします。

いじめの事実一覧との関係では、以下のような入力が必要となります。



④　いじめに係る行為が止んでから３か月以上経過しており、心身の苦痛を感じていないことを確認した場合

この面談結果をもとに、対策委員会にて解消判断を行っていくことになります。

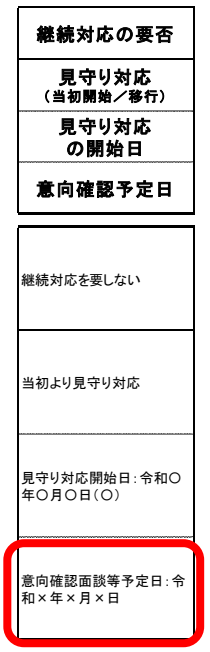
対策員会において解消判断を行った場合のいじめの事実一覧の入力方法については、後記（エ）を確認してください。

⑤　意向確認を実施できなかった場合

対策委員会として予定していた時期に、何らかの事情で意向確認のための面談等を実施できなかった場合には、改めて意向確認のための面談の実施予定を設定しなおすことになります。面談等が実施できなかった事情に応じて、改めて面談等を実施すべき時期（実施が可能となり得る時期）は変わるものと思われますので、対策委員会において適切な時期がいつかを検討した上で、改めて面談等の実施予定を設定するようにしてください。

なお、保護者との関係如何によっては新たな面談等の実施について見込みが立てづらい場合もあろうかとは思いますが、ケースを放置してしまうことのないようにするためめ、さほど遠くない時期に新たな面談等の予定を立て、その時期が到来した時点で意向確認ができるかどうか試みるようにしてください。

この場合には、いじめの事実一覧に以下のような入力が必要となります。



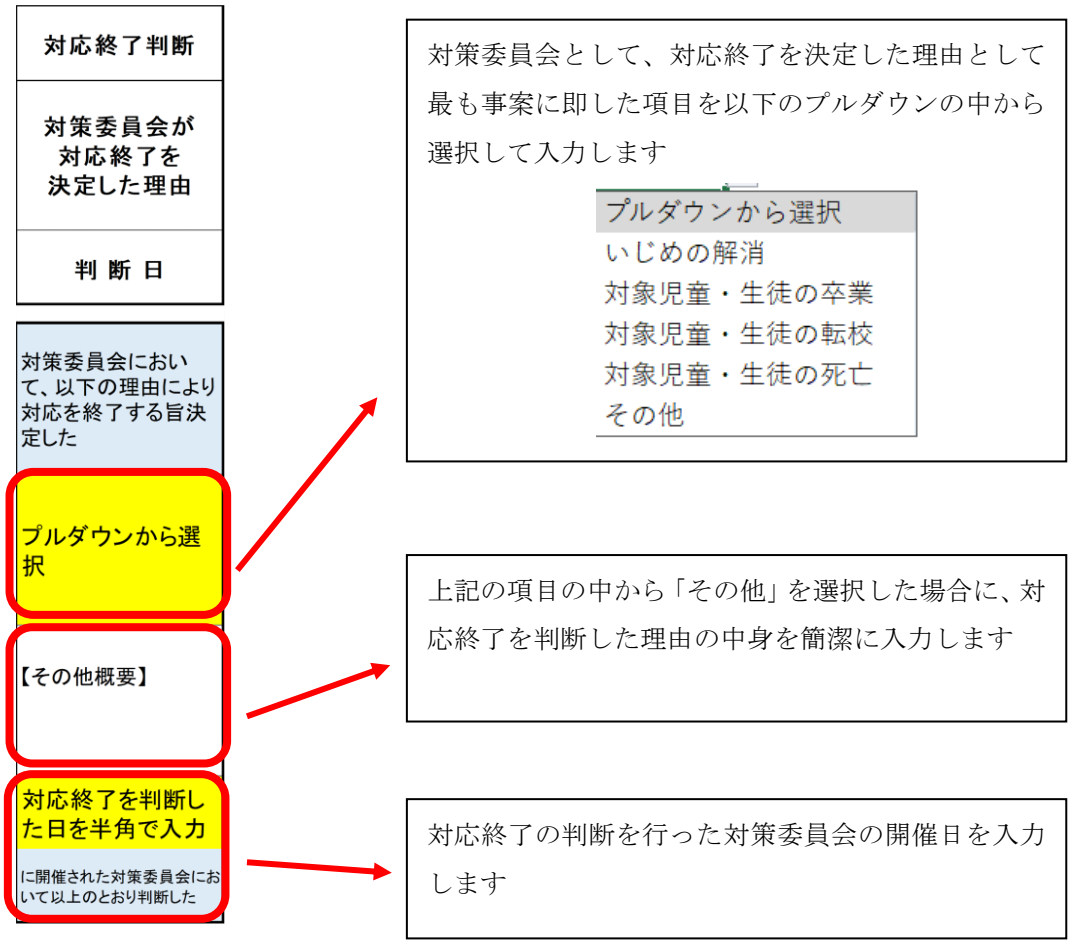
意向確認予定日を
設定して入力します

（注）予定していた面談等の前に対象児童・生徒が転校するなどして今後も意向確認のための面談等を実施する見込みがない場合には、「意向確認予定日」の欄には入力せず、後記（エ）の対応終了判断の対応に進むようにしてください。

（エ）「対策委員会での対応終了判断実施後に記入する欄」について

「対策委員会での対応終了判断実施後に記入する欄」は、以下の形式をとった欄であり、対策委員会において、これまでの対応の結果、事後のいじめ対応（支援・指導や調査等）が不要になり、対策委員会にて、いじめの対応を終了する旨の判断をした時点で記入する欄になります。ここに記入がないままの状態で年度が切り替わったケースについては、次年度以降も対応を継続すべきケースとなりますので、次年度のいじめの事実一覧のシート脇に、このケースに関する記載を残した過年度分の事実一覧のシートを残しておき、終了判断に至るまで必ず対応を継続するようにしてください。

以下、入力の方法について、説明していきます。



（２）いじめの対応記録及び各種報告書の作成方法

Question３５

「いじめの対応記録」、「認知等報告書」、「重大事態発生報告書」、及び「解消判断報告書」の書式及び記入方法について教えてください。

Answer

対策委員会において、いじめの認知と併せて重大事態に該当すると判断したケースについては、こうした判断をした対策委員会の開催後、速やかに、校長の公印を押して「認知等報告書」と「重大事態発生報告書」を作成し、その原本を教育委員会に提出するようにしてください。また、この時点で、学校が、被害児童・生徒の保護者から子ども見守りシートの提出を受けている場合には、その写しも併せて教育委員会に提出する必要があります。

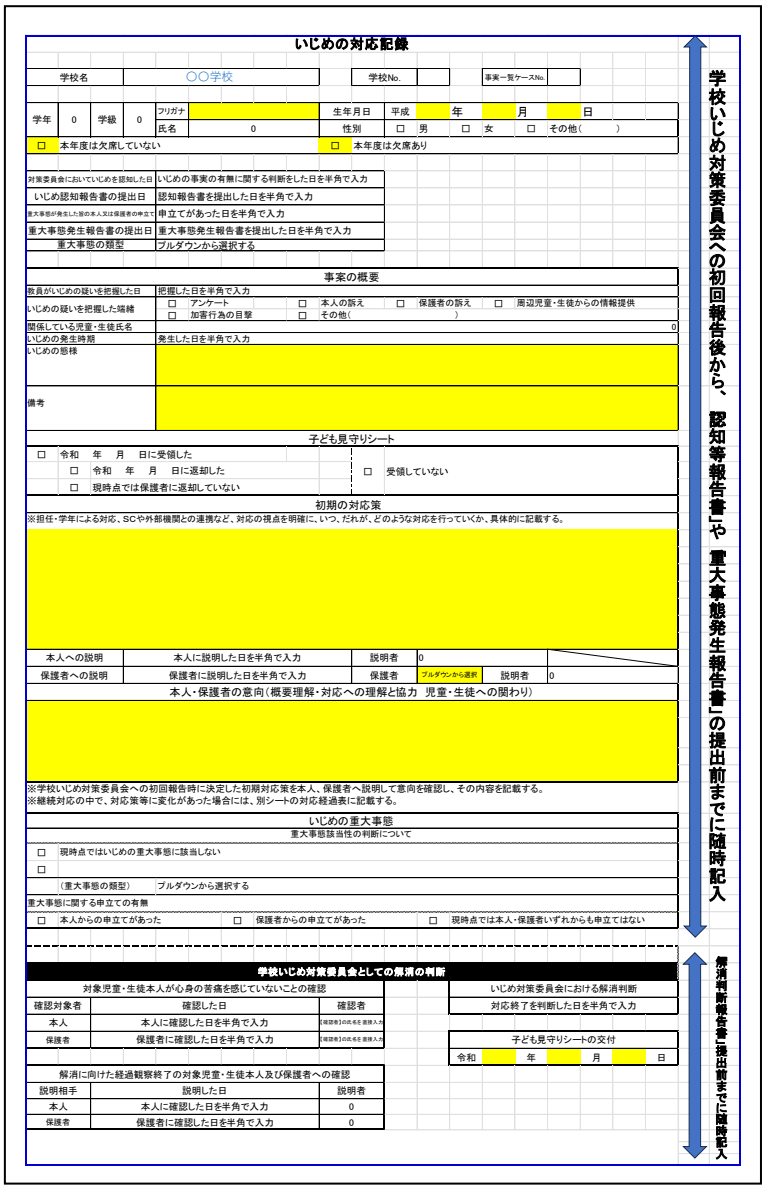
今後重大事態に発展するおそれを孕んでいるケースなど、教育委員会の支援を要すると学校が判断したケースについては、まずは管理職から教育委員会（教育指導課指導主事）に電話で相談をし、教育委員会から、認知等報告書の提出を求められた場合には、「認知等報告書」（校長の公印を押して作成した原本）を教育委員会に提出するようにしてください。この場合にも、学校が被害児童・生徒の保護者から子ども見守りシートの提出を受けている場合には、その写しを併せて提出するようにしてください。

このように「認知等報告書」を提出したケースについては、対策委員会においていじめの解消判断を行い、その結果を被害児童・生徒の保護者に説明した後、速やかに、校長の公印を押して作成した「解消判断報告書」の原本を教育委員会に提出していただくこととなります。

これらの認知等報告書、重大事態発生報告書及び解消判断報告書については、記載する内容が重複する部分も多いことから、作成手続きを簡略化するため、「いじめの対応記録」と各報告書を一つのエクセルファイル（同一のブック）にまとめ、「いじめの対応記録」に記入した内容が他のシート（認知等報告書、重大事態発生報告書及び解消判断報告書）に転記される書式を用意しています。

次頁以降に各書類の書式を掲載していますので、ご確認ください。

いじめの対応記録（書式）



いじめの対応記録

学校名	○○学校	学校No.		事実一覧ケースNo.	

学年	0	学級	0	フリガナ		生年月日	平成　年　月　日
				氏名	0	性別	□ 男　□ 女　□ その他（　）

□ 本年度は欠席していない　□ 本年度は欠席あり

対策委員会においていじめを認知した日	いじめの事実の有無に関する判断をした日を半角で入力
いじめ認知報告書の提出日	認知報告書を提出した日を半角で入力
重大事態が発生した旨の本人又は保護者の申立て	申立てがあった日を半角で入力
重大事態発生報告書の提出日	重大事態発生報告書を提出した日を半角で入力
重大事態の類型	プルダウンから選択する

事案の概要

教員がいじめの疑いを把握した日	把握した日を半角で入力
いじめの疑いを把握した端緒	□ アンケート　□ 本人の訴え　□ 保護者の訴え　□ 周辺児童・生徒からの情報提供 □ 加害行為の目撃　□ その他（　）
関係している児童・生徒氏名	0
いじめの発生時期	発生した日を半角で入力
いじめの態様	
備考	

子ども見守りシート

□ 令和　年　月　日に受領した
□ 令和　年　月　日に返却した
□ 現時点では保護者に返却していない
□ 受領していない

初期の対応策

※担任・学年による対応、SCや外部機関との連携など、対応の視点を明確に、いつ、だれが、どのような対応を行っていくか、具体的に記載する。

本人への説明	本人に説明した日を半角で入力	説明者	0		
保護者への説明	保護者に説明した日を半角で入力	保護者	プルダウンから選択	説明者	0

本人・保護者の意向（概要理解・対応への理解と協力　児童・生徒への関わり）

※学校いじめ対策委員会への初回報告時に決定した初期対応策を本人、保護者へ説明して意向を確認し、その内容を記載する。
※継続対応の中で、対応策等に変化があった場合には、別シートの対応経過表に記載する。

いじめの重大事態

重大事態該当性の判断について

□ 現時点ではいじめの重大事態に該当しない
□
（重大事態の類型）　プルダウンから選択する

重大事態に関する申立ての有無

□ 本人からの申立てがあった　□ 保護者からの申立てがあった　□ 現時点では本人・保護者いずれからも申立てはない

学校いじめ対策委員会としての解消の判断

対象児童・生徒本人が心身の苦痛を感じていないことの確認		
確認対象者	確認した日	確認者
本人	本人に確認した日を半角で入力	【確認者】の氏名を選択入力
保護者	保護者に確認した日を半角で入力	【確認者】の氏名を選択入力

いじめ対策委員会における解消判断
対応終了を判断した日を半角で入力

子ども見守りシートの交付
令和　年　月　日

解消に向けた経過観察終了の対象児童・生徒本人及び保護者への確認		
説明相手	説明した日	説明者
本人	本人に確認した日を半角で入力	0
保護者	保護者に確認した日を半角で入力	0

学校いじめ対策委員会への初回報告後から、「認知等報告書」や「重大事態発生報告書」の提出前までに随時記入

解消判断報告書に提出前までに随時記入

《事実一覧ケースNo.》
➡【いじめの事実一覧】のケースナンバーを[R○-○]という形式で記入します。たとえば、「令和▲年度版いじめの事実一覧」「No.■」のケースであれば、［事実一覧ケースNo.］の欄に「R▲-■」と記入します。

《初期の対応策》の欄
対策委員会への初回報告時に決定した対応策の内容や、それについて被害児童・生徒本人や保護者に対する説明結果等を記入する欄です。その後、対応策に変更があった場合には、【(別紙) 対応経過表】のシートに記入するようにしてください。

（別紙）対応経過表

（別紙）

対応経過表

学校名	○○学校	学校No.		事案一覧ケースNo.	

対応経過

年月日	主体	概要	客体	できごとの詳細（対象者等がより具体的に特定できるように記載する）	記入者
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			
		プルダウン選択			

年月日：本人や保護者との面談や電話等について記載する際には、可能な限り時間も併記するようにしてください

主　体：「～が」「～から」

客　体：「～に対して」「～と」

概　要：プルダウンの選択肢「電話/面談/書類提出/打合せ/会議/その他」

重　要

《対応経過》の欄は、対応に当たった教員（主体または客体に記載されている教員）の手控え（メモ）を転記して作成することが多いと思いますが、当該ケースが調査の対象となった際には、転記する前の手控え自体が調査資料となる可能性があります。また、それ以外でも手控えの確認が必要になる場合もあります。このため、**転記後にも手控えを廃棄しないように注意してください。**

認知等報告書（書式）

【様式1】

△八〇〇発第〇〇号
令和〇年（20〇〇年）〇月〇日

八王子市教育委員会

学校名　〇〇〇〇学校
校長名　〇〇〇〇　公印

学校いじめ対策委員会によるいじめの認知等報告書

下記のいじめ事案について、学校いじめ対策委員会においていじめの事実を認知したこと、本報告書の提出までの間のいじめ防止対策推進法第23条第3項の規定に基づくいじめの解消に向けた措置の結果、及び同項に基づき今後いじめの解消に向けた措置をとること等を以下のとおり報告いたします。

記

〇対象児童・生徒

学年	0	学級	0	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日	
				氏名	0	性別	□ 男	□ 女	□ その他（　　）		
□ 本年度は欠席していない						□ 令和　年　月　日現在における本年度の欠席日数は　日である					

〇事案の概要

対策委員会におけるいじめの認知日	いじめの事実の有無に関する判断をした日を半角で入力
教員がいじめの疑いを把握した日	把握した日を半角で入力
いじめの疑いを把握した端緒	□ アンケート　□ 本人の訴え　□ 保護者の訴え　□ 周辺児童・生徒からの情報提供 □ 加害行為の目撃　□ その他（　　）
関係している児童・生徒氏名	0
いじめの発生時期	発生した日を半角で入力
いじめの態様	
備考	

〇子ども見守りシート

□ 令和　年　月　日に受領した	□ 受領していない
□ 令和　年　月　日に返却した	
□ 現時点では保護者に返却していない	

〇 初期の対応策

※担任・学年による対応、SCや外部機関との連携など、対応の視点を明確に、いつ、だれが、どのような対応を行っていくか、具体的に記載する。

本人への説明	本人に説明した日を半角で入力	説明者	0	
保護者への説明	保護者に説明した日を半角で入力	保護者	プルダウンから選択	説明者　0

本人・保護者の意向（概要理解・対応への理解と協力　児童・生徒への関わり）

0

備考（現時点における対応策が上記初期対応策と異なる場合などに記載）

〇学校の対応経過

別紙記載のとおり

《欠席日数》の欄
「いじめの対応記録」には欠席日数の欄がありませんので、この欄は当然には埋まりません。被害児童・生徒が当該年度に欠席している場合には、認知等報告書提出時点における欠席日数を記入してください。

保護者から子ども見守りシートを受領している場合には、【認知等報告書】と併せて子ども見守りシートの写しを教育委員会に提出してください。ただし、保護者から子ども見守りシートを受領していないことを理由に【認知等報告書】の提出を遅らせないように注意してください。

（別紙）として、【対応経過表】を添付して提出してください。

重大事態発生報告書（書式）

【様式2】

〇八〇〇発第〇〇号
令和〇年（20〇〇年）〇月〇日

八王子市教育委員会

学校名　〇〇〇〇学校
校長名　〇〇〇〇　公印

重大事態の発生に係る報告書

学校いじめ対策委員会において認知し、　△八〇〇発第〇〇号　において報告した下記のいじめ事案について、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号の規定に該当する事由（いじめによる重大事態）が発生しましたので、その旨、報告いたします。

記

〇対象児童・生徒

学年	0	学級	0	フリガナ		生年月日	平成		年		月		日	
				氏名	0	性別	□	男	□	女	□	その他（　　）		

□　本年度は欠席していない　　□　令和　年　月　日現在における本年度の欠席日数は　日である

〇事案の概要

対策委員会におけるいじめの認知日	いじめの事実の有無に関する判断をした日を半角で入力							
教員がいじめの疑いを把握した	把握した日を半角で入力							
いじめの疑いを把握した端緒	□	アンケート	□	本人の訴え	□	保護者の訴え	□	周辺児童・生徒からの情報提供
	□	加害行為の目撃	□	その他（　　）				
関係している児童・生徒氏名								0
いじめの発生時期	発生した日を半角で入力							
いじめの態様								
備考								

〇重大事態の類型

プルダウンから選択する

〇本人又は保護者からの申立て

□　本人からの申立てがあった　　□　保護者からの申立てがあった　　□　現時点では本人・保護者いずれからも申立てはない

〇学校の対応経過

別紙記載のとおり

〇今後の予定

《欠席日数》の欄
「いじめの対応記録」には欠席日数の欄がありませんので、この欄は当然には埋まりません。
被害児童・生徒が当該年度に欠席している場合には、重大事態発生報告書提出時点における欠席日数を記入してください。

（別紙）として、【対応経過表】を添付して提出してください。

解消判断報告書（書式）

【様式3】

〇八〇〇発第〇〇号
令和〇年（20〇〇年）〇月〇日

八王子市教育委員会

学校名　〇〇〇〇学校
校長名　〇〇〇〇　公印

学校いじめ対策委員会によるいじめの解消判断報告書

学校いじめ対策委員会において認知し、　△八〇〇発第〇〇号　において報告したいじめ事案について、
下記のとおり、学校いじめ対策委員会においていじめが解消したと判断をしたことを報告いたします。

記

〇対象児童・生徒

学年	0	学級	0	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日			
				氏名	0	性別	□ 男	□ 女	□ その他（　）				

〇事案の概要

対策委員会におけるいじめの認知日	いじめの事実の有無に関する判断をした日を半角で入力							
教員がいじめの疑いを把握した	把握した日を半角で入力							
いじめの疑いを把握した端緒	□ アンケート	□ 本人の訴え	□ 保護者の訴え	□ 周辺児童・生徒からの情報提供				
	□ 加害行為の目撃	□ その他（　）						
関係している児童・生徒氏名	0							
いじめの発生時期	発生した日を半角で入力							
いじめの態様								
備考								

〇子ども見守りシート

□ 令和　年　月　日に受領した
　□ 令和　年　月　日に返却した
　□ 現時点では保護者に返却していない
□ 受領していない

〇学校の対応経過

別紙記載のとおり

〇対象児童・生徒本人が心身の苦痛を感じていないことの確認

確認対象者	確認した日	確認者
本人	本人に確認した日を半角で入力	者】の氏名を直
保護者	保護者に確認した日を半角で入力	者】の氏名を直

〇いじめ対策委員会においていじめが解消したと判断した日

対応終了を判断した日を半角で入力

〇解消に向けた経過観察の終了の対象児童・生徒本人及び保護者への説明

説明相手	説明した日	説明者
本人	本人に確認した日を半角で入力	0
保護者	保護者に確認した日を半角で入力	0

子ども見守りシートの交付				
令和	年	月	日	

基本的な事項は、全て「いじめの対応記録から転記されて埋まるようになっていますので、記入漏れがある場合には、いじめの対応記録に追記することにより書類を完成させてください。

（別紙）として、【対応経過表】を添付して提出してください。

第4 いじめ重大事態への対処

１「重大事態」の定義とその該当性判断

（１）「重大事態」の定義　～「疑い」～

Question３６

「重大事態」とは、どういう場合なのでしょうか。

Answer

法２８条１項は、**「重大事態」**について、以下のように定義しています。

法２８条１項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

すなわち、「重大事態」とは、児童・生徒に

①生命、心身又は財産に（対する）重大な被害**（生命心身財産重大事態）**、又は

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態**（不登校重大事態）**

が生じている場合で、かつ、**これらが「いじめにより」生じたと疑われる場合**です。学校は、児童・生徒に上記のような重大被害や不登校が発生したときは、必ず重大事態に該当するか否かの判断を行わなければなりません。

ここでのキーワードは、**「疑い」**です。児童・生徒に生じた重大被害や不登校の原因がいじめである**「疑い」**があれば、重大事態に該当します。「いじめ」自体があったかが不明確であっても、いじめがあった**「疑い」**があり、それが重大被害や不登校の原因となっている**「疑い」**がある限り、「重大事態」に該当します。

調査ガイドライン　３頁

重大事態とは、〝いじめにより重大な被害が生じた〟疑い又は〝いじめにより不登校を余儀なくされている〟疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。

「重大事態」に該当するか否かの判断は、重大事態調査を開始する大前提です。本来「重大事態」に該当し調査を行うべき事案であるにもかかわらず、「重大事態」該当性の判断を誤れば重大事態調査が開始されず、その結果、いじめ事案への適切な対処が遅れ、現在進行形のいじめを止められないばかりか、被害が深刻化してしまうこともあり得ます。「重大事態」に該当するか否かは、学校いじめ対策委員会において十分に議論し的確に判断する必要があります。

具体的な判断基準について、重大事態のふたつの類型である**「生命心身重大事態」**と**「不登校重大事態」**のそれぞれについて、Ｑ３７・３８で解説します。

（２）生命心身財産重大事態（１号）

Question３７

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、どの程度の被害なのでしょうか。

Answer

どのようなものが法２８条１項１号にいう「生命、心身又は財産に重大な被害」に当たるかについては、いじめを受けた児童・生徒の状況（被害）に着目して判断します。この点、国基本方針・第２・４・（１）では、児童・生徒が自殺を企図した場合**（生命被害）**、身体に重大な傷害を負った場合**（身体被害）**、金品等に重大な被害を被った場合**（財産被害）**、精神性の疾患を発症した場合**（精神被害）**等がこれにあたるとされております。

具体的には、文部科学省における平成２７年度「いじめ防止対策協議会」（第４回）の配付資料「いじめ防止対策法の重大事態の解説（案）」を基準に判断すると、概ね以下のとおりとなります。ただし、かかる基準は、国基本方針や調査ガイドラインなどとは異なり、文部科学省が正式に策定し各地方自治体（知事）又は教育委員会（教育長）に通知したものではありませんので、あくまで参考であり、これらを下回る程度の被害であったとしても、総合的に判断し「重大事態」と捉えるべき場合もあることに留意してください。

ア　生命被害

生命被害とは、「生命に（対する）重大な被害」、すなわち、**死及び自殺未遂**を指します。

直接型の生命被害（いじめの実行行為そのものにより死の結果が生じた場合）の例としては、同級生を故意に殺害した場合が挙げられます。また、間接型の生命被害（いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にして結果として死の結果が生じた場合）の例としては、いじめを苦にして自殺又は自傷行為をした場合が挙げられます。

イ　身体被害

身体被害とは、「身体に（対する）重大な被害」を指し、具体的には、**概ね３０日以上の加療を要すると見込まれる重大な傷害**を目安とします。

直接型の身体被害（いじめの実行行為そのものにより重大な傷害の結果が生じた場合）の例としては、集団暴行により大けがを負わせた場合などが挙げられます。また、間接型の身体被害（いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として重大な傷害が生じた場合）の例としては、いじめを苦にして自殺を試みた結果、一命を取り留めたものの、意識が戻らない状態が続いたり重い後遺症が残ったりした場合などが挙げられます。

ウ　財産被害

財産被害とは、「財産に（対する）重大な被害」、具体的には、**財産に対する（金銭以外の財産である場合は時価換算で）概ね１万円以上の重大な損害（継続的いじめの実行行為により財産的損害の累計がこの水準に達した場合を含む。）を目安**とします。いかなる場合をもって「重大な損害」と捉えるべきかについては、金額の多寡のみをもって判断することは困難であり、金額のほか被害を受けた児童・生徒の学年・年齢や行為の回数・期間・態様等に応じて検討されるべきです。また、金銭的価値に乏しくとも、代替性のない物品であって、所有者における主観的な価値が極めて高いもの（例えば、祖母の形見）に損害が生じたときは、例外的に財産被害が生じたものとして取り扱うことを検討すべきとされています。

直接型の財産被害（いじめの実行行為そのものにより財産に重大な被害が生じた場合）の例としては、単発又は継続的な恐喝によって金銭を脅し取られた場合や、価値のある所有物を奪われたり壊されたりした場合などが挙げられます。また、間接型の財産被害（いじめの実行行為があった後に、その対象となった者がいじめを苦にするなどした結果として財産に重大な損害が生じた場合）の例としては、しばしば仲間外れにされている者が、仲間外れにされないよう機嫌をとる目的で、要求はされてはいないが金銭を渡した場合などが挙げられます。

エ　精神被害

精神被害とは「精神に（対する）重大な被害」すなわち**精神性疾患**を指します。

精神被害が生じた例としては、いじめを苦にした結果、精神性疾患を新たに発症し、又は従前からの精神性疾患が一層悪化した場合が挙げられます。なお、精神性疾患の発症や悪化は、医師の診断に基づき判断する必要があると考えられます。

調査ガイドラインでは、生命心身財産重大事態の例として、以下のようなものを示しています（調査ガイドライン４８頁）。

①児童生徒が自殺を企図した場合
・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
②心身に重大な被害を負った場合
・リストカットなどの自傷行為を行った。
・暴行を受け、骨折した。
・投げ飛ばされ脳震盪となった。
・殴られて歯が折れた。
・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
・心的外傷後ストレス障害と診断された。

・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
③金品等に重大な被害を被った場合
・複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

なお、これらは例示であり、これらを下回る程度の被害であったり、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意すべきです。

調査ガイドラインでは、重大事態として早期対応しなかったことが問題にされる事例として、次のものが示されています（調査ガイドライン１３頁）。

生徒間での暴力行為が発覚し、被害生徒は骨折等の大怪我を負ったが、被害生徒保護者から「子供同士のことなので大事にしないでほしい」と要望があったこともあり、学校は、法 23 条第２項に基づく事実確認を通じていじめを認知し、加害生徒らへの指導のみを行ったものの、重大事態として調査を行わなかった。当該事例発生後、被害生徒は登校を渋るようになり、１か月後に自殺企図を図った。自殺未遂後に重大事態として調査が行われ、他にもわいせつ行為やＳＮＳ上でのいじめ等、多数のいじめが認定され、長期にわたり深刻ないじめが発生していたことが発覚した。

生命心身重大事態に該当する事案においては、**犯罪行為として取り扱われるべきもの**も多いものと考えられます。令和５年２月７日に発出された警察連携通知において、それらの事案について、学校は警察との連携をすべきことが強調されています。この点について、Ｑ３１を参照して対応してください。

（３）不登校重大事態（２号）

Question３８

「相当の期間」とは、どの程度の期間欠席した場合なのでしょうか。

Answer

法２８条１項２号にいう「相当の期間」の該当性の判断について、国基本方針においては、文部科学省が毎年度に実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の不登校の定義において、「年度間に連続又は断続して３０日以上欠席」した児童・生徒が不登校調査の対象とされていることを踏まえ、**年間３０日を目安**とすることとされています。

しかし、過去の不登校例に関する事実調査における基準から導かれただけの上記日数を機械的に適用することは必ずしも適切ではありません。実際の対応としては、国基本方針でも指摘されているとおり、進行中の重大事態に対して、いじめによる更なる被害の進行を待たずに対策を行う必要性を考慮し、事案に応じて個別的に適切な判断が行われるべきであるといえます。

不登校重大事態の場合、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われます。児童・生徒の欠席が継続し、その要因にいじめが疑われる場合には、欠席期間が年間３０日に至るのを待たず、速やかに教育委員会に報告・相談してください。そのためには「児童生徒理解・支援シート」（詳細は、元文科初第６９８号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年１０月２５日）の別添２「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」をご参照ください。）や個票システムなどを利用し、情報共有を図ることも重要です。

被害が深刻化して児童・生徒の学校への復帰が困難となることを防ぐため、事案によっては、学校の設置者（教育委員会）又は学校の判断により、欠席日数が年間３０日に至るのを待たずに、重大事態と認定すべき場合もあります。また、重大事態の認定は欠席日数が年間３０日を経過して行うにしても、その前から、踏み込んだ準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童・生徒からの聴取の確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う必要があります。

調査ガイドライン１３頁

○不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が３０日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

○重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

市基本方針Ⅲ・２・(１)・イ

（判断の目安）

○概ね３０日程度の欠席（事案によっては３０日を待たずに判断する）

ただし、欠席の日数が３０日になった時点で重大事態であると判断して対応を始めたとしても、調査委員会の設置等には時間がかかることから対応が遅れることが考えられます。このことから、市立学校は目安である３０日を待つことなく、明確な理由がなく、連続で１週間欠席した時、または連続ではないものの欠席日数が７日間になったときには、教育委員会に相談し，情報共有を図り連携して対応します。

調査ガイドラインは、不登校重大事態の例として以下のようなものを示しています。

調査ガイドライン４８頁

いじめにより転学等を余儀なくされた場合

・欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

また、重大事態として早期対応しなかったことが問題となる事例として、以下のようなものが示されております。

調査ガイドライン １３頁

○　不登校重大事態は、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされているが、欠席が 30 日以上ある生徒について、欠席の原因にいじめの疑いがあることを担任及び学年主任は把握していたものの、学校いじめ対策組織との共有がされなかったため、組織的な支援や重大事態としての認定を

行うことができず、対象生徒はその後学校に登校することがないまま、他の学校に転学した。

○　不登校重大事態は、欠席日数が年間 30 日であることを目安としているが、基本方針に記載のとおり、「(いじめが要因で) 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(年間 30 日の) 上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要」である。しかしながら、対象児童が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあったと学校は把握していたが、欠席日数が 30 日に至らないとして重大事態として取り扱わなかった。学校は、欠席日数が 30 日を超えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景として特定児童からのいじめが大きいことが分かった。重大事態として早期に調査を開始し、迅速に支援策を講じることができず、結果として、登校しない時期が長く続いたため、対象児童がその後学校に登校することはなかった。

他方、児童・生徒が一定期間（目安の３０日以上）連続して欠席しているような場合でも、それが病気や学力、保護者の教育方針その他家庭の事情など、「いじめ」によるものでない（「いじめ」がない又は因果関係がない）ことが明らかな場合であれば、不登校重大事態に該当しません。ただし、「いじめ」の定義の広さ等を考えれば、不登校の原因が「いじめ」によるものでないことが明らかという場合は極めて限定的であることに留意しましょう。

いじめ防止対策法の重大事態の解説（案）　第１・４

いじめをきっかけとする欠席が欠席期間の一部を構成しているものの、不登校重大事態とは言えない例としては、以下のようなケースが考えられる。

例１：５月に学業の不振がきっかけで２７日欠席し、その後登校を再開したが、１２月になっていじめがあり、それがきっかけで３日欠席した。年間の欠席日数は３０日である。この場合、いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数は３日にとどまるため、不登校重大事態とは言えない（ただし、仮に本人又は保護者から、学校の見立てとは異なり、５月の欠席（２７日間）もいじめが原因であったとの申立てがあった場合は、重大事態となる。）。

例２：５月にいじめがあり、その直後に２０日欠席したが、登校を再開した。翌年２月に入り、進路に不安を抱え（本人及び保護者からの聴取による）３月末まで欠席した。年間の欠席日数は６０日である。この場合、２・３月の欠席といじめとの間に大きな時間的離隔が存在することや聴取内容から、いじめによる欠席は２０日であると判断できるため、不登校重大事態とは言えない（ただし、仮に本人又は保護者から、２月以降の欠席もいじめが原因であったとの申立てがあった場合は、重大事態となる。）。

（４）児童・生徒、保護者からの申立てと重大事態該当性判断

Question３９

児童・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害があった」という申立てがあっても、その被害が「いじめ」によるものなのか不明な場合や、そもそも「いじめ」があったかどうかが不明な場合でも「重大事態」として調査しなければならないのでしょうか。

Answer

いじめは教職員の目の届かないところで発生することが多く、児童・生徒や保護者は、いじめ認知のための貴重な情報源です。実際に学校生活を送る児童・生徒やその保護者が申し立てている以上、申立てにかかる事実が起こり得ないことがその時点で明らかであるような特別な場合を除き、いじめにより重大な被害が生じた「疑い」はあり、重大事態として報告・調査すべきです。

この場合の「申立て」には、「いじめ」という言葉が使われていなくても、人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える場合等を含みます。また、児童・生徒、保護者が法に定める「重大事態」の概念を認識していないことも想定されますので、「申立て」に重大事態という言葉がなくても、申立ての内容から同等の状況が類推できる場合も含みます。

対象児童・生徒や保護者と学校との間で信頼関係が構築されているか否かは、その後の重大事態調査の進捗に大きな影響を与えます。良好な関係を構築するためには、初期対応を誠実かつ丁寧に行うことが最も大切です。勇気を出して申立てをしてきた対象児童・生徒、保護者の思いをまずは受け止め、しっかり傾聴した上で、「学校が一緒に取り組んでくれる」と対象児童・生徒、保護者が感じられるような対応が必要です。

調査ガイドライン　１４頁

○　児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査にあたる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成２５年６月１９日　衆議院文部科学委員会）

五 重大事態への対処に当たっては，いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは，適切かつ真摯に対応すること。

もっとも、申立て時点で学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、対象児童・生徒の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、対象児童・生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第２３条第２項に基づく学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられます。確認の結果、申立てにかかるいじめが起こり得ない状況であることが明確になる場合を除き、重大事態として報告・調査を行うことになります（調査ガイドライン１５頁）。

なお、法２８条１項１号及び２号に共通して規定されている「いじめにより」とは、各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が、当該児童・生徒に対して行われたいじめにあることを意味します（国基本方針 第２・４・（１））。すなわち、いじめの実行行為と各号に規定する児童・生徒の状況という結果との間に因果関係が存在することを求めるものです。

この点、因果関係とは、基本的には「あれなければこれなし」の関係、つまり、いじめの実行行為がなければ各号に規定する児童・生徒の状況（重大な被害や不登校）という結果が発生しなかったといえる関係が認められるか否かで判断することとなります。

ただし、先に述べたとおり、いじめの実行行為と結果との間に因果関係が存在するということが疑われれば、因果関係の存在が明らかでなくとも、要件が満たされることになります。さらにいえば、そもそもいじめの発生が疑いにすぎなくとも、いじめの発生が疑われ、かつ、いじめにより各号に規定する児童・生徒の状況が発生したと疑われる場合には、この要件が満たされることになります。

そのため、「重大事態」の結果が生じている場合、それが「いじめにより」なのか不明な場合だけでなく、そもそも「いじめ」があったかどうかが不明な場合であっても「重大事態」に該当し、いじめの有無や因果関係の有無を調査しなければなりません。

なお、法２８条１項にいう「認める」とは、「考える」ないし「判断する」の意味であり、「確認する」「肯認する」といった意味ではありません。そのため、教育委員会又は学校が、いじめがあったと確認したりいじめと重大被害の間の因果関係を肯定したりしていなくとも重大事態として捉えるべき場合があります。調査した結果いじめが確認されなかったり、いじめにより重大被害が発生した訳ではないとの結論に至ったりすることもあり得ます。

（５）「重大事態」該当性の判断主体・基準時

Question４０

「重大事態」に該当するか否かは、誰がどのタイミングで判断するのでしょうか。

Answer

法２８条１項の規定に基づく重大事態調査は、「学校の設置者又はその設置する学校」が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされていますので、重大事態に該当するか否か（「疑い」の有無）を判断するのは、学校の設置者（教育委員会）又は学校です。

そして、重大事態に該当するか否かの判断は、**重大な被害又は相当期間の不登校の発生時**を基準にして行うこととなります。この点、埼玉県川口市立中学校においていじめの被害に遭ったという元男子生徒が学校及び教育委員会の不適切な対応により不登校が長期化したとして同市に損害賠償を求めた訴訟で、令和３年１２月１５日、さいたま地裁は、元男子生徒が受けた行為をいじめと認定し、学校や教育委員会が重大事態の調査を怠ったこと、校長らが調査前にいじめを否定する発言をしたことはいじめ防止対策推進法に反すると結論づけたうえで、「重大事態の発生を認知すべき時に認知しない裁量はない」旨判示しています（さいたま地判令３．１２．１５裁判所ウェブサイト）。この事案では、平成２８年１０月２４日に最初の不登校と合わせて目安である年間３０日になったにもかかわらず、学校が元男子生徒に関する重大事態の発生について教育委員会を通じて市長に報告したのは平成２９年１月１０日、教育委員会が重大事態調査委員会を設置したのは同年２月、調査が開始されたのは同年３月でした。このように、不登校重大事態について、いじめの被害生徒が不登校になり目安である年間３０日に達してから約２か月半後の報告では、いじめ防止対策推進法上の義務を怠ったものとして違法と評価されることとなります。不登校の児童・生徒について、その不登校の原因にいじめが疑われる場合には、不登校の期間が３０日に達する前に、教育委員会に報告・相談してください。なお、重大事態調査を通じて、事後的にいじめがあったとの事実が確認されなかったり、いじめはあったものの重大被害や相当期間の不登校との因果関係は認められないとの判断に至ったりしたとしても、そのことにより遡及的に「重大事態」の該当性が否定されるものではありません。

以上のことから、学校は、定例又は臨時の対策委員会において、いじめ事案に対応する中で重大事態に該当する（いじめにより重大な被害又は相当期間の不登校が生じたという疑いがある）ケースが発生したと認めた場合又は「重大事態」該当性の判断に迷う場合には、直ちに管理職から教育委員会（担当指導主事）に電話連絡し、今後の対応を相談し、その上で、当該いじめ事案が「重大事態」に該当するか否かを判断することとしてください。なお、対策委員会において「重大事態」に該当しないと判断した場合でも、管理職が担当指導主事に電話連絡し、なるべく今後の対応について協議するようにしましょう。

２　教育委員会との連携

（１）教育委員会への報告、教育委員会による指導・支援

Question４１

学校いじめ対策委員会で「重大事態」が発生したと判断した場合、教育委員会に報告しなければならないのでしょうか。報告を受けた教育委員会は、何をしてくれるのでしょうか。

Answer

学校教育法５条においては、学校の設置者が学校の管理を行う旨規定されているところ、公立学校の設置者は各自治体、すなわち都道府県や市町村です（教育基本法６条１項)。これに従えば、都道府県や市町村が公立学校の管理を行うことになりますが、学校教育は、その内容の公平・中立性などを維持することが重要であることから、法は、地方公共団体の行う教育に関する事務については、教育委員会に単独で管理及び執行する権限を付与しています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律２１条１号)。このように、公立学校においては、教育委員会が学校の管理及び執行権限を有することから、公立学校において重大事態が発生した場合、公立学校は、教育委員会を通じて、地方公共団体の長にその旨を報告しなければならないとされています。

法３０条１項

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

まず、学校は、個別のいじめ事案について、定例又は臨時の対策委員会において、重大事態に該当する（いじめにより重大被害又は相当期間の不登校が生じたという疑いがあると認められる）か否かを検討します。その検討の過程で、重大事態に該当するか否かの判断に迷うような場合には、前述のとおり、まずは管理職から教育委員会（担当指導主事）に電話連絡して相談しましょう。また、対象児童・生徒の欠席が続いておりその要因にいじめが疑われている場合には、欠席日数が年間３０日の「目安」にいたる前に、速やかに教育委員会に報告・相談しましょう。

既に重大事態の結果が生じている場合、それが「いじめにより」なのか不明な場合だけでなく、そもそも「いじめ」があったかどうかが不明な場合であっても、「いじめ」によるものでないことが明らかな（「いじめにより」という因果関係を完全に否定できる）場合でない限り、担当指導主事に電話で相談して、重大事態に該当するか否かの判断についても教育委員会の指導及び支援を受けてください。

学校から「重大事態が発生した旨」の報告を受けた教育委員会は、その旨を八王子市長に報告しなければなりませんが、それに際して、かかる重大事態の内容について学校から聴取

するとともに、当該重大事態への対応について学校に対して職員を派遣する等の指導及び支援を行うことを検討します。

なお、公立学校において発生した重大事態は、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、各教育委員に説明すべきとされています。そのため、公立学校から重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集することとされており、また、首長の判断により総合教育会議が招集された場合は、当該重大事態への対処について首長部局との間で協議し、調整を図ることとされています。なお、重大事態に係る事実関係には関係児童・生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会会議や総合教育会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開とされたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮がなされます。

また、学校が重大事態の調査を行う場合は、教育委員会は、調査及び情報提供について必要な指導及び支援をすることとされており、事案の重大性を踏まえ、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりすることが必要です。

法２８条３項

第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

調査ガイドライン　１６～１７頁

○学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。

（２）教育委員会に対する報告時期・内容・方法

Question４２

教育委員会への報告は、いつ、どのような内容を、どのように行えば良いのでしょうか。

Answer

国基本方針第２・４・（１）では、学校は、重大事態が発生したと判断した後、「直ちに」教育委員会に報告するものとされております。具体的には、**判断した当日又は翌日**中に行うことが望ましいです。ただし、不登校重大事態の場合で、児童・生徒の欠席が継続し、その要因にいじめが疑われる場合には、**欠席期間が年間３０日に至るのを待たず**、速やかに教育委員会に報告・相談してください。

そして、学校が重大事態の発生を認識して教育委員会に報告する場合には、①学校名、②対象児童・生徒の氏名・学年・性別等、③重大事態の具体的内容、④報告の時点における対象児童・生徒の状況、⑤重大事態に該当すると判断した根拠を報告する必要があり、具体的には、学校は、教育委員会に対して、当該重大事態に係るいじめ事案の「重大事態発生報告書」（未提出の場合には「認知等報告書」も）を提出して報告していただくこととなります。

そのため、重大事態の判断から発生報告までの経過は、「いじめ対応フローチャート」（Ｑ１４後掲参考資料）のとおり、以下のとおりとなります。

【「重大事態」該当性の検討】

・定例又は臨時の対策委員会において、個別のいじめ事案につき、「重大事態」に該当する（いじめにより重大被害又は相当期間の不登校が生じたという疑いがあると認められる）か否かを検討する。

・対象児童・生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったといえるか否かも合わせて検討する。

・かかる検討の過程で重大事態に該当するか否かの判断に迷うような場合には、まずは管理職から教育委員会（担当指導主事）に電話連絡して相談することを決定する。

※重大事態に該当することが明らかであると判断された場合は、【発生報告】へ

↓

【「重大事態」該当性の判断】

・当該いじめ事案について、教育委員会（担当指導主事）の指導・支援を受けた上で、次の定例又は臨時の対策委員会において重大事態に該当するかを判断する。

↓

【発生報告】

・「重大事態発生報告書」を作成して教育委員会に対して提出し「重大事態が発生した

旨」を報告する。

※その時点で、当該重大事態に係るいじめ事案の「認知等報告書」を提出していない場合には、これも合わせて作成して提出する。

なお、学校は、重大事態の発生を認識した場合、教育委員会に重大事態であると明示的に報告すると同時に、調査の準備作業（具体的には、学校が保有している、いじめにより重大被害が生じた疑いがある対象児童・生徒に係る情報の集約及び関係者間における共有、アンケート調査の質問票の作成など）を開始することも求められていますので留意しましょう。

不登校重大事態の場合は、前述のように、対象児童・生徒の欠席の継続により重大事態に至ることを早い段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から踏み込んだ準備作業（関係児童・生徒からの聴取りやアンケート調査の実施など）を行う必要があります。この点、八王子市では、欠席期間が目安である年間３０日に到達するまでもなく、明確な理由なく連続で１週間欠席の児童・生徒がいるとき、又は連続ではないものの明確な理由なく欠席日数が７日間になった児童・生徒がいるときには、教育委員会に相談して情報共有を図り連携して対応するよう求めています（市基本方針 Ⅲ・２・（１）・イ）。

市基本方針Ⅲ・２・（１）・イ

（判断の目安）

〇概ね３０日程度の欠席（事案によっては３０日を待たずに判断する）

ただし、欠席の日数が３０日になった時点で重大事態であると判断して対応を始めたとしても、調査委員会の設置等には時間がかかることから対応が遅れることが考えられます。このことから、市立学校は目安である３０日を待つことなく、明確な理由がなく、連続で１週間欠席した時、または連続ではないものの欠席日数が７日間になったときには、教育委員会に相談し，情報共有を図り連携して対応します。

３ 重大事態調査の目的･主体･調査組織

（１）重大事態調査の目的

Question４３

重大事態調査は、何のために行うのでしょうか。「重大事態」に該当する場合は、たとえ対象児童・生徒や保護者が調査を求めていなくても行わなければならないのでしょうか。

Answer

ア　重大事態調査の目的・対象

国基本方針 第２・４・（１）・ｉ）によれば、法２８条１項に基づく重大事態の調査は、「重大事態に**対処**するとともに，**同種の事態の発生の防止**に資するために行うもの」とされています。生命心身財産重大事態では、重大被害を受けた対象児童・生徒の安全が確保され、安心して学校生活を送れるようになることを目指して重大事態調査を進めることになります。不登校重大事態では、不登校に至った事実関係を整理することで、対象児童・生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、再び学びに向かえることを目指して重大事態調査を進めます。

生命心身財産重大事態においても不登校重大事態においても、当該事例を丁寧に振り返りながら問題点を検証し、今後の再発防止策を策定することも、重要な目的です。

ところで、いじめ事案においては、被害側の対象児童・生徒、保護者から、加害側の関係児童・生徒、保護者や学校設置者等に対し、慰謝料等の損害賠償が請求される可能性もあります。また、被害側が、加害側の行為について、捜査機関の捜査や処罰を求める場合もあります。民事上あるいは刑事上の責任追及がされる訳ですが、重大事態調査は、これらの責任の有無を明らかにするためのものではありません。民事上の責任追及は、重大事態調査とは別に当事者間で行われる民事訴訟等のプロセスにおいて、刑事上の責任追及も、重大事態調査とは別に行われる、捜査、少年審判、刑事訴訟等の司法プロセスにおいて為されるものです。

調査ガイドライン ５頁

○この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力のもとに行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、対象児童生徒の尊厳を保持し、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むことが求められる。

○　この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

対象児童・生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合については、次のように考えられます。

法２８条１項は、重大事態が発生したときには「調査を行うものとする」としており、対象児童・生徒、保護者の意向によって調査を開始しなくてもよいとの規定は設けられていません。重大事態の要件を充足していれば、対象児童・生徒、保護者が望まない場合であっても、重大事態調査を実施することが必須と解されます。

実質的にも、いじめが生徒の生命にかかわる課題であることに照らせば、対象児童・生徒や保護者が望まない場合においても、学校は事実関係を調査・確認した上で、対象児童・生徒の支援や関係児童・生徒への指導や支援を行う必要があります。また、これまでの学校の対応を検証し、同様の事態を再発させない取り組みを行うべきです

これらのことから、対象児童・生徒、保護者が望まない場合でも、重大事態の要件が充足されていれば、調査を行うべきです。

ただ、重大事態調査が、対象児童・生徒の不安を更に強め登校再開をより困難にしたり、更に重大な被害の結果を招くこととなれば、本末転倒であり、このような事態は避けなければなりません。このため、学校または学校の設置者は、重大事態調査の実施方法を検討する上で、対象児童・生徒、保護者の意向を踏まえ、重大事態調査という名称を使わず、外部に調査の実施を明らかにせずに行うことも考えられます。また、既に学校が行ったいじめの有無を確認するための調査（法２３条２項，Ｑ２１・２２）として対象児童・生徒、関係児童・生徒の聴き取り等が行われており、その記録を通して事実関係を整理できる場合には、改めて聴き取りはあえて行わないこととしたり、関係児童・生徒の指導方法を柔軟に行うことなども考えられます。

調査ガイドライン　１１頁

○重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければならない。

○重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施事態や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表

しないことも考えられる。
○このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。

前述したとおり、重大事態調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。重大事態調査を実りあるものにするためには、教育委員会や学校が、たとえ自身に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、附属機関等に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません（国基本方針 第２・４・（１）・ｉ））。事実関係が明らかにされないがゆえに、これを明らかにする目的で対象児童・生徒側より訴訟提起等の責任追及の手段が採られることがありますが、かかる調査が十分になされることにより事実関係が明らかになり、訴訟提起を避けることができるとの見方もできます。

（２）重大事態調査の主体

Question４４

重大事態調査は、学校と教育委員会のどちらがするのでしょうか。

Answer

重大事態調査の主体は、「学校の設置者」（教育委員会）又は「その設置する学校」です（法２８条１項）。そして、教育委員会と学校のいずれが調査を行うかは、**個々の重大事態ごとに、学校と協議しつつ、教育委員会が決定**します。すなわち、重大事態が発生した場合は、学校から報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を教育委員会と学校とのいずれが担当するか、また、どのような調査組織とするかについて、学校と協議した上、判断します。

この際、従前の経緯や事案の特性、対象児童・生徒又は保護者の申立て等を踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施すべきものとされています（国基本方針 第２・４・（１）・ｉ）。具体的には、例えば、学校と関係児童・生徒の保護者との間のトラブルが深刻化しておりもはや関係修復が難しい場合や、大きく報道されている等、学校の負担が過大で調査を実施することによって学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合を指します。

不登校重大事態については、対象児童・生徒の学校復帰や学びの継続に向きた支援につなげることが重要であることから、対象児童・生徒の現実の学校生活を保障する立場にある学校が調査主体となるのが原則です。なお、学校が調査主体となると決定した場合であっても、調査を進める中で、必要に応じ調査主体を教育委員会に変更し引き続き教育委員会で調査を実施することも考えられます。また、学校が調査主体となる場合、設置者は学校に対して必要な指導や（人的措置も含めた）適切な支援を行わなければならないことに変わりありません（法２８条３項）。

また、上記はあくまで「原則」であって、不登校重大事態であっても、事案の特性に照らして学校ではなく教育委員会を調査主体とする旨を教育委員会が判断する場合もあります。

調査ガイドライン２０～２１頁

○ 不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校が調査を行うこととする。

○ ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の

設置者主体として調査することを妨げるものではない。

以上のように、重大事態が発生した場合には、学校からその報告を受けた教育委員会が、その重大事態の内容や事案の経緯・特性、対象児童・生徒又は保護者と学校との関係性等の諸事情を総合的に勘案して、重大事態ごとに教育委員会と学校のいずれが調査を行うかを決定します。もっとも、一定の指標としては、以下のように考えられます。

①生命心身財産重大事態の場合・・・・・・・・教育委員会又は学校（事案ごとに判断）
②不登校重大事態の場合・・・・・・・・・・・原則学校が主体
③児童・生徒が自殺したときの基本調査・・・・教育委員会の指導・支援のもと学校が主体
④児童・生徒が自殺したときの詳細調査・・・・特段の事情がない限り教育委員会が主体

（３）調査組織の構成

Question４５

重大事態調査委員会の構成員には、どのような人を入れるべきでしょうか。

Answer

学校の設置者（教育委員会）又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされており（法２８条１項、国基本方針 第２・４・（１）・ｉ）、教育委員会又は学校は、調査組織を設けたときには、直ちに調査に着手するものとされています。

重大事態調査のための組織をどのような者で構成するかは、調査の信頼性にかかわる重要事項であり、事案の特性を踏まえて調査主体（教育委員会が調査主体となる場合には教育委員会、学校が調査主体となる場合には学校）が判断することになります。

対象児童・生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、調査の信頼性を高めるため、第三者を加えた調査組織となることが望ましいとされています（調査ガイドライン２２頁)。この場合の「第三者」とは、「当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者)」を指します（国基本方針第２・４・（１）・F)。

また、充実した調査を行いその信頼性を高めるために、専門家が調査に加わることも推奨されます。この場合の「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者であり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等を指します。専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、その場合には、職能団体等や大学・学会に対して推薦を依頼することが考えられます（調査ガイドライン２２頁)。

学校が調査主体となる場合、調査組織の構成は学校が判断することになります。ただ、学校が独自にもつ「第三者」や「専門家」の人的資源には限りがありますし、外部の適切な人材を確保するためには、職能団体への推薦依頼手続きや委託契約関係の検討（予算措置も含む）も必要になります。そこで、最終的には学校が判断主体になるにしても、教育委員会と十分に協議してその指導・支援を受けた上で、調査組織の構成を決めてください。

いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成２５年６月１９日　衆議院文部科学委員会）

三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては，適切にいじめの問題に対処する観点から，専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り，公平性・中立性が確保されるよう努めること。

国基本方針 第２・４・(１)・ｉ)

学校が調査の主体となる場合，調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが，それでは迅速性に欠けるおそれがあるため，法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

調査ガイドライン ２２～２３頁

○　重大事態の調査組織の構成をどのようにするかは、調査主体にとって最も重要な検討事項になり、委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体において判断することが求められる。

○　対象児童生徒や保護者が第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい。

○　調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査ができるよう専門家を加えることが考えらえる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。

○　専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えらえるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係または特別の利害関係のない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。

４ 重大事態調査における調査事項

Question４６

重大事態調査では、一体何を調査し、どのように調査結果をまとめるのでしょうか。

重大事態調査においては、まず、「重大事態に係る事実関係を明確にする」こと、つまり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつから、誰から、どのような態様で行われたか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係等にどのような問題があったか、学校・教員がどのように対応したか等の**事実関係**を、可能な限り網羅的に明確にすることが求められます。

その上で、それまでの学校の対応が法やガイドライン等に照らして適切なものであったのか、問題があるとすれば何が問題だったのか、**学校の対応を評価**することも必要です。更に、当該いじめ事案についての**今後の対処や再発防止策**についても、重大事態調査の中で検討し、明確にする必要があります。

重大事態調査を行った結果については、最終的に、**重大事態調査報告書**にまとめることになります。次頁は、重大事態調査報告書に盛り込むべき標準的な項目や記載内容の例として、調査ガイドラインに示されたものです。このような項目、内容を明らかにするために調査を進めていくことになりますので、早い段階から十分意識しておくことが重要です。

【共通事項】

	標準的な項目		記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け		
			・重大事態の別（１号・２号・１号かつ２号） ・重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成		
	⑴	調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。
	⑵	調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	⑶	調査組織の構成	・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要		
	⑴	基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、（氏名）、対象児童生徒の状況等についてまとめる。 不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	⑵	当該事案の概要	・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容		
	⑴	調査方法	・どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
	⑵	調査内容	・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過		
	⑴	対象児童生徒の訴え	・聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 ・対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	⑵	関係児童生徒からの 聴取内容	・関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。 ・関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
	⑶	当該事案の事実経過	・調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。

6	当該事案の事実経過から認定しうる事実		
			・事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応		
	⑴	学校の対応について	・「５当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	⑵	学校の設置者の対応について	・「５ 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	⑶	学校及び学校の設置者の対応に係る考察	・学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言		
	⑴	当該事案への対処について	・当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 ・対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
	⑵	学校及び学校の設置者に対する提言	・当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料		

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む)】

・対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

・対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

５ 対象児童･生徒、保護者等に対する調査方針の説明

（１）対象児童・生徒、保護者に対する説明

Question４７

学校内に「いじめ重大事態調査チーム」を設置して重大事態調査を行うことが決まりました。対象児童・生徒やその保護者に何を説明すれば良いですか。

Answer

学校内にいじめ重大事態調査チーム（以下「調査チーム」といいます。）を設置して重大事態調査を実施する場合、具体的な調査の実施に先立ち、対象児童・生徒、及びその保護者に対して、二段階に分けて重大事態調査に関する説明を行います。

最初の説明は、重大事態調査の実施が決まった直後（調査チームを組織する前）に市教委が主体となり、本 Question に添付した「参考資料①」のチェックシートを用いて指導主事が行います。チェックシートの中には、説明時に確認した保護者の意向を記入する欄があり、指導主事が確認した保護者の意向はここに記録されます。調査チームが組織された段階で、このチェックシートの写しが調査資料の一部として調査チームに交付されますので、調査チームの第一回目会議において、チェックシートの内容を確認し、調査に関して保護者が特別な意向を有している旨の記載がある場合には、この点に対する方針を検討するようにしてください。

二段階目の説明は、調査チームが主体となり、調査チームの第一回会議後に行います。委員長以外の委員が一名以上立ち会った上で、委員長から説明を行うようにしてください。本 Question には、ガイドラインで要求されている説明事項（ガイドライン第７章第２節（１））を反映した説明文書の書式を「参考資料②」として添付しています。実際のケースに合わせて文中の文言を修正すれば使用できるようになっていますので、ぜひご活用ください。なお、市教委からの説明時に作成されたチェックシートの中に調査に関して保護者が特別な意向を有している旨記録されていた場合には、この点につき、調査チームの第一回会議時に検討した結果も保護者に対して説明するようにしてください（「参考資料②」の第５項及び第６項参照）。

二段階目の説明時に使用する説明文書（参考資料②）の末尾には保護者署名欄を設けています。説明終了時には、説明を受けた保護者から日付の記入と署名をしてもらい、いじめ重大事態調査チームにおいて適切に保管するようにしてください。

もしも、保護者からこの説明文書の写しの交付等を求められた場合には、関係者のプライバシー保護の観点からそのまま写しを交付することはできないこと、及び適切にマスキングを施した書面の写しを後日交付する旨、当該保護者に対して説明してください。その上で、指導主事に対して、説明文書の写しの交付等を求められたことを伝え、その後の具体的な動

きについて相談するようにしてください。

なお、ガイドラインにおいて注意喚起されている説明時の注意事項（避けるべき言動等）は後記のとおりです。保護者との関係悪化を招かぬために必要な対応となりますので、説明の際には後記の点に十分に注意するようにしてください。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

① 調査の根拠、目的

- 調査の根拠、目的について説明する。

② 調査組織の構成

- 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- 対象児童・生徒、保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童・生徒、保護者に対して説明する。

④ 調査事項・調査対象

- 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童・生徒、教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童・生徒、保護者に対して説明する。
- なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童・生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- 調査組織の判断の下で、児童・生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童・生徒、保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童・生徒、保護者に対して説明する。
- その際、事前に説明を行った段階で対象児童・生徒、保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

- 法第28条第２項に基づいて対象児童・生徒、保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
- また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
- 関係児童・生徒、保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童・生徒、保護者に説明する。
- なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

【説明時に注意すべき事項】

- 「いじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしてはならない。
- 例えば、重大事態調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- 各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって対応が変わることもあり、そうした場合には臨機応変に対応することも予め説明するなど、理解を得るような説明に努めることが望ましい。
- 重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者及び学校の不適切な対応により対象児童・生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者及び学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに対象児童・生徒、保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行う。
- 例えば、以下のような対象児童・生徒、保護者の心情を害すると考えられる言動は、厳に慎む。

※ 家庭にも問題がある等の発言（対象児童・生徒をとりまく状況は、公正・中立に行う重大事態調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）

※ 持ち物（遺品等を含む。）を返還する際の配慮のない対応（一方的に対象児童・生徒、

保護者の自宅に送付することなどや返還せずに処分することはあってはならない。）

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める。

（参考資料①）

調査主体の決定等に係る説明及び確認のための内部資料であり、保護者へは口頭で説明し、本チェックリストの提示等は行わない。

いじめ防止対策推進法第２８条第１項に基づく調査の被害児童・生徒の保護者への事前意向確認チェックリスト

□いじめの認知等報告書の写し
□重大事態発生報告書の写し
□その他（　　）

日　付：令和　　年　　月　　日（　　）
場　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
説明及び確認者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（学校名）八王子市立　　学校
（被害児童・生徒名）＿＿＿＿＿＿＿＿（いじめの認知日）令和　　年　　月　　日
（重大事態の類型）いじめにより
□児童・生徒が自殺を企図した　□身体へ重大な傷害を負った　□金品等に重大な被害を被った
□精神性の疾患を発症した　□転校を余儀なくされた　□年間３０日を超えて欠席している
□その他（　　）

□ 令和　　年　　月　　日に、〔 教育委員会 ／ 学校 〕が、いじめの重大事態として判断したことを受け、いじめ防止対策推進法第２８条第１項に基づく調査を行うこと。

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととする。
（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

□ 調査の目的は、①事案の全容解明、②当該事態への対処、③同種の事態の発生防止であること。
□ 本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されること。
□ 調査主体について、教育委員会主体と学校主体の２通りあり、設置者である教育委員会が判断すること。また、見通しとして現在の判断は以下であること。
○ 教育委員会主体
○ 学校主体
□ 調査委員の構成員について、
　□ 当該調査の公平性・中立性が確保されるよう人選を行うこと。
　□ 【職能団体等を通じて推薦を依頼する場合】
　　□ 対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること。
　　□ 一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること。
　　□ 職能団体等における推薦の手続きには時間を要すること。
　□ 構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか。
　　○ 要望がある（要望の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○ 要望はない
　□ 【対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合】
　　□ 調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼すること。
□ 学校・教育委員会が考える調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事の具体的な内容。
□ 調査の時期・期間について、調査する委員からの説明となること。
□ 調査事項について、
　□ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止

策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があること。

□ 具体的な調査事項の内容については、調査する委員からの説明となること。

□ 調査方法について、

□ 要望があるかどうか

○ 要望がある（要望の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○ 要望はない

□ 調査対象者について

□ 要望があるかどうか。

○ 要望がある（要望の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○ 要望はない

□ 【関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと要望している場合】

□ 関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができること。

□ 関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があること。

□ 以上の説明を受けた上で、調査方法や対象について要望があるかどうか。

○ 要望がある（要望の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○ 要望はない

□ 調査対象者については、調査する委員からの説明となること。

□ 調査結果の提供について、

□ 調査報告書として取りまとめ、教育委員会を通じて市長へ提出することになること。

□ 市長への提出に先立ち、同報告書の写し（個人情報保護条例に従って、プライバシーの観点から固有名詞等の一部をマスキング（黒塗り）したものを確認していただくこと。

□ 同報告書に記載されている調査結果に関する所見を市長に対してお伝えになりたい場合には、同調査結果に対する所見をまとめた書面を添えることができること。

□ 同調査結果については、関係児童・生徒及び保護者にも報告を行うこと。

□ 重大事態の調査について、調査結果を公表する（原則、市のホームページに掲載）判断材料として、被害児童・生徒の保護者の現時点での意向はどうか。

○ 公表を望む

○ 公表を望まない

□ 【該当するケースのみ】

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請方法の案内

□ 重大事態調査実施前の再度の説明について、

□ 本事前意向確認を踏まえて、調査組織による第一回会議後に、改めて重大事態調査の実施について説明を行うこと。再度の説明実施までの間の連絡先として、以下のとおり、担当者と連絡先を伝達した。

担当者：＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿

上記内容について、確認時の同席者として保護者の意向等と相違ないことを認める。

令和　　年　　月　　日　　（確認時の同席者名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（参考資料②）

◎グレーの網掛け部分：文言の置き換えや選択を必ず行う必要があります。
◎斜体の部分：ケースごとに必要か否かが異なる記載になります。不要な場合は削除することとし、削除によって項番号がずれる場合には修正するようにしてください。
◎文末脚注：書式として使用する際には削除して使用してください。

重大事態調査の実施について

令和●年●月●日

［対象児童・生徒：フルネーム］さんの保護者様

いじめ重大事態調査チーム　委員長　●●●●

この度、［対象児童・生徒：名前］さんを被害者としたいじめ重大事態が発生した疑いがあることに鑑み、いじめ防止対策推進法第 28 条１項に基づく調査を開始することとなりました。

つきましては、同調査の開始に先立ち、［対象児童・生徒：名字］様に対し、以下のとおり説明させていただきます。

１　本調査の根拠について

いじめ防止対策推進法第 28 条１項は、以下の事態が生じた場合に、重大事態調査を実施しなければならないと規定しています。

一号　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二号　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

このたび、［関係児童・生徒：フルネーム］さんから［対象児童・生徒：名前］さんに対する［いじめ行為の概要］等の行為により、［対象児童・生徒：名前］さんの身に［(★選択した上で内容を記載) 生命、心身又は財産に生じた重大な被害の概要　／　不登校の事実の概要］という事態が生じた疑いがあることから、上記の［(★要選択) 一号　／　二号　／　一号及び二号］に該当するものとして、重大事態調査を実施することとなりました。

２　本調査の目的について

市教育委員会からの事前説明の際にもお伝えしたとおり、今回実施する重大事態の調

査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者である八王子市（同教育委員会）及び本校が事実に向き合うことで、事案の全容を解明し、当該事態への対処を図るとともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として実施する調査となります。

3　本調査組織の構成について

今回の調査は、公立性・中立性が確保された組織となるよう、本校に常設されている学校いじめ対策委員会の一部構成員に第三者を加えて組織した「いじめ重大事態調査チーム」を主体として実施いたします。

本調査チームの構成員は、以下のとおりです。

【いじめ重大事態調査チームの構成員】

校長●●、副校長●●、・・・[4]

4　本調査にかかる期間等について

初回の調査チームの会議は、令和●年●月●日に実施しました。今後、調査を遂行し、令和●年●月●日を目途に調査結果を取りまとめる予定です。ただし、調査の進行如何により、調査の終了時期は前後いたしますので、その旨ご理解ください。

なお、今後毎月一回を目安として、本件における連絡担当者である**［連絡担当者：氏名・役職又は属性］**より、**［対象児童・生徒：名前］**さん及び**［対象児童・生徒：名字］**様に対して、調査の進捗についてご説明させていただく予定です。

5　本調査における調査事項及び調査対象について

今回の調査では、いじめの事実関係の有無やその背景事情、関係する**［（★要選択）児童　／　生徒］**間における人間関係、当該事態に対する本校の対応経過等について調査いたします。そのために、後記の対象者からの聴取等を予定しております。

もっとも、調査の中で新たな事実が明らかになった場合には調査対象者が増えることもあり得るほか、種々の事情により当初予定していた対象者からの聴き取りが実施できないという事態も生じ得ます。その場合には、本調査チーム内で協議の上、臨機応変に対応していくこととなりますので、その旨ご理解ください。

*[5]なお、本件においては、**［対象児童・生徒：名前］**さんに関する・・・やご家庭での状況等につきましても、調査事項に含め、**［対象児童・生徒：名前］**さんご本人や**［対象児*

---

[4] 調査委員の氏名には役職や所属等を併記する。職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、口頭にてその旨説明する。

[5] 事案の関係上、不要な場合は削除する。

童・生徒：名字］様よりお話を伺う予定でおりますので、その際は、ご協力くださいますようお願いいたします。

[6]【現在予定している調査対象者の範囲】

［対象児童・生徒：名前］さんご本人、［対象児童・生徒：名字］様、［関係児童・生徒：フルネーム］さん、［関係児童・生徒：フルネーム］さん保護者、●年●組在籍［(★以下、要選択）児童　／　生徒］、及び●年●組クラス担任…等

6　本調査における調査方法について

調査対象者からの具体的な聴き取り方法や順序等つきましては、今後、調査チーム内において検討していくこととなります。

なお、[7]*今回の調査では、アンケートの実施を予定しています。具体的なアンケートの実施方法（様式や実施範囲等）につきましては、今後、調査チーム内において検討した上、実際にアンケートを実施前する前に［対象児童・生徒：名字］様に対して内容をご確認いただく予定です。*

[8]*また、教育委員会からの事前説明の際に、［対象児童・生徒：名字］様よりご要望のあった・・・との点につきましては、本調査チームにおいて検討した結果、・・・とすることにいたしましたので、その旨ご報告いたします。*

7　本調査終了後の調査結果のご提供等について

(1)　調査終了時の調査結果のご提供

教育委員会からの事前説明の際にもお伝えしたとおり、本校の「いじめ重大事態調査チーム」において実施した調査結果につきましては、調査が終了した段階で、重大事態調査結果報告書の形に取りまとめを行い、同報告書を、八王子市教育委員会を通じて八王子市長に提出することとなります。

これに先立ち、［対象児童・生徒：名字］様には、同報告書の写し（プライバシー保護の観点から固有名詞等の一部をマスキングしたものとなります）をご確認いただきながら、調査結果についてご説明させていただく予定です。

(2)　調査の過程で収集した個人情報

本件の調査の過程で収集した個人情報につきましては、調査報告書の作成、並びに本件に関する［対象児童・生徒：名前］さんに対する支援、［関係児童・生徒：フルネー

---

[6] *完全に確定している対象者等のみを記載し、それ以外は「その他関係者及び関係機関等」などと包括的に記載する*

[7] *アンケートを実施しない場合には削除する。*

[8] *教育委員会による事前説明の際に保護者から特段の要望がなかった場合は削除する。*

ム］さんに対する指導、及び本件を踏まえた再発防止策の実施等のために利用いたします。また、これらの個人情報が記載された記録につきましては、後記本項(6)に記載した保管年限の間、本校において、適切に管理保管いたします。

(3)　関係［(★要選択) 児童　／　生徒］及び保護者に対する調査結果の提供

本件の調査の結果につきましては、関係［(★要選択) 児童　／　生徒］である［関係児童・生徒：フルネーム］さん及び同保護者に対しても調査の進行に応じた報告及び調査終了時の調査結果の報告を行いますので、その旨、ご理解ください。

[9] *(4)　アンケート結果の取り扱い*

調査の過程でアンケートを実施した場合に、結果の確認を希望される場合には、その旨、本校の「いじめ重大事態調査チーム」(連絡担当者：［連絡担当者：氏名・役職又は属性］)までお知らせください。お示しできる形に取りまとめたものをご提示した上で結果をご説明いたします。

なお、個々の［(★以下、要選択) 児童　／　生徒］が記入したアンケート用紙の原本をご確認いただいたり、写しをご提供したりすることは、記載者のプライバシー保護の観点からできかねますのでその旨ご理解ください。

(5)　調査結果の公表

市教育委員会からの事前説明の際、［対象児童・生徒：名字］様より、調査結果の公表について、［(★要選択) 希望される　／　希望されない］とのご意向を既に伺っておりますが、本件の調査結果を公表するか否か、または公表する場合の方法等につきましては、本件の調査が終了した段階で、改めて協議させていただきたいと考えております。

(6)　文書の保管期限等

調査の過程で実施したアンケート結果等の調査に係る文書及びデータにつきましては、八王子市の文書管理規則に基づき、［対象児童・生徒：名前］さんが本校を卒業されてから５年の間、本校において保管・保存いたします。保管期限満了後は、本校において適切に廃棄・削除等、処分させていただくこととなります。

８　調査終了後の対応について

前項においてご説明したとおり、本校の「いじめ重大事態調査チーム」において実施した調査結果につきましては、調査が終了した段階で、重大事態調査結果報告書の形に取りまとめを行い、同報告書を、八王子市教育委員会を通じて八王子市長に提出し、また、［対象児童・生徒：名字］様に対して、同報告書の写しをお示ししながら、調査結果の内容をご説明させていただく予定です。

もしも［対象児童・生徒：名字］様において、説明を受けた調査結果に付加して市長にお伝えになりたいことがございましたら、［対象児童・生徒：名字］様に同報告書をご確

[9] *アンケートを実施しなかった場合には項目自体削除した上、以降の項番号を修正する。*

認いただいてから１４日以内に、市長宛の所見書（同調査結果に対するご意見を記載された書面）を本校の「いじめ重大事態調査チーム」までご提出ください。この場合には、同所見書を本校のいじめ重大事態調査チームが作成した重大事態調査結果報告書に添付する形で、八王子市教育委員会に提出させていただきます。

なお、今後最善を尽くして調査に当たる所存ではございますが、調査を尽くしたとしても全ての事実関係が明らかにならないこともあること、また、本調査チームとして、調査を尽くしたと判断し、調査を終結した場合であっても、調査が不十分であるなどと市長が判断した場合には、再調査に移行する場合もあることを、予めご承知おきください。

９　今後の窓口について

今後、本重大事態調査の件に関しては、**［連絡担当者：氏名・役職又は属性］**が窓口となって対応させていただきます。何かご不明な点等が生じてご連絡いただく場合や、本校の「いじめ重大事態調査チーム」宛に書面をご提出いただく場合などにつきましては、**［連絡担当者：氏名・役職又は属性］**宛にくださいますようお願い申し上げます。

以上

本日、以上の内容が記載された書面を受領した上、説明を受けました。

[10]令和　年　月　日

［対象児童・生徒：フルネーム］さん保護者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[10] *説明終了時に、説明を受けた保護者より、日付の記入と署名をしてもらう。*

（２）関係児童・生徒、保護者その他関係者に対する説明

Question４８

重大事態調査を行うに際し、加害が疑われる側の関係児童生徒やその他の関係児童・生徒、保護者には説明をすべきでしょうか。また、説明の際に気を付けるべきことは何ですか。

Answer

重大事態調査を実施するに当たっては、加害が疑われる側の関係児童・生徒、保護者やその他の関係児童・生徒、保護者に対しても、原則として、事前に重大事態調査についての説明を行い、意見を適切に聞き取ることが必要です。その際、調査の目的が、民事、刑事、行政上の責任追及や、その他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることをよく説明してください。また、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・生徒、保護者に提示、提供、説明されることになることも、説明する必要があります（調査ガイドライン３０頁)。

なお、重大事態（特に生命心身財産重大事態）調査を行う場合は、保護者会を開くなどして、他の関係児童・生徒及びその保護者に対して重大被害が生じた事実を伝える必要が生じるケースもあります。この際、学校内で教員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となりますので、伝え方については学校内で統一するようにしましょう。保護者会など外部（記者会見を含みます。）に説明する際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・生徒及びその保護者に伝えることが必要です。説明時に配付資料等文書として外部に出す際には、事前に文書の文案の内容について了解を得るように努めましょう。事前に説明等が行われなかった場合、対象児童・生徒側は、その内容を保護者会や他の保護者等から知ることとなり、学校に対して不信を抱く原因となり得ますので、留意してください。

特に、対象児童・生徒が自死した事実を他の児童・生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、必ず遺族である対象児童・生徒の保護者から了解を得るように努めましょう。遺族が自死の事実を他の児童・生徒をはじめとする外部に伝えることを了解されない場合、遺族だけでなく他の児童・生徒や保護者の信頼を失いかねませんので、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなど工夫をして、「事故死であった」とか「転校した」などと嘘をつかないようにしてください。

調査ガイドライン　３０頁

○　関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。

○　特に調査結果をとりまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことがあるので、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要である。
○　また、関係児童生徒・保護者がいじめの行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力が得らえるよう取り組むことが重要である。また、いじめには当たらないと考えている場合には、法が定めるいじめ定義や法の趣旨等について説明することが考えられる。

６ 重大事態調査の実施

（１）調査の方法と記録の保存

Question４９

重大事態調査では、どのような調査方法をとればよいのでしょうか。また、調査の記録の保存についてはどのような点を留意すべきでしょうか。

Answer

重大事態調査では、Ｑ４６で示したような項目・内容について調査を進めていくことになります。具体的な調査方法としては、次のようなものが考えられます。

１　既に収集した情報の確認・共有

まず行うべきことは、**既に学校が収集している情報を、調査組織において確認し、共有**することです。重大事態認定にいたる経緯において、学校は、法２３条２項のいじめの事実の有無を確認するための調査や、対象児童・生徒やその保護者、関係児童・生徒やその保護者への一定の対応を行い、対応記録等が残されていることが通常です。調査組織においてその内容を確認・共有の上、更なる調査として何が必要かを検討していくことになります。

２　聴き取り

ア　聴き取り対象

当該事案の関係者からの聴き取りは、重大事態調査における重要な調査手法のひとつです。聴き取り対象として、まず、対象児童・生徒やその保護者があげられます。苦痛の中にある対象児童・生徒やその保護者の話をまず初めにしっかり聞くという姿勢は、いじめの対処の一環としても重要であり、その後の調査を円滑に進めることにも資するでしょう。

次の聴き取り対象として、いじめを行ったと疑われる関係児童・生徒やその保護者、いじめの当事者ではないものの事実関係を見聞きしていると考えられる関係児童・生徒やその保護者が考えられます。また、それまでの学校の対応についての事実関係を明らかにするため、クラス担任、部活顧問をはじめ、当該事案に対応した教職員も聴き取りの対象として検討すべきです。

イ　聴き取りにおける一般的注意点

児童・生徒からの聴取に際しては、原則として事前に保護者に知らせ、家庭との連携を円滑に行うように配慮することが必要です。

児童・生徒の中が、さまざまな理由で話をしたがらない場合もあります。聴き取りはあくまでも任意のものなので、圧力をかけて聞き出すような手法は避けるべきです。

聴き取りの正確性を担保するためにも、複数で聴き取りを行うことが望ましいです。ただ、児童・生徒が威圧感を感じずに安心して話せるよう、人数や人選については慎重に検討すべきです。主な聞き手は一人に絞り、もう一人は目立たない形で立ち会いながら主に記録を担当することも考えられるでしょう。

やりとりにおいてはできる限り児童・生徒に自由に話させ、聴取を行う者の主観で発言を解釈したり評価したりせずに、まずはオープンな質問（イエス・ノーを問うのではなく、回答内容が児童・生徒に委ねられるような質問）をするように心がけましょう。その上で、必要に応じ、ある行為をしたか否かを問う、といった方法を探ることも考えられます。

質問においては、例えば「いじめ」のような評価を含む言葉は避け、聴き取り対象者が見聞きした具体的な事実を尋ねましょう。

具体的な事実が語られた場合、その日時場所や前後関係を特定するための根拠になる情報も、できるだけ聞き取りましょう。

ウ　対象児童・生徒やその保護者からの聴き取りの注意点

まずは対象児童・生徒やその保護者の心情に寄り添いながら、丁寧な聴き取りを行う必要があります。このことは、事実関係の解明のためだけでなく、対象児童・生徒、保護者の不安や苦痛を和らげるためにも重要です。対象児童・生徒への聴き取りを、いじめを行ったとされる加害側の児童・生徒と同時に行うことがないように注意すべきです。

対象児童・生徒やその保護者の精神状態等により、直接の聴き取りが困難な場合もあるでしょう。この場合は、聴き取りを無理強いすることはないことを告げつつ、ただ、できる限り正確な情報の上に立った調査とするため、今後、状況が許す範囲で協力を依頼するにとどめるべき場合もあるでしょう。

エ　関係児童・生徒からの聴き取りの注意点

前記「一般的な注意点」にもある通り、いじめを行ったと疑われる関係児童・生徒に対しても、事実関係を決めつけるような言い方をして認めるよう迫ったり、不利益を示唆して圧力をかける等の手法は避けるべきです。傷ついた児童・生徒間の人間関係を修復し、お互いに気持ちよく学校生活を送ることができるようにするため、まずは正確な事実関係を確認することが大切であることを説明するなどしながら、冷静にやりとりしましょう。

３　アンケート（質問紙）

調査手法として、いじめが起きた可能性のある学級・学年や、部活道の部員を対象にしたアンケート（質問紙）調査も検討されるべきです。

アンケート調査を行う際には、教育委員会又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）、及びその結果を対象児童・生徒やその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象者である他の児童・生徒及びその保護者に説

明した上で実施することが必要です。

また、個別の事案が広く明らかになることによりいじめられた対象児童・生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、質問事項の内容を工夫する等の配慮をすることが必要です。

調査においては、うわさや悪意のある記述等が含まれる危険もあることから、本来は、無記名方式ではなく記名方式とし、その後回答者への聴き取りを行うことで記述の根拠を確認できるようにすることが望ましいです。ただ、児童・生徒が新たな被害の対象となることを恐れて記名式では情報を得ることが難しいと判断されるような事案では、無記名式のアンケートとすることも考えられます。

アンケートを通して、重要な事実関係について見聞きした可能性のある児童・生徒の存在が明らかになった場合、改めてその児童・生徒に対する聴き取りを行って詳細を確認することを試みましょう。

４　事実関係の整理・評価

このようにして情報を集めた上、これらを総合的に評価し、対象児童・生徒と関係児童・生徒との間で起きた出来事について事実認定を行い、それが「いじめ」に該当するか、「いじめにより」重大な被害や不登校といった結果が生じたかという因果関係について、評価を行うこととなります。更に、学校の対応が法やガイドライン等に基づく適切なものであったか、対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うことが必要とされています。Ｑ４６に掲載した重大事態調査報告書の標準的な記載事項を参照しながら、作業を進めてください。

５　調査に時間を要する場合の経過報告

重大事態調査には、数か月、もしくは年単位の時間が必要になる場合もあります。当然のことながら、対象児童・生徒は調査の推移に強い関心を持っており、何ら連絡がないまま時間だけが過ぎることになれば、不安や不信につながります。教育委員会及び学校は、重大事態調査を行っている間、調査中であることを理由として、対象児童・生徒や保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行うようにしましょう。

６　記録の保存

重大事態調査により把握した情報の記録は、地方公共団体（八王子市）の文書管理規則等に基づき適切に保存することが求められております。この「記録」には、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録のほか、教育委員会や学校がいじめの重大事態として取り扱う以前に法２３条２項の調査において取得、作成した記録（学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童・生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教員による手書きのメモの形式をとるものであっても、文書管理規則の公文書　（行政文書）に該当する場合もあります。）を含みます。

八王子市では、「市立学校文書取扱要領」に以下のとおり定め、重大事態調査に係る記録の保存期間を重大事態調査の調査対象となったケースについては、重大事態調査の原資料（アンケート、個人面談の記録、相談内容の記録、聴き取り調査の記録等）の保存期間を**対象児童・生徒の卒業後５年**と規定しています。このため、重大事態調査が実施されたケースについては、対象児童・生徒の卒業後５年間は、当該重大事態調査に係る記録を保存しておくようにしてください。

市立学校文書取扱要領（平成１１年７月１６日決裁）

学校文書の管理等については、別に定めがあるものを除くほか、次のとおり行うものとする。

（略）

９　文書の分類・保管・保存については、別紙（別紙略）「八王子市立学校文書分類表」に従うものとし、その運用は次のとおりとする。

（１）大分類・中分類の変更（名称の変更・統合・新設）は、原則として行わない。

（２）小分類については、この分類表を基準とするものとし、小分類の項目に該当する文書がない場合は欠番とする。

また、中分類の項目に該当する文書で小分類の項目が示されていない場合は、新たに小分類項目を設けることができる。なお、一簿冊中に複数の小分類文書を保管・保存することは差しつかえない。

（３）保管・保存は当面簿冊方式により、各校の実情に合わせて行うものとする。

（４）保管・保存にあたっては、簿冊に分類番号を明記すること。

（５）保存年限を経過した文書の処分については、毎年度当初に必ず行うこと

（略）

八王子市立学校文書分類表（別添２）

大分類：７　指導

中分類：８　いじめ

小分類：５　いじめの重大事態の調査に係る記録

説　明：アンケート、個人面談の記録、相談内容の記録、聴き取り調査の記録等

保存年限：卒業後５年

なお、これらの記録の廃棄については、無断で破棄して学校に対する不信を与えたケースもあります。原則として保存期限を遵守し、万が一例外的に保存期限内に廃棄すべき事情が生じた場合には、対象児童・生徒やその保護者に説明したうえで行うようにしましょう。

（２）生命心身財産重大事態の調査における留意点

Question５０

生命心身財産重大事態の調査では、どのようなことに気をつけるべきでしょうか。

Answer

ア　自殺等の重大事態

まず、学校内の児童・生徒が亡くなった場合は、速やかに事実確認をし、遺族への丁寧な関わりと教育委員会への報告を、役割分担をしながら、同時に冷静に初期対応を行うことが必要であり、数日以内の事後的対応として、**事実の解明とそれに基づく再発防止（背景調査）**及び**関係者（子ども、遺族、教職員等）の心のケア**が重要となります。心のケアに関して、SC による学校緊急支援を求める場合は、早急に教育委員会に連絡・相談しましょう。遺族との関わりについては、事案発生（認知）の直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮して、今後の接触を可能とするような関係性を構築するよう努めましょう。

この点、**「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」**（文部科学省、平成２２年３月）では、校内役割分担等の危機対応の態勢づくりや葬儀への参列を含めた遺族への関わり方、記者会見等による情報発信、保護者会の対応、児童・生徒の心のケア及び学校活動の再開に向けた対策等に関して詳述されておりますので、対応に当たる前には必ずこれを一読するようにしてください。

児童・生徒の自殺については、原因がいじめによるものか否かに関わらず、自殺調査指針に則り、まずは事案発生後速やかに基本調査を行う必要があります。そのため、児童・生徒の死亡事案において、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で得ている情報からして自殺又は自殺が疑われる場合には、必ず学校が基本調査（情報収集と整理）を実施してください（その内容や方法については、自殺調査指針を参照）。なお、自殺企図の場合であっても、再発防止の観点から、同様の対応が求められます。その際も、当該児童・生徒や保護者に丁寧に関わり、その意向を十分に確認してください。

自殺事案において、その事実を他の児童・生徒をはじめとする外部に伝えるに際しては、遺族からの承諾を得るよう努めましょう。遺族が自殺であると伝えることを承諾されないにもかかわらず、「事故死であった」「転校した」等と説明することは、学校が嘘をつくことになり児童・生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う必要があります。保護者会や記者会見等外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える必要があり、その際は、配付資料等、文書として外部に出す場合には、事前に文案の了解をとるように努めましょう。

そして、基本調査の過程において、自殺の背景にいじめが疑われる場合には、重大事態として扱い、教育委員会の判断で詳細調査に移行することとなります。

自殺調査指針 １・(１)

○自殺は一般的に，様々な原因からなる複雑な現象であると言われているが，その原因が特定されない場合が少なくない

○自殺に至る過程を丁寧に探ることではじめて，自殺に追い込まれる心理の解明や適切な 再発防止策を打ち立てることが可能となる

○背景調査は，「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり，その後の自殺防止に資する観点から，万が一子供の自殺又は自殺が疑われる死亡事案が起きたときに，学校及び学校の設置者（公立学校の場合は設置する地方公共団体の教育委員会，私立学校の場合は学校法人，国立大学に附属して設置される学校の場合は国立大学法人）が主体的に行う必要がある

＜背景調査の目標＞

○背景調査を実施することによって到達すべき「目標」は，事案によって異なるが，一般的には次の３つである

①何があったのか事実を明らかにする

②自殺に至る過程（①で明らかになった事実の影響）をできる限り明らかにする

③上記①②を踏まえ今後の再発防止への課題を考え，学校での自殺予防の取組の在り方を見直す

前述したとおり、自殺の背景調査のうち基本調査は、教育委員会の指導・支援の下、学校が主体となって行う必要があります。しかし、教育委員会の判断で詳細調査に移行する場合、詳細調査としての重大事態調査は、特段の事情がない限り教育委員会が主体となって行うべきです。なお、かかる調査においても、事案の真相解明を行うべく、逝去した対象児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮して行うようにしましょう。

国基本方針 第２・４・(１)・ｉ)

（自殺の背景調査における留意事項）

○背景調査に当たり，遺族が，当該児童生徒を最も身近に知り，また，背景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，学校の設置者又は学校は，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○詳しい調査を行うに当たり，学校の設置者又は学校は，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺

族と合意しておくことが必要である。
○調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
○背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
○学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており，学校の設置者の適切な対応が求められる。
○情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお，亡くなった児童生徒の尊厳の保持や，子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

イ　自殺等以外の重大事態

次に、自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合でも、自殺発生時の背景調査にならって、以下のような流れで調査を行うことが例として挙げられます。

①文書情報の整理

②アンケート調査（自殺調査指針Ｐ１７参照）

※結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

③聴き取り調査（自殺調査指針Ｐ１８参照）

④情報の整理（自殺調査指針Ｐ１９参照）

※①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめる等整理して、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（自殺調査指針Ｐ２０参照）

⑥報告書のとりまとめ（自殺調査指針Ｐ２０参照）

（３）不登校重大事態の調査

Question５１

不登校重大事態の調査では、どのようなことに気をつけるべきでしょうか。

Answer

不登校重大事態の場合には、重大事態に至った時点で調査の準備作業が相当進んでいるのが通常であり、調査は、それらの準備作業を前提に、更に詳細な事実関係を把握することを目指して進めることになります。

Ｑ４９に記載した注意事項に留意しながら、必要に応じて、聴き取りやアンケートを行いましょう。

不登校重大事態においては、事実関係等の調査と並行し、不登校となっている対象児童・生徒の学びの継続に向けた支援を行う必要があります。対象児童・生徒が学びを継続できるよう、保護者と丁寧にやりとりしながら、関係機関、心理・福祉の専門家等と連携し、今後の支援方策を検討することが重要です。その際に、「児童生徒理解・教育支援シート」等の既存の資料を活用するとよいでしょう。

調査ガイドライン　４４頁

○対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。市区町村教育委員会においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

○事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合がある。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要である。

○その際、指導要録や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることが考えられる。

7　重大事態調査報告書作成後の対応

（１）対象児童・生徒、保護者に対する情報提供

Question５２

重大事態調査の結果を対象児童・生徒やその保護者に対して情報提供する際に気を付けるべきことは何ですか。

Answer

ア　情報提供義務

教育委員会又は学校は、重大事態調査を行ったときに、対象児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を提供することとされています（法２８条２項）。

対象児童・生徒やその保護者に対して重大事態調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、教育委員会又は学校の法律上の義務になります。

法２８条２項

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

情報提供の具体的方法としては、とりまとめた重大事態調査報告書を、対象児童・生徒及びその保護者に提示または提供しながら、口頭でも説明することが一般的です。対象児童・生徒に対しては、その年齢や発達段階、保護者の意向、事案の内容等に照らし、大人とは別の場を設けて口頭での説明とすることも、検討されるべきです。

重大事態調査を行う際には、対象児童・生徒及びその保護者に事前に調査方針等を説明しているはずですので（Ｑ４７参照）、結果を説明する際には、事前に説明した調査方針等に沿って行うことが必要です。

また、対象児童・生徒及びその保護者に対する調査結果の提供にあたっては、加害児童・生徒やいじめを周りで見ていた又は情報提供をした児童・生徒など他の児童・生徒のプライバシー保護が問題となり得ます。特に、重大事態調査報告書を提供する場合には、個人情報はマスキングすることが必要です。

その一方、個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはなりません。実際にどのような内容をマスキングするかを判断するにあたっては、教育委員会とよく協議してください。

ところで、重大事態調査報告書は、教育委員会を通じて地方公共団体の長へ提出することとなりますが、その際に、希望があれば対象児童・生徒又はその保護者の所見を記載した文書を添えることができます。この所見は、地方自治体の長が再調査を実施するか否かを判断する上で重要な参考資料にもなり得ます。そこで、重大事態調査の結果を対象児童・生徒又はその保護者に説明する際には、これについての所見書を提出できる旨を説明する必要があります。その上で、ある程度の考慮時間を置いた上、対象児童・生徒又はその保護者に所見書を提出する意向があるか、その場合の提出の時期の目途（いつころまでに提出してほしい等）についても、やりとりしていきましょう。

調査ガイドライン　４０頁

調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等に提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示すことが望ましい。

（２）地方公共団体の長その他関係者に対する報告

Question５３

重大事態調査の結果について、地方公共団体の長にはどのように報告すべきでしょうか。また、加害側の関係児童・生徒やその保護者等に対しても報告すべきでしょうか。

Answer

ア　地方公共団体の長に対する報告

重大事態の調査結果の報告を受けた教育委員会は、公立学校に係る重大事態調査の結果につき、当該地方公共団体の長、すなわち、八王子市長に報告・説明することとなります。その際、対象児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、同人らの所見をまとめた文書の提供を受け、教育委員会が調査結果の報告に添付し八王子市長に送付することとなります。

イ　いじめを行った関係児童・生徒やその保護者、その他関係児童・生徒やその保護者に対する報告

法２８条２項に定められている教育委員会・学校の情報提供義務の相手方は、対象児童・生徒及びその保護者であり、いじめを行った関係児童・生徒やその保護者、他の児童・生徒やその保護は情報提供義務の相手方として法文上は明示されていません。

しかし、特に重大事態調査の結果を報道機関等外部に公表することになる場合（Q５４参照)、対象児童・生徒や保護者だけでなく、いじめを行った関係児童・生徒やその保護者、その他の関係児童・生徒やその保護者にも、可能な限り、事前に報告することが望まれます。

また、いじめ問題は、子ども集団が自分自身の問題として自ら解決していく力を発揮すること、学校・教員もこれを支援し力づけることが有効であることから、その前提として、当事者の意向に配慮しつつ、子ども集団との間でも適宜情報を共有しうるよう図られるべきであるとの指摘もあります。そのため、報道機関等外部に公表しない場合であっても、教育委員会又は学校は、いじめを行った児童・生徒等への情報提供に係る方針について、対象児童・生徒や保護者に改めて確認した後、対象児童・生徒側に説明した方針に沿って、加害児童・生徒及びその保護者に対して情報提供を実施し、いじめの事実関係について説明を行うことが検討されるべきです。この場合、学校は、いじめを行った関係児童・生徒及びその保護者に対し、調査方法等のプロセスを含めて、認定された事実を丁寧に伝え、当該児童・生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、対象児童・生徒への謝罪の気持ちを醸成させることも必要となります（調査ガイドライン４０～４５頁)。

（３）重大事態調査の結果の公表

Question５４

重大事態調査報告書について、市や学校のホームページ上で公開すべきでしょうか。

Answer

重大事態に関する調査結果を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、「事案の内容や重大性、対象児童・生徒、保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」とされております（調査ガイドライン ３９頁）。

特に、対象児童・生徒が死亡し、報道も行われているような事案では、調査の結果に対する社会的関心も高く、ご遺族や関係者のためだけでなく、学校や教育委員会の社会的責任としても、調査の結果明らかになった事実等を公表して正確な情報を提供すべきです。もっともこのような事案の場合、重大事態調査は学校ではなく教育委員会が主体となって行われるのが通常ですので、公表するか否か、公表する場合の方法については、個人情報の保護に配慮しつつ、教育委員会において判断することになります。

学校が調査の主体となる重大事態調査においても、調査結果の公表は、正確な事実関係を関係者や地域社会で共有した上で今後の取り組みに生かしていく上で、積極的な意味をもちます。その一方、個人名は当然伏せるにしても地域社会では関係児童・生徒が容易に特定される可能性があること、いったん公表された情報（もしくは公表された情報をもとにした論評等）はインターネット空間等で容易に拡散し回収は事実上不可能なこと等を考えると、ホームページ等での公表については慎重な検討が必要です。

こうしたことから、学校が調査主体となることが多い不登校重大事態調査においては、調査報告書を市教委や学校のホームページに掲載する方法での公表までは行わないのが一般的です。その一方、調査の結果について全て秘匿しておくことは、憶測や噂を呼んだり、学校や教育委員会が事実を隠蔽しているとして不信を招くだけでなく、再発防止策を実施するための説得力にも欠けることになります。ホームページに掲載するような形での公表は行わずとも、事案に応じて、関係児童・生徒やその保護者だけでなく、当該学級や当該学年、場合によっては全校の児童・生徒やその保護者に対して、報告書の概要を説明する場を設けるなどの対応が考えられます。

なお、重大事態調査を開始する前の段階での対象児童・生徒の保護者への説明において、調査結果の公表について、対象児童・生徒の保護者の意向を確認したり、学校や教育委員会の方針を説明することが求められています（Ｑ４７）。調査結果の公表に関する方針については、重大事態調査を開始する前に、教育委員会と協議の上で方針を策定し、対象児童・生徒の保護者に説明しておくことが必要です。

調査ガイドライン ４０～４１頁

○調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機にもなる。

○他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。

○公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することになるが、個人情報保護法や情報公開条例等にもとづいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。

○調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

○報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係地黄生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

（４）学校として行うべきその他の対応

Question５５

重大事態調査を終えた後、学校として他に検討したり対応すべきことはありますか。

Answer

重大事態調査は、その事案に適切に対処し、再発を防止するために行われるものです。すなわち、調査自体が目的ではなく、事案への適切な対処や再発防止のために、調査結果を生かしていかなければなりません。

事態への対処、及び再発予防のために具体的に行うべきこととして、次のようなものが挙げられます（調査ガイドライン ４４頁）

ア　事態への対処として考えられる対応

（ア）　対象児童・生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を引き続き行う必要があります。対象児童・生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹にも配慮しながら、学校生活を送る上でのケアが検討されるべきでしょう。

（イ）　対象児童・生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行います。対象児童・生徒、保護者が希望する場合には、教育委員会と相談の上、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要です。

（ウ）　事案によっては、対象児童・生徒といじめを行った関係児童・生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合があります。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童・生徒の見守りを行う体制をとります。

その際、指導要録や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることが考えられます。

（エ）　いじめを行った関係児童・生徒に対しては、必要に応じて、当該児童・生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行います。その際、当該児童・生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要です。

（オ）　いじめを行った関係児童・生徒に対しては、当該児童・生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童・生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による適切な支援を行うことや、児童・生徒等の福祉に関する相談・支援を要する場合におけるこども家庭支援センターなど、関係機関等による支援につなげます。

（カ）　その際、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用に加えて外部の専門機関を活用することも有効であり、児童・生徒の心理や性格の面からアセスメントを行う法務少年支援センター、いじめを行った児童・生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられます。

（キ）　重大事態調査の結果（又は調査の過程で)、いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第２３条第６項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める必要があります。警察連携通知を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに相談し、警察と連携して対応することが必要です。

（ク）　学校としても、いじめを行った児童・生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童・生徒への謝罪の気持ちや、より良い人間関係の形成に向かう姿勢を育みます。加害児童・生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行います。また、事案の内容、児童・生徒の成長発達段階等を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童・生徒に対する懲戒を検討します。ただし、出席停止措置については教育委員会が行うものであり、教育委員会との事前の協議が必要です。

イ　再発防止のために行うべき対応

重大事態調査報告書で提言された再発防止策は、実際に取り組まれなければ意味がありません。学校は、調査報告書の内容を真摯に受け止め、そこに記載された再発防止策を具体的に実現していく必要があります。

教育委員会が調査主体となる重大事態調査が行われた場合には、指導主事や調査に携わった専門家等を学校に招き、報告書の内容の説明を受けた上で、再発防止策の具体化について協議する場をもつことが考えらえます。学校が調査主体となった場合でも、報告書の内容を教職員で共有し、再発防止策を現場で実践する取り組みが必要です。

再発防止策が一時的な取り組みで終わることが無いよう、学校いじめ対策委員会でよく協議した上、学校いじめ防止基本方針の年度改定の際にこれを盛り込んでいくことも考えられます。

８ 再調査

（１）再調査の主体・組織

Question５６

重大事態調査を行った後、どのようなときに再調査が行われるのでしょうか。

Answer

法３０条１項の報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法 28 条１項の規定による調査の結果について**再調査**を行うことができます。

調査ガイドライン ４６～４７頁

（再調査を行う必要があると考えられる場合）

①調査をとりまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合

②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

③調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保れていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

公立学校について、法３０条２項により、地方公共団体の長に新たな権限が付与されるものではありませんが（同条４項参照）、地方公共団体の長は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析をあらためて行うこと等が考えられます。

法３０条２項・４項

２ 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第２８条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

４ 第２項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（２）再調査時の留意点

Question５７

再調査と重大事態調査との違いは何ですか。再調査が行われる場合に、学校が留意しておかなければならないことはありますか。

Answer

再調査が行われる場合には、教育委員会及び学校は、重大事態調査を通じて得られた資料の再調査組織への提供をはじめ、再調査に協力をすることが求められます。そのため、重大事態調査を行った後も、調査資料を保管しておかなければならないことに留意しましょう（保存期間についてＱ４９参照）。

また、再調査についても、教育委員会又は学校等による重大事態調査と同様に、再調査の主体は、対象児童・生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明することが求められます。

公立学校における重大事態調査について再調査を行った場合は、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされています（法３０条３項）。これは、議会を通じて再調査結果を公開することにより、地方公共団体の長らによる重大事態への対処法につき、議会の監視機能を働かせるためです。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて、各地方公共団体において適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保することが求められます（国基本方針 第２・４・（２）・ⅱ））。

法３０条３項

地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとするとされています。「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるSC・SSW、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられます。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられます。

おわりにーふたたびいじめの防止と対応の必要性

「はじめに」で確認したように、いじめは、子どもの人権を侵害します。

いじめは、子どもの心に大きな傷を残し、時には命を奪います。

子どもを預かり、子どもの権利を保障する場である学校は、子どものために、そして教職員を守るためにも、いじめの防止と発生した場合の対応に大きな力を注ぐべきです。

そのために、この冊子が活用されることを心から願っています。

この冊子に関するご意見・ご質問は、お気軽に下記までお寄せください。

いじめの防止と発生した場合の対処
令和４年３月　初　版発行
令和７年３月　第２版発行
発行／八王子市教育委員会
編集／学校教育部指導課
〒１９２-８５０１ 八王子市元本郷町三丁目２４番１号
TEL：０４２－６２０－７４０５
FAX：０４２－６２７－８８１１
E メール：b３０２７００@city.hachioji.tokyo.jp
URL: http://www.city.hachioji.tokyo.jp

データ及び印刷物の転載、複製、改変または貸与等は行わいようにしてください。